

【表紙】

| | |
|------------|--------------------------------------|
| 【提出書類】 | 有価証券報告書 |
| 【根拠条文】 | 金融商品取引法第24条第1項 |
| 【提出先】 | 関東財務局長 |
| 【提出日】 | 2017年11月30日 |
| 【事業年度】 | 第10期（自 2016年9月1日 至 2017年8月31日） |
| 【会社名】 | 株式会社メタップス |
| 【英訳名】 | Metaps Inc. |
| 【代表者の役職氏名】 | 代表取締役社長 佐藤 航陽 |
| 【本店の所在の場所】 | 東京都新宿区西新宿六丁目8番1号 住友不動産新宿オークタワー30階 |
| 【電話番号】 | (03) 5325 - 6280 (代表) |
| 【事務連絡者氏名】 | 財務経理本部長 萩野矢 宏樹 |
| 【最寄りの連絡場所】 | 東京都新宿区西新宿六丁目8番1号 住友不動産新宿オークタワー30階 |
| 【電話番号】 | (03) 5325 - 6280 (代表) |
| 【事務連絡者氏名】 | 財務経理本部長 萩野矢 宏樹 |
| 【縦覧に供する場所】 | 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) |

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

| 回次 | 国際会計基準 | | |
|-----------------------------------|---------------|------------|------------|
| | 移行日 | 第9期 | 第10期 |
| 決算年月 | 2015年 9月1日 | 2016年8月 | 2017年8月 |
| 売上高 (百万円) | - | 8,817 | 13,572 |
| 営業利益又は営業損失() (百万円) | - | 333 | 251 |
| 親会社の所有者に帰属する 当期利益又は損失() (百万円) | - | 718 | 260 |
| 親会社の所有者に帰属する 当期包括利益 (百万円) | - | 1,028 | 445 |
| 親会社の所有者に帰属する持分 (百万円) | 7,956 | 7,237 | 6,582 |
| 総資産額 (百万円) | 9,270 | 15,919 | 19,786 |
| 1株当たり親会社所有者帰属持分 (円) | | 559.42 | 504.12 |
| 基本的1株当たり当期利益 又は損失() (円) | - | 56.83 | 20.12 |
| 希薄化後1株当たり当期利益 又は損失() (円) | - | 56.83 | 19.79 |
| 親会社所有者帰属持分比率 (%) | 85.8 | 45.5 | 33.3 |
| 親会社所有者帰属持分当期利益率 (%) | - | 9.4 | 3.8 |
| 株価収益率 (倍) | - | - | 155.32 |
| 営業活動による キャッシュ・フロー (百万円) | - | 1,114 | 311 |
| 投資活動による キャッシュ・フロー (百万円) | - | 1,927 | 931 |
| 財務活動による キャッシュ・フロー (百万円) | - | 1,680 | 1,595 |
| 現金及び現金同等物の期末残高 (百万円) | 7,783 | 6,273 | 6,650 |
| 従業員数 (人) (外、平均臨時雇用者数) | 88 (-) | 187 (-) | 246 (-) |

(注) 1. 売上高には消費税等は含まれておりません。

2. 第10期より国際会計基準(IFRS)に基づいて連結財務諸表を作成しております。

| 回次 | 日本基準 | | | | |
|--|-----------|-----------|-----------|------------|------------|
| | 第6期 | 第7期 | 第8期 | 第9期 | 第10期 |
| 決算年月 | 2013年8月 | 2014年8月 | 2015年8月 | 2016年8月 | 2017年8月 |
| 売上高 (百万円) | 1,302 | 2,265 | 4,126 | 8,887 | 13,572 |
| 経常損失 () (百万円) | 2 | 510 | 349 | 553 | 477 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 又は親会社株主に帰属する当期純 損失 () (百万円) | 12 | 511 | 391 | 817 | 34 |
| 包括利益 (百万円) | 19 | 507 | 391 | 1,050 | 111 |
| 純資産額 (百万円) | 595 | 88 | 8,021 | 7,196 | 6,732 |
| 総資産額 (百万円) | 1,555 | 1,117 | 9,295 | 16,911 | 19,000 |
| 1株当たり純資産額 (円) | 51.26 | 115.39 | 648.08 | 544.05 | 510.14 |
| 1株当たり当期純利益金額又は 1株当たり当期純損失金額 () (円) | 1.66 | 64.66 | 40.64 | 64.74 | 2.61 |
| 潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額 (円) | - | - | - | - | - |
| 自己資本比率 (%) | 38.3 | 7.9 | 86.0 | 41.4 | 34.8 |
| 自己資本利益率 (%) | 3.7 | - | - | - | - |
| 株価収益率 (倍) | - | - | - | - | - |
| 営業活動による キャッシュ・フロー (百万円) | 150 | 729 | 2 | 1,114 | 290 |
| 投資活動による キャッシュ・フロー (百万円) | 84 | 189 | 259 | 1,928 | 1,007 |
| 財務活動による キャッシュ・フロー (百万円) | 977 | 40 | 7,767 | 1,680 | 1,595 |
| 現金及び現金同等物の期末残高 (百万円) | 1,195 | 250 | 7,783 | 6,328 | 6,650 |
| 従業員数 (人) (外、平均臨時雇用者数) | 42 (-) | 67 (-) | 88 (-) | 187 (-) | 246 (-) |

(注) 1. 売上高には消費税等は含まれておりません。

2. 第6期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、記載しておりません。また、第7期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、また、1株当たり当期純損失金額であるため記載しておりません。第8期、第9期及び第10期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、1株当たり当期純損失金額であるため記載しておりません。

3. 第7期以降の自己資本利益率は、当期純損失を計上しているため記載しておりません。

4. 第6期及び第7期の株価収益率については、当社株式は非上場であるため、記載しておりません。第8期、第9期及び第10期の株価収益率については、親会社株主に帰属する当期純損失を計上しているため記載しておりません。

5. 平均臨時雇用者数は、その総数が従業員数の100分の10未満のため、記載を省略しております。

6. 当社は、2015年1月29日開催の取締役会決議により、2015年2月6日付で株式1株につき10株の株式分割を行っておりますが、第6期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額を算定しております。

7. 第6期から第9期までの日本基準に基づく連結財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任あずさ監査法人の監査を受けております。

8. 第10期の日本基準による諸数値につきましては、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査を受けておりません。

(2) 提出会社の経営指標等

| 回次 | 第6期 | 第7期 | 第8期 | 第9期 | 第10期 |
|--|-----------|-----------|------------|------------|------------|
| 決算年月 | 2013年8月 | 2014年8月 | 2015年8月 | 2016年8月 | 2017年8月 |
| 売上高 (百万円) | 1,036 | 986 | 1,964 | 2,986 | 1,185 |
| 経常利益又は経常損失() (百万円) | 19 | 409 | 275 | 471 | 177 |
| 当期純利益又は当期純損失() (百万円) | 34 | 409 | 301 | 859 | 347 |
| 資本金 (百万円) | 479 | 479 | 4,628 | 4,663 | 4,690 |
| 発行済株式総数 | | | | | |
| 普通株式 (株) | 691,500 | 691,500 | 12,332,310 | 12,879,010 | 12,974,010 |
| A種優先株式 | 98,562 | 98,562 | - | - | - |
| 純資産額 (百万円) | 645 | 235 | 8,232 | 7,428 | 7,867 |
| 総資産額 (百万円) | 1,520 | 1,190 | 9,107 | 9,983 | 11,290 |
| 1株当たり純資産額 (円) | 44.86 | 96.72 | 667.55 | 576.80 | 603.57 |
| 1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円) | - (-) | - (-) | - (-) | - (-) | - (-) |
| 1株当たり当期純利益金額又は 1株当たり当期純損失金額() (円) | 4.60 | 51.86 | 31.37 | 68.30 | 26.84 |
| 潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額 (円) | - | - | - | - | 26.40 |
| 自己資本比率 (%) | 42.5 | 19.8 | 90.4 | 74.4 | 69.4 |
| 自己資本利益率 (%) | 9.0 | - | - | - | 4.4 |
| 株価収益率 (倍) | - | - | - | - | 116.45 |
| 配当性向 (%) | - | - | - | - | - |
| 従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (人) | 36 (-) | 50 (-) | 59 (-) | 54 (-) | 38 (-) |

(注) 1. 売上高には消費税等は含まれておりません。

- 第6期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、記載しておりません。第7期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、また、1株当たり当期純損失金額であるため記載しておりません。第8期及び第9期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、1株当たり当期純損失金額であるため記載しておりません。
- 第7期、第8期及び第9期の自己資本利益率は、当期純損失を計上しているため記載しておりません。
- 第6期及び第7期の株価収益率については、当社株式は非上場であるため、記載しておりません。第8期及び第9期の株価収益率については、当期純損失を計上しているため記載しておりません。
- 1株当たり配当額及び配当性向については、無配のため、記載しておりません。
- 平均臨時雇用者数は、その総数が従業員数の100分の10未満のため、記載を省略しております。
- 第6期から第9期の財務諸表については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)に基づき作成しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任あずさ監査法人の監査を受けております。
- 当社は、2015年1月29日開催の取締役会決議により、2015年2月6日付で株式1株につき10株の株式分割を行っておりますが、第6期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額を算定しております。

- 9 . 2015年4月30日及び2015年5月7日付で、A種優先株主及びB種優先株主の株式取得請求権の行使を受けたことにより、全てのA種優先株式及びB種優先株式を自己株式として取得し、対価として当該A種優先株式1株及びB種優先株式1株につきそれぞれ普通株式1株を交付しております。またその後2015年5月8日付で当該A種優先株式及びB種優先株式を消却しております。
- 10 . 当社は、2015年5月8日開催の臨時株主総会において、種類株式を発行する旨の定款の定めを廃止しております。

2 【沿革】

| 年月 | 概要 |
|----------|--|
| 2007年 9月 | 当社代表取締役社長佐藤航陽がイーファクター株式会社を設立。SEO（検索エンジン最適化）を中心としたマーケティングコンサルティングサービスの提供を東京都世田谷区で開始 |
| 2010年 6月 | 東京都新宿区新宿六丁目29番 8 号に本社移転 |
| 2010年 7月 | 共同購入型のクーポンサイト“ TOKUPO（トクポ） ”を開設 |
| 2011年 4月 | アプリ収益化プラットフォーム“ metaps ”のサービス提供を開始 |
| 2011年 6月 | SEO事業をngi group株式会社（現ユナイテッド株式会社）へ譲渡 |
| 2011年 6月 | シンガポール子会社、Metaps Pte. Ltd.を設立 |
| 2011年12月 | イーファクター株式会社から株式会社メタップスに社名変更 |
| 2012年 4月 | 香港駐在員事務所を設置 |
| 2012年 6月 | 東京都新宿区新宿二丁目 5 番12号に本社移転 |
| 2012年10月 | 米国支店、Metaps Internationalを設立 |
| 2013年 4月 | 共同購入型のクーポンサイト“ TOKUPO（トクポ） ”をテレビ東京ブロードバンド株式会社へ事業移管 |
| 2013年 4月 | 韓国支店、Metaps Koreaを設立 |
| 2013年10月 | 台湾支店、新加坡商媒達思股份有限公司台湾分公司を設立 |
| 2013年12月 | 中国子会社、盈利点信息科技有限公司（上海）有限公司を設立 |
| 2014年 4月 | オンライン決済プラットフォーム“ SPIKE ”のサービス提供を開始 |
| 2014年 6月 | 英国にMetaps Pte. Ltd.の子会社として、Metaps Europe Limitedを設立 |
| 2014年10月 | 東京都新宿区西新宿六丁目 8 番 1 号住友不動産新宿オークタワー30階に本社移転 |
| 2015年 5月 | 国内子会社、株式会社デジタルサイエンスラボを合併で設立 |
| 2015年 6月 | 韓国支店を閉鎖し、韓国子会社Metaps Korea Inc.を設立 |
| 2015年 8月 | 東京証券取引所マザーズに株式を上場 |
| 2015年10月 | 韓国のNextapps Inc.を子会社化 |
| 2016年 4月 | ベイデザイン株式会社を完全子会社化 |
| 2016年 7月 | 韓国子会社Nextapps Inc.が韓国子会社Metaps Korea Inc.を吸収合併 |
| 2016年 8月 | 韓国子会社Nextapps Inc.からMetaps Plus Inc.に商号変更 |
| 2016年11月 | 韓国のSmartcon Co. Ltd.を子会社化 |
| 2016年12月 | 株式会社メタップスリンクスを設立し、国内マーケティング関連サービスに関する権利義務を承継 |

3【事業の内容】

当社グループは、当社及び連結子会社17社により構成されており、「世界の頭脳になる」というミッションのもと、世界8拠点において事業展開しております。

サービス領域としては、マーケティング（分析、広告、販促等）及びファイナンス（決済、投資、融資等）、コンシューマ（EC、メディア、動画等）の3つの分野において事業展開しております。また、各事業で得られるデータを統合的に管理しAI（人工知能）に反復学習させることで、加速度的に成長する経済圏（プラットフォーム）を作り出すことを目指しております。スピードの速いテクノロジー領域で競争力を保つために、社会の方向性を先読みし、常に先手を打って新たなプロダクトを投入できる研究開発体制の強化に努めることで、企業価値並びに株主価値の増大を図っていきます。

マーケティング関連サービスの主要サービスである“metaps”は、AI（人工知能）が様々な角度からアプリの成功パターンを学習し、アプリ開発者が勘や経験に頼らず、データを活用して様々な意思決定を行うためのアプリ収益化プラットフォームを提供しております。

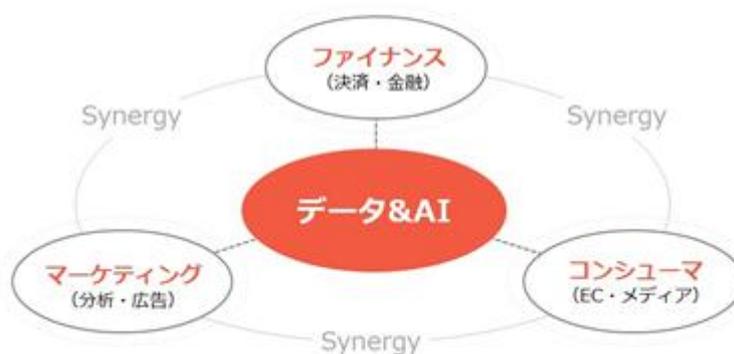
ファイナンス関連サービスにおいては、子会社であるペイデザイン株式会社を中心に、オンライン決済サービス“SPIKE”等、決済に限らずマーケティングや電子マネーをはじめとする幅広いサービスをEC事業者を提供しております。また、集約したデータをグループ内のみならず外部企業とも積極的に協働し活用することで、より多くのユーザを対象としたスケールの大きなサービス確立を目指しております。

今後は、これらの既存事業から得た知見を活用し、メディアや動画等のコンシューマ関連サービスの展開を図っていきます。

データとAIを軸とした経済圏の構築

Datanomics(データノミクス) = Data(情報) + Economics(経済)

顧客行動がデータとして可視化される時代において、事業を通して得られるデータを軸とした経済圏の構築を成長戦略とする



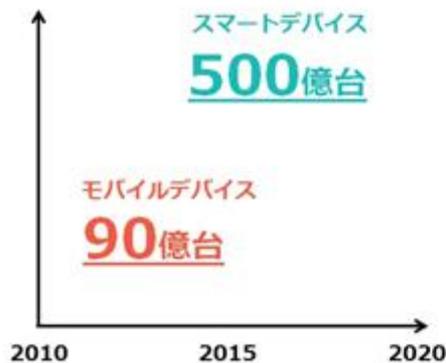
事業環境

近年、スマートフォンの普及により、ユーザのアプリ利用が増え、インターネットの利用時間はそれまで主流であったウェブからアプリにシフトしております。当社が事業を展開するインターネット広告業界においても、モバイル広告の市場が急速に拡大しております。2020年にはネットにつながる端末が500億台を超えとも言われており、あらゆる物が常時ネットに接続され、個人の行動パターンが全てデータ化される世界が来ると考えられています。

あらゆる物がネットに接続され膨大なデータが溢れる時代へ

<スマートデバイスの急増>

2020年にはネットにつながる
端末は500億台を超える



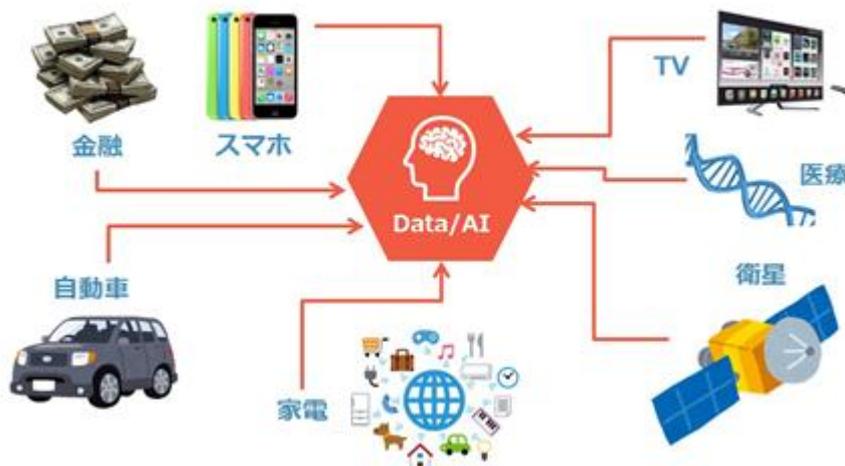
<ハイパーコネクティビティ>

全てのモノが常時ネットにつな
がる時代に突入し、個人の行動パ
ターンが全てデータ化する世界へ



このような事業環境の中、世界中にあふれる膨大なデータとAI（人工知能）を活用し、システムによるデータの分析・パターンの認識・将来予測算出の自動化等を通して、あらゆるビジネスの自動化と効率化を進めることで、我々の生活を向上させるためのサービスやソリューションを常に先行して生み出し、提供していくことが当社グループの使命と考えています。

当社の事業展開の考え方



事業内容

(1) マーケティング関連サービス

マーケティング関連サービスの主軸である“metaps”は、アプリの集客・分析・収益化をワンストップで支援するアプリ開発者向けのプラットフォームです。SDK（以下、「Metaps SDK」という。）と呼ばれる開発キットを導入するだけでアプリ運営に必要なKPI及びデータを一元管理出来ます。また、AI（人工知能）を活用して適切なユーザに適切な広告を配信することで、アプリの収益を最大化します。具体的には、AIを活用した機械学習により、過去から現在に至るデータを解析し、自然言語処理による単語レベルでの類似性や、画像解析による、アイコンやクリエイティブの類似性、売上順位やダウンロード規模での競合可能性等、様々な角度からアプリの現状を可視化します。また、GooglePlayやAppStore“内”での順位の変動と、それに対応するGooglePlayやAppStore“外”（ソーシャルメディアや検索、ブログでの出現頻度/回数、テレビCM等）でのイベントとの相関関係を解析し、予測に活かします。その結果、アプリ開発者は勘や経験に頼らず、データに基づいて最適なターゲットに対して広告配信を行うことが可能となります。アプリに紐づく端末固有の広告IDを検知することで、端末ベースでは約2億端末に広告配信できる規模に成長しました。当社では、Metaps SDKを導入し、アプリ内に広告を表示するアプリの集合体のことを自社ネットワークと呼び、LINE等のMetaps SDKの導入はされていないものの、当社が広告を配信できるアプリの集合体のことを外部ネットワークと呼んでおります。当社は、以下の様々な広告関連サービスを、当社グループの世界8拠点において顧客に提供することが可能です。その上で、自社ネットワーク及び外部ネットワークを用いて、より幅広いユーザに対して広告配信できることが他社との大きな差別化の要因となっております。

“metaps”の主なサービスは、以下の5つとなります。

1. インセンティブ付与の成果報酬型広告サービスの提供
2. 成果報酬型広告（ネイティブ広告）サービスの提供
3. クリック課金をベースとした広告サービスの提供
4. “Metaps Analytics”の提供
5. テレビCM等のオフライン（インターネット以外）広告の提供等

“metaps”のサービスの中核となるプロダクトが、Metaps Analyticsです。アプリ開発者はMetaps Analyticsを導入することで、アプリ運営に必要なKPI及びデータを一元管理することが出来、その上で自社が求めるユーザをターゲットとする最適なマーケティング施策を打つことができます。Metaps Analyticsでは、DAUやインストール数等の主要KPIの把握や、GooglePlayやAppStoreデータに基づく競合比較分析、自社アプリのユーザ動向分析、当社独自のAI（人工知能）による売上シミュレーション等、アプリ運営に必要な様々な機能を提供しております。現在、世界8拠点に展開する当社コンサルタントが、Metaps Analyticsを活用したマーケティングソリューションを顧客に提供しております。また、当社では、マーケティングノウハウを蓄積するために試験的にスマートフォンアプリの運営も行っており、常にアプリ開発者の目線に立ったサービス開発を行っています。

Metaps Analyticsの具体的な機能は、以下の4つとなります。

1. 広告効果レポート：配信ネットワークごとのユーザの残存率や課金率等のKPIを可視化して把握することで、最適な広告投資をサポートします。世界中の1,000以上の主要な外部ネットワークや媒体（メディア）に対応しており、広告効果の測定が可能です。
2. データマネジメント：アプリユーザの課金額、課金回数、利用頻度等の行動履歴に基づいたセグメントを自動で作成し、一元管理することができます。複数のアプリを運営する場合はアプリを横断してデータを管理することで、顧客ごとに強固なプラットフォーム基盤の構築が可能です。
3. インテリジェンス：蓄積したアプリの様々なデータを解析し、AI（人工知能）により将来の売上や各種KPIの予測が出来ます。
4. マーケットの分析：ランキングや競合分析等のマーケット情報の提供を行います。また、アプリストアやソーシャルメディアを解析することで、自社アプリのデモグラフィックを見ることが可能です。ユーザレビューの言語解析も行っており、自社アプリの満足点と問題点の発見が可能です。

< “metaps”に係るビジネスの流れ >

1. 広告主は、アプリ収益化に関するコンサルティング及び広告プロモーションを当社に発注します。
2. Metaps Analytics（DMP）を経由して、最適な属性・セグメントに限定されたスマートフォンユーザをターゲティングし広告を配信します。
3. スマートフォンユーザが、アプリを利用した際にアプリ内に広告が表示されます。広告が表示されるアプリを媒体（メディア）と呼び、以下の2種類の媒体ネットワークがあります。

（ア）自社ネットワーク：Metaps SDKを導入し、アプリ内に広告を表示するアプリの集合体のこと

（イ）外部ネットワーク：LINE等のように、Metaps SDKの導入されていないものの、当社が広告を配信できるアプリの集合体のこと

4. スマートフォンユーザが広告を閲覧し、クリックやダウンロードをした瞬間に来訪ユーザの情報とその成果通知が当社システムに自動的に送信されます。
5. スマートフォンユーザが広告を閲覧し、当社が成果通知（クリックやダウンロード）を受信すると、当社より媒体（メディア）に対し、媒体手数料の支払いを行います。
6. 広告主は、当社によるコンサルティング及び広告プロモーションにより、効果的に自社アプリの宣伝効果を獲得することが可能となります。その対価として、当社に広告料等を支払います。

（２）ファイナンス関連サービス

ファイナンス関連サービスについては、2016年4月に国内大手決済代行会社であるペイデザイン株式会社を完全子会社化し、同年7月に従来当社が展開していた“SPIKE”等のサービスを含め、全てのファイナンス関連サービスを統合したことにより、事業規模、事業内容共に急速に拡大しております。

主なサービスは、以下の4つとなります。

1. EC決済事業：Eコマース市場における各種決済サービスの提供
2. リアル店舗決済事業：店舗におけるクレジットカード決済サービスの提供
3. 家賃決済事業：不動産業界における各種決済サービスの提供
4. 電子マネー事業：電子マネーの販売、発行、決済サービス

取り扱う決済代行の手段は、“SPIKE”等の簡易的なオンライン決済サービスの他に、クレジットカード決済、コンビニ決済、電子マネー決済、ペイジー決済、メールリンク型決済（“メールでピュン！”）、家賃決済等があり、法人から個人まで幅広い利用者を対象としております。また、付帯するサービスとして、マーケティング関連事業における知見を活かした法人のマーケティング支援や売上向上を目的とした集客サポート等を行っています。

今後は、法人間及び個人間の決済データを集約し、外部企業や各種金融機関との連携も強化し、決済、融資、投資等の金融分野への事業展開を目指してまいります。



（３）コンシューマ関連サービス

コンシューマ関連については、2017年9月、時間取引所“タイムバンク”を開始しております。“タイムバンク”は、様々な「時間」を売買できるマーケットプレイスであり、ユーザは、専門家が販売する時間を購入、使用、売却、保有することができ、専門家は隙間時間を収益に変えることができます。“タイムバンク”は様々な空き時間を有効活用できる「時間市場」の創出を通して、人々の働き方や生き方を変えていくことをミッションとしております。

4【関係会社の状況】

| 名称 | 住所 | 資本金 | 主要な事業の内容 | 議決権の 所有割合 (%) | 関係内容 |
|--|----------------------|------------------------|-----------|---------------------|---------|
| (連結子会社) Metaps Pte. Ltd. (注) 4、5 | シンガポール共和国 シンガポール市 | 2,000千SGD 2,500千USD | マーケティング事業 | 100.0 | 役員の兼任あり |
| Metaps Plus Inc. (注) 4、5 | 大韓民国ソウル 特別市 | 517百万KRW | 同上 | 79.79 | 役員の兼任あり |
| ペイデザイン株式会社 (注) 4、5 | 東京都新宿区 | 1,134百万円 | ファイナンス事業 | 100.0 | 役員の兼任あり |
| ピカム株式会社 | 東京都目黒区 | 100百万円 | マーケティング事業 | 100.0 | 役員の兼任あり |
| Smartcon Co. Ltd. (注) 1、4、5 | 大韓民国 ソウル特別市 | 300百万KRW | ファイナンス事業 | 75.0 | 役員の兼任あり |
| 株式会社 メタップスリンクス (注) 2 | 東京都新宿区 | 100百万円 | マーケティング事業 | 100.0 | 役員の兼任あり |
| その他 11社 | | | | | |

- (注) 1. Smartcon Co. Ltd.につきましては、2016年11月11日に株式を51%取得し、同社を連結子会社と致しました。また、本件はSmartcon Co. Ltd.の2016年12月期の業績に応じて価格調整が生じるスキームを採用しており、買収価格想定時の業績に基づき所有株式数の所有割合が取得日時点の51%から75%まで増加しております。
2. 株式会社メタップスリンクスにつきましては、2016年12月1日付で、当社のマーケティング事業を承継させる新設分割により設置しております。
3. 上記の他、持分法適用関連会社3社を有しておりますが、重要性が乏しいため記載を省略しております。
4. 特定子会社に該当しております。
5. Metaps Pte. Ltd.、Metaps Plus Inc.、ペイデザイン株式会社及びSmartcon Co. Ltd.については、売上高(連結会社相互間の内部売上高を除く。)の連結売上高に占める割合が10%を超えております。
- 主要な損益情報等

(単位：百万円)

| | Metaps Pte. Ltd. | Metaps Plus Inc. | ペイデザイン 株式会社 | Smartcon Co. Ltd. |
|---------|------------------|------------------|----------------|-------------------|
| 売上高 | 1,430 | 2,069 | 2,547 | 1,877 |
| 税引前当期利益 | 34 | 3 | 154 | 46 |
| 当期利益 | 34 | 26 | 218 | 49 |
| 資本合計 | 137 | 420 | 1,800 | 130 |
| 資産合計 | 564 | 1,864 | 7,613 | 1,064 |

5【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

当社グループの事業はアプリ収益化事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

2017年8月31日現在

| セグメントの名称 | 従業員数(人) |
|----------|---------|
| アプリ収益化事業 | 246 |

(注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数(パートタイマーを含む。)は、含んでおりません。また、臨時雇用者は従業員数の100分の10未満であるため、記載を省略しております。

2. 使用人数が前連結会計年度末と比べて、59名増加したのは、主として2016年11月11日付でSmartcon Co. Ltd.を連結子会社化したためであります。

(2) 提出会社の状況

当社の事業はアプリ収益化事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

2017年8月31日現在

| 従業員数(人) | 平均年齢(歳) | 平均勤続年数(年) | 平均年間給与(百万円) |
|---------|---------|-----------|-------------|
| 38 | 34.3 | 2.3 | 6.6 |

(注) 1. 従業員数は就業人員(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。)であり、臨時雇用者数(パートタイマーを含む。)は、含んでおりません。また、臨時雇用者は従業員数の100分の10未満であるため、記載を省略しております。

2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

(3) 労働組合の状況

当社グループの労働組合は結成されていませんが、労使関係は安定しております。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

当社及び子会社の連結財務諸表は、当第1四半期連結累計期間からIFRSを適用しております。また前年同四半期及び前連結会計年度の連結財務諸表につきましても、IFRSに準拠して表示しております。

(1) 業績

当連結会計年度における当社グループを取り巻く事業環境は、インターネット広告市場が前年比13.0%増の1兆3,100億円と順調に拡大し、広告費全体の20.8%を占めるまでに成長しました(注1)。また、スマートフォン市場も継続的に拡大を続けており、スマートフォンの普及率は69.7%に達しました(注2)。世界的にもデジタル広告へのシフトが加速しており、2018年にはデジタル広告がテレビを抜いて最大の広告メディアになり、デジタル広告の中でもモバイル広告のシェアがパソコン広告を上回ると言われております(注3)。同様に、スマートフォンの普及によりアプリ利用も継続して拡大しております。

このような状況の中、当連結会計年度は、アプリ収益化プラットフォーム“metaps”を主力としたマーケティング関連サービスにおいて、グローバルでの売上が継続して好調であった他、決済プラットフォーム“SPIKE”をはじめとするファイナンス関連サービスが堅調に拡大したことが寄与し、上場以来初めてとなる通期の営業利益の黒字化を達成致しました。

以上の結果、当連結会計年度の業績は、売上高13,572百万円(前連結会計年度比53.9%増)、営業利益251百万円(前連結会計年度は営業損失333百万円)、税引前当期利益278百万円(前連結会計年度は税引前当期損失571百万円)、当期利益264百万円(前連結会計年度は当期損失668百万円)、親会社の所有者に帰属する当期利益260百万円(前連結会計年度は親会社の所有者に帰属する当期損失718百万円)となりました。

出所(注1) 電通「2016年日本の広告費」

(注2) 内閣府経済社会総合研究所「消費動向調査(2017年3月実施調査結果)」

(注3) 電通「世界の広告費成長率予測」

(2) キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度末における現金及び現金同等物(以下、「資金」という。)の残高は、前連結会計年度末6,273百万円に比べ377百万円増加し、6,650百万円となりました。当連結会計年度における、各キャッシュ・フローの状況と、それらの要因は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果支出した資金は311百万円となりました。これは主にファイナンス関連サービスが拡大したことと起因する、営業債権及びその他の債権の増減額2,250百万円、営業債務及びその他の債務の増減額1,746百万円によるものです。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果支出した資金は931百万円となりました。これは主に子会社株式の取得による支出939百万円によるものです。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果得られた資金は1,595百万円となりました。これは主に社債の発行による収入2,371百万円によるものです。

(3) 中期経営方針～データノミクス構想～の策定

当社は、2020年度を最終年度とした中期経営方針～データノミクス構想～を策定し、目標達成に向けた取り組みを開始しております。

顧客行動がデータとして可視化される時代において、事業を通して得られるデータを軸とした経済圏の構築を成長戦略とし、独自のAI（人工知能）技術やデータ分析の知見を活用し、マーケティング、ファイナンス、コンシューマの分野における事業展開を目指していきます。初年度となる2017年度においては、FinTech及びAI（人工知能）を重点投資領域とし、その後の事業展開の基盤とする計画です。

また、2020年度に掲げる定量目標として、取扱高（注1）1兆円、売上高1,000億円、営業利益100億円を掲げています。

（注1）決済サービスを含む、メタップス経済圏全体における取扱高。

(4) 並行開示情報

連結財務諸表規則（第7章及び第8章を除く。以下「日本基準」という。）により作成した要約連結財務諸表及びIFRSにより作成した連結財務諸表における主要な項目と日本基準により作成した場合の連結財務諸表におけるこれらに相当する項目との差異に関する事項は、以下のとおりであります。

なお、日本基準により作成した当連結会計年度の要約連結財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査を受けておりません。

要約連結貸借対照表（日本基準）

（単位：百万円）

| | 前連結会計年度 (2016年8月31日) | 当連結会計年度 (2017年8月31日) |
|--------------|-------------------------|-------------------------|
| 資産の部 | | |
| 流動資産 | 12,735 | 14,003 |
| 固定資産 | | |
| 有形固定資産 | 81 | 141 |
| 無形固定資産 | 3,791 | 4,354 |
| 投資その他の資産 | 285 | 495 |
| 固定資産合計 | 4,157 | 4,990 |
| 繰延資産 | 19 | 8 |
| 資産合計 | 16,911 | 19,000 |
| 負債の部 | | |
| 流動負債 | 8,405 | 9,366 |
| 固定負債 | 1,309 | 2,902 |
| 負債合計 | 9,715 | 12,268 |
| 純資産の部 | | |
| 株主資本 | 7,287 | 6,723 |
| その他の包括利益累計額 | 280 | 105 |
| 新株予約権 | 75 | 40 |
| 非支配株主持分 | 114 | 74 |
| 純資産合計 | 7,196 | 6,732 |
| 負債純資産合計 | 16,911 | 19,000 |

要約連結損益計算書及び要約連結包括利益計算書（日本基準）
要約連結損益計算書

（単位：百万円）

| | 前連結会計年度 (自 2015年 9月 1日 至 2016年 8月31日) | 当連結会計年度 (自 2016年 9月 1日 至 2017年 8月31日) |
|---|---|---|
| 売上高 | 8,887 | 13,572 |
| 売上原価 | 7,232 | 10,564 |
| 売上総利益 | 1,655 | 3,008 |
| 販売費及び一般管理費 | 1,965 | 3,481 |
| 営業利益又は営業損失（ ） | 310 | 473 |
| 営業外収益 | 19 | 106 |
| 営業外費用 | 261 | 110 |
| 経常利益又は経常損失（ ） | 553 | 477 |
| 特別利益 | 4 | 356 |
| 特別損失 | 93 | 15 |
| 税金等調整前当期純利益又は税金等調整前当期 純損失（ ） | 643 | 136 |
| 法人税等合計 | 104 | 70 |
| 当期純利益又は当期純損失（ ） | 746 | 65 |
| 非支配株主に帰属する当期純利益 | 71 | 32 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株 主に帰属する当期純損失（ ） | 817 | 34 |

要約連結包括利益計算書

（単位：百万円）

| | 前連結会計年度 (自 2015年 9月 1日 至 2016年 8月31日) | 当連結会計年度 (自 2016年 9月 1日 至 2017年 8月31日) |
|-----------------|---|---|
| 当期純利益又は当期純損失（ ） | 746 | 65 |
| その他の包括利益合計 | 303 | 177 |
| 包括利益 | 1,050 | 111 |
| （内訳） | | |
| 親会社株主に係る包括利益 | 1,104 | 141 |
| 非支配株主に係る包括利益 | 55 | 30 |

要約連結株主資本等変動計算書（日本基準）

前連結会計年度（自 2015年9月1日 至 2016年8月31日）

（単位：百万円）

| | 株主資本 | その他の包括利益累計額 | 新株予約権 | 非支配株主持分 | 純資産合計 |
|---------|-------|-------------|-------|---------|-------|
| 当期首残高 | 7,986 | 7 | - | 28 | 8,021 |
| 当期変動額合計 | 699 | 287 | 75 | 86 | 824 |
| 当期末残高 | 7,287 | 280 | 75 | 114 | 7,196 |

当連結会計年度（自 2016年9月1日 至 2017年8月31日）

（単位：百万円）

| | 株主資本 | その他の包括利益累計額 | 新株予約権 | 非支配株主持分 | 純資産合計 |
|---------|-------|-------------|-------|---------|-------|
| 当期首残高 | 7,287 | 280 | 75 | 114 | 7,196 |
| 当期変動額合計 | 563 | 175 | 35 | 40 | 464 |
| 当期末残高 | 6,723 | 105 | 40 | 74 | 6,732 |

要約連結キャッシュ・フロー計算書（日本基準）

（単位：百万円）

| | 前連結会計年度 （自 2015年9月1日 至 2016年8月31日） | 当連結会計年度 （自 2016年9月1日 至 2017年8月31日） |
|--------------------|--|--|
| 営業活動によるキャッシュ・フロー | 1,114 | 290 |
| 投資活動によるキャッシュ・フロー | 1,928 | 1,007 |
| 財務活動によるキャッシュ・フロー | 1,680 | 1,595 |
| 現金及び現金同等物に係る換算差額 | 93 | 24 |
| 現金及び現金同等物の増減額（は減少） | 1,455 | 322 |
| 現金及び現金同等物の期首残高 | 7,783 | 6,328 |
| 現金及び現金同等物の期末残高 | 6,328 | 6,650 |

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更（日本基準）

前連結会計年度（自 2015年9月1日 至 2016年8月31日）

（企業結合に関する会計基準等の適用）

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号平成25年9月13日）、「連結財務諸表に関する会計基準」（企業会計基準第22号 平成25年9月13日）及び「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第7号 平成25年9月13日）等を当連結会計年度から適用し、当期純損失等の表示の変更及び少数株主持分から非支配株主持分への表示の変更を行っております。当該表示の変更を反映させるため、前連結会計年度については連結財務諸表の組替えを行っております。

（平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用）

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第32号平成28年6月17日）を当連結会計年度に適用し、2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。これによる損益に与える影響は軽微であります。

当連結会計年度（自 2016年9月1日 至 2017年8月31日）

該当事項はありません。

IFRSにより作成した連結財務諸表における主要な項目と日本基準により作成した場合の連結財務諸表におけるこれらに相当する項目との差異に関する事項

前連結会計年度（自 2015年9月1日 至 2016年8月31日）

「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 連結財務諸表注記 31. 初度適用」に記載のとおりであります。

当連結会計年度（自 2016年9月1日 至 2017年8月31日）

当社グループは、日本基準では一定期間でのれんの償却を行っていましたが、IFRSでは、のれんの償却を行っていないため販売費及び一般管理費が250百万円減少しております。

2【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当社グループで行う事業は、提供するサービスの性格上、生産実績の記載になじまないため、当該記載を省略しております。

(2) 受注実績

当社グループで行う事業は、提供するサービスの性格上、受注実績の記載になじまないため、当該記載を省略しております。

(3) 販売実績

当連結会計年度における販売実績をセグメント毎に示すと、次のとおりであります。なお当社グループはアプリ収益化事業の単一セグメントであります。

| セグメントの名称 | 当連結会計年度 (自 2016年9月1日 至 2017年8月31日) | |
|----------|--|----------|
| | 販売高(百万円) | 前年同期比(%) |
| アプリ収益化事業 | 13,572 | 53.9 |

(注) 1. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2. 最近2連結会計年度の主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

| 相手先 | 前連結会計年度 (自 2015年9月1日 至 2016年8月31日) | | 当連結会計年度 (自 2016年9月1日 至 2017年8月31日) | |
|----------|--|-------|--|-------|
| | 金額(百万円) | 割合(%) | 金額(百万円) | 割合(%) |
| 日本瓦斯株式会社 | - | - | 1,667 | 12.3 |

3. 前連結会計年度の日本瓦斯株式会社に対する販売実績は、当該販売実績の総販売実績に対する割合が100分の10未満のため記載を省略しております。

3【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

海外市場への対応

アプリ収益化事業の発展には、継続してグローバル展開を進めることが不可欠であり、海外での事業拡大を加速化するために、既に収益化が順調に進んでいる中華圏及び東南アジア地域における事業展開の強化を行ってまいります。事業展開の強化の一環として、日本流の経営の押しつけでなく、それぞれの地域に応じた事業構築と、現地責任者・スタッフのローカル採用強化を継続して行ってまいります。同時に、日本やシンガポール等、先行して事業展開を行っている地域が培ったオペレーションノウハウをグローバルで共有し、「効率化」・「標準化」・「スピード化」を意識し取り組んでまいります。

開発スピード強化への対応

既存プロダクトのシステム稼働は安定しておりますが、インターネット領域における目まぐるしい変化スピードに対応していくためには、常に新しいプロダクトを創造し続ける必要があります。また、グローバルでユーザを獲得するためには今まで以上にプロダクトに高い質と信頼が求められます。そのため、多言語化に対応できるシステム開発や仕様作成を進める一方で、情報漏洩、情報セキュリティ面でのリスク対応強化についても並行して進められるよう、引き続き優秀な技術者の確保、職場環境の改善に努めてまいります。

組織体制の整備

当社グループは、成長段階にあり、業務運営の効率化やリスク管理のための内部管理体制の強化が重要な課題であると考えております。このため、バックオフィス業務の整備を推進し、経営の公正性・透明性を確保するための内部管理体制強化に取り組んでまいります。具体的には、業務運営上のリスクを把握してリスク管理を適切に運用すること、定期的な内部監査の実施によるコンプライアンス体制の強化、監査役監査の実施によるコーポレート・ガバナンス機能の充実等を行ってまいります。

経営体制の強化対応

インターネット業界においては、事業に関連する技術革新のスピードや顧客ニーズの変化が速く、それに基づく新サービスが常に生み出されております。これらの最新のニーズを的確に察知し、迅速な意思決定を行える体制を整えることで、常に市場をリードしていくことが当社グループの成長につながります。これを実現するために、各国ユーザのニーズを的確に察知できるグローバルな人材の確保を行える体制を構築して参ります。

新規事業の展開について

当社グループの展開する事業の属するインターネット業界は、急速な進化、拡大を続けており、事業に関連する技術革新のスピードや顧客ニーズの変化が速いため、当社グループにおいても顧客ニーズを満たす新サービスの展開を常に検討しております。今後も、マーケティング、ファイナンス、コンシューマ関連のサービス領域への積極的な参入等、データとAIを軸とした積極的な事業展開を進めてまいります。

上記施策により、内部管理体制やコーポレート・ガバナンスの充実を図りながら、グローバルにおける更なる事業拡大及び継続的な収益拡大に今後も取り組んでまいります。

4【事業等のリスク】

当社グループの事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、リスク要因となる可能性があると考えられる主な事項及びその他投資者の判断に重要な影響を及ぼすと考えられる事項を以下のとおり記載しております。また、必ずしもそのようなリスク要因に該当しない事項につきましても、投資家の投資判断上、重要であると考えられる事項につきましては、投資家に対する積極的な情報開示の観点から以下に開示しております。当社グループは、これらのリスク発生の可能性を十分に認識し、発生の回避及び発生した場合の対応に取り組む方針ではありますが、当社株式に関する投資判断は、本項及び本書中の本項以外の記載事項を慎重に検討した上で行われる必要があると考えております。

なお、本項記載のうち将来に関する事項は、将来において発生の可能性がある全てのリスクを網羅するものではなく、本書提出日現在において当社グループが判断したものであります。

業界環境について

(1) インターネット広告業界について

近年、インターネット広告市場は拡大傾向にあり、テレビに続く広告媒体とされております。しかしながら、インターネット広告市場は、インターネットそのものの市場成長が阻害されるような状況、景気動向や広告主の広告戦略の変化等による影響を受けやすい状況にあります。当社グループでは、収益源を国内外に分散させると共に、広告収入に頼らない新たなサービスの展開を模索しておりますが、今後これら広告の出稿状況に変化が生じた場合等には、当社グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 電子決済業界について

ファイナンス関連サービスにおいて、消費者向け電子商取引（EC）をはじめとした非対面販売を行う事業者（以下、加盟店）とクレジットカード会社等の各決済事業者との間の決済情報をつなぎ、加盟店に対して、クレジットカード等の決済業務が効率よく実現できるサービスを提供しております。当該電子商取引に係る決済市場は、「インターネットの普及」・「EC事業者の増加」・「消費者のEC事業者の利用拡大による電子商取引市場の拡大」の各要素の拡大により、今日まで成長を続けております。当社グループにおいても市場拡大のためさらなる情報セキュリティの向上、取引の安全性向上等に注力しておりますが、これらの要素の変化が当社グループのビジネスに影響を及ぼす可能性があります。また、ECをめぐる新たな法的規制や個人消費の衰退等により、EC普及の低迷やEC市場の停滞が発生した場合には、EC市場と密接な関係にある電子決済業界に属する当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

経営成績の変動について

インターネット業界は、急速な進化・拡大を続けながらもまだ歴史が浅く、インターネット人口の推移、インターネット広告の市場規模、並びに新しいビジネスモデル等には、不透明な部分が多くあります。また、当社グループは、必要に応じて、子会社の設立を含めた新規事業を積極的に行ってまいります。このような環境下において、業績の見通しは、当社グループが一定の前提条件のもとに判断したものであり、その情報の正確性を保証するものではありません。そのため、様々な要因の変化による経営環境の変化等により、実際の業績や結果とは異なる可能性があります。また、将来の会計基準や税制の大きな変更があった場合等には、当社グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

法的規制等について

当社グループの取り組むマーケティング関連サービスに関して、ビジネスの継続に著しく重要な影響を及ぼす法規制は現在のところありません。しかしながら、今後の法整備の結果によりインターネット広告業界全体が何らかの規制を受け、規制の結果、当社グループの事業展開に重要な影響を及ぼす可能性があります。

一方、当社グループは、EC市場に立脚して、電子決済プラットフォームを提供しており、資金決済法の規制を受けております。当社グループでは顧問弁護士等を通じて新たな規制の情報を直ちに入手し対応するための体制を整えておりますが、今後、新たにEC・インターネット決済に関する規制、クレジットカード業界に関する規制、並びに資金決済法における資金保全義務（供託金等）に関する規制等の制定又は改正等が実施された場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

内部管理体制について

当社グループは、グループの企業価値を最大化すべく、コーポレート・ガバナンスの充実を経営の重要課題の一つと位置づけ、多様な施策を実施しております。当社では内部監査室を中心とした内部監査の実施等の施策により、適切な内部管理体制を維持、構築しておりますが、今後、事業の急速な拡大等により、十分な内部管理体制の構築が追いつかない状況が生じる場合には、適切な業務運営が困難となり、当社グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

特定の経営者等への依存及び人材確保・育成に係るリスクについて

当社グループは、今後のグローバルな事業展開を見据えて、人材の採用及び人材育成を重要な経営課題の一つと位置付けております。しかしながら、グローバルな事業展開に見合った十分な人材の確保・育成が困難となった場合や、代表取締役を含む役員、幹部社員に代表される専門的な知識、技術、経験を有している職員が、何らかの理由によって退任、退職し、後任者の採用が困難となった場合等には、当社グループの業績及び今後の事業展開に影響を及ぼす可能性があります。

情報セキュリティに係るリスクについて

当社グループは、インターネットを用いたサービスを展開しており、当社グループのサービス提供に必要なコンピューターネットワークをはじめとする情報セキュリティの強化を推進しております。しかしながら、コンピューターウイルス等は日々新種が増殖しているといわれており、その時点で考えうる万全の対策を行っていたとしても、コンピューターシステムの瑕疵、コンピューターウイルスへの感染、外部からの不正な手段によるコンピューター内への侵入、役職員・パートナー事業者の過誤、自然災害、急激なネットワークアクセスの集中、予想しえない悪意による不正行為等により、重要データの漏洩、コンピュータープログラムの不正改ざん等の損害が発生する可能性があり、その結果、第三者からの損害賠償請求、当社グループの信用下落等により、当社グループの業績及び今後の事業展開に影響を及ぼす可能性があります。

個人情報の管理に係るリスクについて

当社グループは、事業を通じて取得した個人情報を保有しており、「個人情報の保護に関する法律」（平成17年4月施行）の規定に則って作成したプライバシーポリシーに沿って管理し、その遵守に努めております。しかしながら、不測の事態により情報セキュリティに係るリスクが発生し、個人情報が漏洩した場合や個人情報の収集過程で問題が生じた場合等には、当社グループへの損害賠償請求や当社グループの信用の下落等の損害が発生し、業績及び今後の事業展開に影響を及ぼす可能性があります。

知的財産権に係るリスクについて

当社グループは、インターネットビジネス業界における技術革新、知的財産権ビジネスの拡大等に伴い、知的財産権の社内管理体制を強化しておりますが、契約条件の解釈の齟齬、当社グループが認識していない知的財産権の成立等により、当社グループが第三者から知的財産権侵害の訴訟、使用差止請求等を受けた場合、多額の費用と時間が係るにより、当社グループの業績及び今後の事業展開に影響を及ぼす可能性があります。

自然災害等に係るリスクについて

地震や台風等の自然災害、未知のコンピューターウイルス、テロ攻撃、システムトラブルといった事象が発生し、当社グループがそれらの影響を受けた場合、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。当社グループではシステムをクラウドで管理する等、リスクの分散を図っておりますが、当社グループの拠点及びコンピューターネットワークのインフラが整備されている地域において、自然災害等が発生した場合には多大な損害を被る可能性があり、当社グループの業績及び今後の事業展開に影響を及ぼす可能性があります。

今後の事業展開に伴うリスクについて

当社グループは、一般消費者を対象とするサービスを展開していることから、予期せず風評被害を受ける可能性があります。また、当社グループは、海外売上高比率が過半を占める高い水準にあります。当社グループでは特定の国への依存度が高くないよう、世界8拠点でのサービス展開を行う等収益源の多様化を図っておりますが、海外へ事業展開を行っていく上で、各国の法令、規制、政治、社会情勢、為替変動、競合環境をはじめとした潜在的风险に対処出来ないことも想定されます。係る場合には、当社グループのブランドイメージが毀損し、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

アプリ収益化事業に係るリスクについて

(1) マーケティング関連サービスに係るリスクについて

アプリ広告は、インターネット広告市場におけるスマートフォン広告市場において順調な成長をしております。しかしながら、広告主が広告費用を削減する等、景気動向の影響を受ける可能性や、広告主の経営状態の悪化、広告の誤配信等により、広告代金の回収が出来ず、媒体主等に対する支払債務を負担する可能性があります。また、媒体主との取引が継続されず広告枠や広告商品の仕入れが出来なくなった場合及び取引条件等が変更された場合、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(2) ファイナンス関連サービスに係るリスクについて

電子決済市場は、EC市場の拡大に伴い順調な成長をしております。しかしながら、景気動向等を要因としたEC市場の停滞に伴う決済額の縮小や、加盟店舗の減少等が起きた場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

技術革新によるサービスの陳腐化について

アプリ広告分野は、インターネットの広告市場でも、今後成長する分野として注目されており、広告の効果とメディア価値を向上させるために様々な技術開発や取り組みが行われております。当社グループも広告配信システムの開発や改善、機能の追加、データ分析やマーケティングの新たな手法の導入等を積極的に行っておりますが、アプリ広告における新たな技術や手法が出現した場合、当社グループが提供しているサービスの競争力が著しく低下する可能性があります。

また、当社グループが取扱うアプリ広告の多くは、スマートフォン端末向け広告であり、スマートフォン端末に搭載されるOS(Operating System)の提供者によるガイドライン、機能の変更等により、当社グループの業績及び今後の事業展開に影響を及ぼす可能性があります。

同様に電子決済分野においても、ECにおける決済手段の多様化やスマートフォン利用の拡大等により、常に進化しております。当社グループでは、安全で便利な決済環境を利用者に提供するため、既存サービスの充実及び新規サービスの開始を積極的に進める等、技術革新への対応を進めております。しかしながら、今後当社グループが新たな技術やサービスへの対応が遅れた場合、競合他社に対する競争力が結果として低下する恐れがあり、場合によっては当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

競合について

当社グループの収益の柱であるインターネット広告業界において、現在複数の競合会社が存在しており、相互に競争関係にあります。当業界は特に大規模なシステム投資を必要とするものではないため、参入障壁は一般的に高くないとされ、厳しい競争環境にあると判断しております。当社グループとしては、今後もより広告主の利便性を重視したシステムの開発やインターネット広告だけに限らないアプリ収益化のためのトータルプランニングを推進することで、競争優位性の維持に尽力して参りますが、将来、競合他社がより競争力の高い営業戦略を掲げて優位性を築いたり、新規参入者が新たなビジネスモデルを創造したりした場合、当社グループの優位性が損なわれること等により、当社グループの業績に重要な影響を及ぼす可能性があります。

同様に電子決済業界においても、決済サービスの提供という観点からは、複数の競合会社が存在しております。当社グループではアプリ収益化事業の一環として、決済サービスの提供にとどまらないアプリ収益化のためのサービスをトータルとして提供しており、今後とも常に一步先を行くスピーディーな事業展開と、プロダクト開発体制の強化を進めていくことで他社との差別化を図ってまいります。今後競合他社が当社グループのサービスを模倣・追随し、これまでの当社グループの特徴が標準的なものとなり差別化が難しくなること、これまでになく新しい技術を活用した画期的なサービスを展開する競合他社が出現すること等の事態が生じた場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

特定の業界への依存について

当社マーケティング関連サービスの顧客は、現状、ゲーム業界に属する企業の割合が比較的高い傾向にあります。当社グループは、今後アプリ領域へ参入してくるノンゲーム顧客(ブランドやEC)との取引も既に開始しており、取引相手となる業界を分散することでリスクを軽減しておりますが、同業界の再編成、事業戦略の転換並びに動向等によっては、当社グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

過年度の業績(社歴が短いこと)について

当社グループは、2007年9月に設立されており、設立後の経過期間は10年程度と社歴が浅い会社となります。また、その間に事業の形態も変更していること等から、当社グループの過年度の経営成績は期間業績比較を行うための十分な材料とならず、過年度の業績のみでは今後の業績を必ずしも正確に判断できない可能性があります。

ストック・オプションの行使による株式価値の希薄化について

当社グループは、当社グループ取締役及び従業員に対するインセンティブを目的とし、新株予約権（以下「ストック・オプション」という。）を付与しております。これらのストック・オプションが権利行使された場合には、保有株式の価値が希薄化する可能性があります。

配当政策（無配）について

当社グループは、株主還元を適切に行っていくことが重要であると認識しており、剰余金の配当については、内部留保とのバランスを考慮して適切な配当を実施していくことを基本方針としております。

しかしながら、当社グループは、未だ成長過程にある企業であり、主要事業の立ち上げ間もないことから未だ内部留保が薄く、創業以来配当を行っておりません。前記のとおり、当社グループは成長過程にあると認識していることから、内部留保の充実を図り、収益力強化や事業基盤整備のための投資に充当することにより、なお一層の事業拡大を目指すことが、将来において安定的かつ継続的な利益還元につながるかと考えているため、今後の配当実施の可能性及び実施時期については未定であります。

税務上の繰越欠損金について

第10期連結会計年度末には、当社グループに税務上の繰越欠損金が存在しております。当社グループの業績が事業計画に比して順調に推移することにより、繰越欠損金が解消した場合には、通常の税率に基づく法人税、住民税及び事業税が計上されることとなり、当期利益及びキャッシュ・フローに影響を及ぼす可能性があります。

5【経営上の重要な契約等】

「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等（1）連結財務諸表 連結財務諸表注記 6 . 企業結合及び30 . 重要な後発事象」に記載のとおりであります。

6【研究開発活動】

当連結会計年度における研究開発費は49百万円です。

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析は、以下のとおりであります。なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社グループの連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号）第1条の2に掲げる「指定国際会計基準特定会社」の要件を全て満たすことから、同第93条の規定により、IFRSに準拠して作成しております。

その作成には、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額及び開示に影響を与える見積りを必要としております。これらの見積りについては、過去の実績等を勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積りによる不確実性のため、これらの見積りとは異なる場合があります。

当社グループの連結財務諸表で採用する重要な会計方針は、後記「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 連結財務諸表注記 3. 重要な会計方針」に記載しておりますが、特に次の重要な会計方針及び見積りが連結財務諸表に大きな影響を及ぼすと考えております。

のれんについては、将来において当初想定した収益が見込めなくなり、減損の必要性を認識した場合には、のれんの減損処理を行う可能性があります。

(2) 財政状態の分析

(資産)

当連結会計年度末の資産合計は19,786百万円となり、前連結会計年度末の資産合計15,919百万円と比べ3,867百万円増加しました。これは主に、ファイナンス関連サービスが拡大したこと及びSmartcon Co.Ltd.を連結の範囲に加えたことによるものです。

(負債)

当連結会計年度末の負債合計は12,964百万円となり、前連結会計年度末の負債合計8,363百万円と比べ4,601百万円増加しました。これは主に、ファイナンス関連サービスが拡大したこと、Smartcon Co.Ltd.を連結の範囲に加えたこと及び社債が増加したことによるものです。

(資本)

当連結会計年度末の資本合計は6,822百万円となり、前連結会計年度末の資本合計7,556百万円と比べ734百万円減少しました。これは主に、非支配株主との資本取引に伴う資本剰余金の減少1,162百万円によるものです。

(3) 経営成績の分析

経営成績の分析については、「第2 事業の状況 1 業績等の概要 (1) 業績」に記載しております。

(4) キャッシュ・フローの状況についての分析

キャッシュ・フローの分析については、「第2 事業の状況 1 業績等の概要 (2) キャッシュ・フローの状況」に記載しております。

(5) 戦略的現状と見通し

アプリ収益化事業において、Metaps Analyticsの機能強化を進めるのと同時に、グローバルでの営業活動を継続的に行っていきます。その成長と収益基盤を基礎として、今後金融及びIoT領域へと事業拡大を推進していく方針であります。世界中に溢れる膨大なデータを活用し、我々の生活を向上させるためのサービスやソリューションを常に業界に先駆けて生み出し、提供していくことが当社の使命と考えており、今後もデータを競争力として、デバイスの進化と共にマネタイズモデルを拡大させて行きます。

(6) 経営者の問題認識と今後の方針について

当社の経営陣は、現在の事業環境並びに入手可能な情報に基づき、迅速かつ最善な経営戦略の立案、施策の実施に努めております。当社が今後も持続的に成長するためには、事業規模の拡大に合わせて人材拡充を進めると同時に、教育研修制度や定着率アップのための福利厚生制度の拡充を図る必要があると認識しております。また、事業領域の拡大に対応した内部管理体制の強化等の組織整備を進めていく方針にあります。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当社グループでは、アプリ収益化プラットフォームの新規開発及び運営機能の充実・強化等を目的とした設備投資を継続的に実施しております。

当連結会計年度において実施した設備投資の総額は220百万円(無形資産含む)であり、その主な内容は、ソフトウェアの取得によるものであります。

なお、当社グループはアプリ収益化事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。また、当連結会計年度において重要な設備の除却又は売却はありません。

2【主要な設備の状況】

(1) 提出会社

2017年8月31日現在

| 事業所名 (所在地) | 設備の内容 | 帳簿価額 | | | 従業員数 (人) |
|----------------|-------|-------------|--------------------|-------------|-------------|
| | | 建物 (百万円) | 工具、器具及び 備品(百万円) | 合計 (百万円) | |
| 本社 (東京都新宿区) | 事務所他 | 9 | 7 | 16 | 38 |

- (注) 1. 金額には消費税等を含めておりません。
2. 本社の建物は連結会社以外からの賃借設備で、年間賃借料は68百万円であります。
3. 臨時雇用者数は、その総数が従業員数の100分の10未満のため、記載を省略しております。
4. 当社はアプリ収益化事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

(2) 国内子会社

2017年8月31日現在

| 会社名 | 事業所名 (所在地) | 設備の内容 | 帳簿価額 | | | 従業員数 (人) |
|------------|----------------|-------|-------------|------------------------|-------------|-------------|
| | | | 建物 (百万円) | 工具、器具 及び備品 (百万円) | 合計 (百万円) | |
| ペイデザイン株式会社 | 本社 (東京都新宿区) | 事務所他 | 10 | 35 | 44 | 80 |

- (注) 1. 金額には消費税等を含めておりません。
2. 本社の建物は連結会社以外からの賃借設備で、年間賃借料は69百万円であります。
3. 臨時雇用者数は、その総数が従業員数の100分の10未満のため、記載を省略しております。
4. 当社はアプリ収益化事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

(3) 在外子会社

2017年8月31日現在

| 会社名 | 事業所名 (所在地) | 設備の内容 | 帳簿価額 | | | 従業員数 (人) |
|------------------|------------------------|-------|-------------|------------------------|-------------|-------------|
| | | | 建物 (百万円) | 工具、器具 及び備品 (百万円) | 合計 (百万円) | |
| Metaps Plus Inc. | 本社 (大韓民国 ソウル特別市) | 事務所他 | 33 | 28 | 62 | 33 |

- (注) 1. 金額には消費税等を含めておりません。
2. 本社の建物は連結会社以外からの賃借設備で、年間賃借料は45百万円であります。
3. 臨時雇用者数は、その総数が従業員数の100分の10未満のため、記載を省略しております。
4. 当社はアプリ収益化事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

3【設備の新設、除却等の計画】

当社グループは、アプリ収益化事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

(1) 重要な設備の新設等

重要な設備の新設等の計画はありません。

(2) 重要な設備の除却等

重要な設備の除却等の計画はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

| 種類 | 発行可能株式総数(株) |
|------|-------------|
| 普通株式 | 42,000,000 |
| 計 | 42,000,000 |

【発行済株式】

| 種類 | 事業年度末現在発行数(株) (2017年8月31日) | 提出日現在発行数(株) (2017年11月30日) | 上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名 | 内容 |
|------|-------------------------------|------------------------------|------------------------------------|--|
| 普通株式 | 12,974,010 | 13,413,810 | 東京証券取引所 (マザーズ) | 完全議決権株式 であり、権利内 容に何ら限定の ない当社におけ る標準となる株 式であります。 単元株式数は 100株でありま す。 |
| 計 | 12,974,010 | 13,413,810 | - | - |

(注)「提出日現在発行数」欄には、2017年11月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

第5回新株予約権（2012年11月30日定時株主総会決議）

| | 事業年度末現在 (2017年8月31日) | 提出日の前月末現在 (2017年10月31日) |
|--|--|----------------------------|
| 新株予約権の数(個) | 300 | |
| 新株予約権のうち自己新株予約権の数(個) | | |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式 | 同左 |
| 新株予約権の目的となる株式の数(株) | 30,000(注)1、8 | (注)1、8 |
| 新株予約権の行使時の払込金額(円) | 228(注)2、8 | 同左 |
| 新株予約権の行使期間 | 自 2014年12月1日 至 2017年11月30日 | 同左 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) | 発行価格 228(注)8 資本組入額 114(注)8 | 同左 |
| 新株予約権の行使の条件 | (注)3 | 同左 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。 | 同左 |
| 代用払込みに関する事項 | | |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | (注)4 | 同左 |

(注)1. 新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は、1株とする。

なお、当社が株式分割(株式無償割当を含む。)又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整する。但し、係る調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行なう場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、新株予約権の目的となる株式の数は、合理的な範囲で調整される。

2. 当社が株式分割(株式無償割当を含む。)又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が行使価額を下回る払込価額で募集株式の発行又は自己株式の処分をする場合、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

3. 新株予約権の行使の条件に関する事項は次のとおりであります。

新株予約権者が当社又は当社子会社の取締役、執行役員、監査役又は従業員のいずれでもなくなった場合、権利行使ができない。但し、取締役会が認めた場合はこの限りではない。

新株予約権者が死亡した場合、その相続人は権利行使ができない。但し、取締役会が認めた場合はこの限りではない。

その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

4. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項は次のとおりであります。
- 当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以下総称して「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付する。この場合、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行する。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限る。
- i 交付する再編対象会社の新株予約権の数
- 残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数を基準に、組織再編行為の条件等を勘案して合理的に決定される数とする。
- 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
- 再編対象会社の普通株式とする。
- 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
- 組織再編行為の条件等を勘案のうえ、合理的に決定される数とする。
- 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
- 組織再編行為の条件等を勘案のうえ得られる再編後行使価額に上記に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
- 新株予約権を行使することができる期間
- 新株予約権を行使できる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
5. 増加する資本金及び資本準備金に関する事項
- 現在の発行内容に準じて決定する。
6. 譲渡による新株予約権の取得の制限
- 譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要する。
7. 新株予約権の取得事由
- 現在の発行内容に準じて決定する。
8. 2012年11月15日開催の取締役会決議により、2012年12月6日付で普通株式1株につき10株の株式分割、2015年1月29日開催の取締役会決議により、2015年2月6日付で普通株式1株につき10株の株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」「新株予約権の行使時の払込金額」「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」を調整しております。

第7回新株予約権（2012年11月30日定時株主総会決議）

| | 事業年度末現在 (2017年8月31日) | 提出日の前月末現在 (2017年10月31日) |
|--|--|----------------------------|
| 新株予約権の数(個) | 89 | 13 |
| 新株予約権のうち自己新株予約権の数(個) | | |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式 | 同左 |
| 新株予約権の目的となる株式の数(株) | 8,900(注)1、8 | 1,300(注)1、8 |
| 新株予約権の行使時の払込金額(円) | 228(注)2、8 | 同左 |
| 新株予約権の行使期間 | 自 2015年8月27日 至 2018年8月26日 | 同左 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) | 発行価格 228(注)8 資本組入額 114(注)8 | 同左 |
| 新株予約権の行使の条件 | (注)3 | 同左 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。 | 同左 |
| 代用払込みに関する事項 | | |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | (注)4 | 同左 |

(注)1. 新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は、10株とする。

なお、当社が株式分割(株式無償割当を含む。)又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整する。但し、係る調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行なう場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、新株予約権の目的となる株式の数は、合理的な範囲で調整される。

2. 当社が株式分割(株式無償割当を含む。)又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が行使価額を下回る払込価額で募集株式の発行又は自己株式の処分をする場合、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

3. 新株予約権の行使の条件に関する事項は次のとおりであります。

新株予約権者が当社又は当社子会社の取締役、執行役員、監査役又は従業員のいずれでもなくなった場合、権利行使ができない。但し、取締役会が認めた場合はこの限りではない。

新株予約権者が死亡した場合、その相続人は権利行使ができない。但し、取締役会が認めた場合はこの限りではない。

その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

4. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項は次のとおりであります。

当社が合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以下総称して「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付する。この場合、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行する。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限る。

- i 交付する再編対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数を基準に、組織再編行為の条件等を勘案して合理的に決定される数とする。
新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、合理的に決定される数とする。
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
組織再編行為の条件等を勘案のうえ得られる再編後行使価額に上記に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
新株予約権を行使することができる期間
新株予約権を行使できる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- 5. 増加する資本金及び資本準備金に関する事項
現在の発行内容に準じて決定する。
- 6. 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要する。
- 7. 新株予約権の取得事由
現在の発行内容に準じて決定する。
- 8. 2015年1月29日開催の取締役会決議により、2015年2月6日付で普通株式1株につき10株の株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」「新株予約権の行使時の払込金額」「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」を調整しております。

第8回新株予約権（2013年11月29日定時株主総会決議）

| | 事業年度末現在 (2017年8月31日) | 提出日の前月末現在 (2017年10月31日) |
|--|--|----------------------------|
| 新株予約権の数(個) | 264 | 264 |
| 新株予約権のうち自己新株予約権の数(個) | | |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式 | 同左 |
| 新株予約権の目的となる株式の数(株) | 26,400(注)1、8 | 26,400(注)1、8 |
| 新株予約権の行使時の払込金額(円) | 451(注)2、8 | 同左 |
| 新株予約権の行使期間 | 自 2016年1月29日 至 2019年1月28日 | 同左 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) | 発行価格 451(注)8 資本組入額 226(注)8 | 同左 |
| 新株予約権の行使の条件 | (注)3 | 同左 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。 | 同左 |
| 代用払込みに関する事項 | | |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | (注)4 | 同左 |

(注)1. 新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は、10株とする。

なお、当社が株式分割(株式無償割当を含む。)又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整する。但し、係る調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行なう場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、新株予約権の目的となる株式の数は、合理的な範囲で調整される。

2. 当社が株式分割(株式無償割当を含む。)又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が行使価額を下回る払込価額で募集株式の発行又は自己株式の処分をする場合、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

3. 新株予約権の行使の条件に関する事項は次のとおりであります。

新株予約権者が当社又は当社子会社の取締役、執行役員、監査役又は従業員のいずれでもなくなった場合、権利行使ができない。但し、取締役会が認めた場合はこの限りではない。

新株予約権者が死亡した場合、その相続人は権利行使ができない。但し、取締役会が認めた場合はこの限りではない。

その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

4. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項は次のとおりであります。

当社が合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以下総称して「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付する。この場合、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行する。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限る。

- i 交付する再編対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数を基準に、組織再編行為の条件等を勘案して合理的に決定される数とする。
新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、合理的に決定される数とする。
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
組織再編行為の条件等を勘案のうえ得られる再編後行使価額に上記に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
新株予約権を行使することができる期間
新株予約権を行使できる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
5. 増加する資本金及び資本準備金に関する事項
現在の発行内容に準じて決定する。
6. 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要する。
7. 新株予約権の取得事由
現在の発行内容に準じて決定する。
8. 2015年1月29日開催の取締役会決議により、2015年2月6日付で普通株式1株につき10株の株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」「新株予約権の行使時の払込金額」「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」を調整しております。

第9回新株予約権（2013年11月29日定時株主総会決議）

| | 事業年度末現在 (2017年8月31日) | 提出日の前月末現在 (2017年10月31日) |
|--|--|----------------------------|
| 新株予約権の数(個) | 1,314 | 1,256 |
| 新株予約権のうち自己新株予約権の数(個) | | |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式 | 同左 |
| 新株予約権の目的となる株式の数(株) | 131,400(注)1、8 | 125,600(注)1、8 |
| 新株予約権の行使時の払込金額(円) | 451(注)2、8 | 同左 |
| 新株予約権の行使期間 | 自 2016年8月20日 至 2019年8月19日 | 同左 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) | 発行価格 451(注)8 資本組入額 226(注)8 | 同左 |
| 新株予約権の行使の条件 | (注)3 | 同左 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。 | 同左 |
| 代用払込みに関する事項 | | |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | (注)4 | 同左 |

(注)1. 新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は、10株とする。

なお、当社が株式分割(株式無償割当を含む。)又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整する。但し、係る調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行なう場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、新株予約権の目的となる株式の数は、合理的な範囲で調整される。

2. 当社が株式分割(株式無償割当を含む。)又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が行使価額を下回る払込価額で募集株式の発行又は自己株式の処分をする場合、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

3. 新株予約権の行使の条件に関する事項は次のとおりであります。

新株予約権者が当社又は当社子会社の取締役、執行役員、監査役又は従業員のいずれでもなくなった場合、権利行使ができない。但し、取締役会が認めた場合はこの限りではない。

新株予約権者が死亡した場合、その相続人は権利行使ができない。但し、取締役会が認めた場合はこの限りではない。

その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

4. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項は次のとおりであります。

当社が合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以下総称して「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付する。この場合、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行する。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限る。

- i 交付する再編対象会社の新株予約権の数
 - 残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数を基準に、組織再編行為の条件等を勘案して合理的に決定される数とする。
 - 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、合理的に決定される数とする。
 - 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
組織再編行為の条件等を勘案のうえ得られる再編後行使価額に上記に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
 - 新株予約権を行使することができる期間
新株予約権を行使できる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- 5. 増加する資本金及び資本準備金に関する事項
現在の発行内容に準じて決定する。
- 6. 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要する。
- 7. 新株予約権の取得事由
現在の発行内容に準じて決定する。
- 8. 2015年1月29日開催の取締役会決議により、2015年2月6日付で普通株式1株につき10株の株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」「新株予約権の行使時の払込金額」「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」を調整しております。

第10回新株予約権（2014年11月28日定時株主総会決議）

| | 事業年度末現在 (2017年8月31日) | 提出日の前月末現在 (2017年10月31日) |
|--|--|----------------------------|
| 新株予約権の数(個) | 40 | 30 |
| 新株予約権のうち自己新株予約権の数(個) | | |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式 | 同左 |
| 新株予約権の目的となる株式の数(株) | 4,000(注)1、8 | 3,000(注)1、8 |
| 新株予約権の行使時の払込金額(円) | 451(注)2、8 | 同左 |
| 新株予約権の行使期間 | 自 2016年12月20日 至 2019年12月19日 | 同左 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) | 発行価格 451(注)8 資本組入額 226(注)8 | 同左 |
| 新株予約権の行使の条件 | (注)3 | 同左 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。 | 同左 |
| 代用払込みに関する事項 | | |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | (注)4 | 同左 |

(注)1. 新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は、10株とする。

なお、当社が株式分割(株式無償割当を含む。)又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整する。但し、係る調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行なう場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、新株予約権の目的となる株式の数は、合理的な範囲で調整される。

2. 当社が株式分割(株式無償割当を含む。)又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が行使価額を下回る払込価額で募集株式の発行又は自己株式の処分をする場合、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

3. 新株予約権の行使の条件に関する事項は次のとおりであります。

新株予約権者が当社又は当社子会社の取締役、執行役員、監査役又は従業員のいずれでもなくなった場合、権利行使ができない。但し、取締役会が認めた場合はこの限りではない。

新株予約権者が死亡した場合、その相続人は権利行使ができない。但し、取締役会が認めた場合はこの限りではない。

その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

4. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項は次のとおりであります。

当社が合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以下総称して「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付する。この場合、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行する。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限る。

- i 交付する再編対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数を基準に、組織再編行為の条件等を勘案して合理的に決定される数とする。
新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、合理的に決定される数とする。
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
組織再編行為の条件等を勘案のうえ得られる再編後行使価額に上記に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
新株予約権を行使することができる期間
新株予約権を行使できる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
5. 増加する資本金及び資本準備金に関する事項
現在の発行内容に準じて決定する。
6. 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要する。
7. 新株予約権の取得事由
現在の発行内容に準じて決定する。
8. 2015年1月29日開催の取締役会決議により、2015年2月6日付で普通株式1株につき10株の株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」「新株予約権の行使時の払込金額」「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」を調整しております。

第11回新株予約権（2014年11月28日定時株主総会決議）

| | 事業年度末現在 (2017年8月31日) | 提出日の前月末現在 (2017年10月31日) |
|--|--|----------------------------|
| 新株予約権の数(個) | 290 | 275 |
| 新株予約権のうち自己新株予約権の数(個) | | |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式 | 同左 |
| 新株予約権の目的となる株式の数(株) | 29,000(注)1 | 27,500(注)1 |
| 新株予約権の行使時の払込金額(円) | 2,500(注)2 | 同左 |
| 新株予約権の行使期間 | 自 2017年5月12日 至 2020年5月11日 | 同左 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) | 発行価格 2,500 資本組入額 1,250 | 同左 |
| 新株予約権の行使の条件 | (注)3 | 同左 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。 | 同左 |
| 代用払込みに関する事項 | | |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | (注)4 | 同左 |

(注)1. 新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は、100株とする。

なお、当社が株式分割(株式無償割当を含む。)又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整する。但し、係る調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行なう場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、新株予約権の目的となる株式の数は、合理的な範囲で調整される。

2. 当社が株式分割(株式無償割当を含む。)又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が行使価額を下回る払込価額で募集株式の発行又は自己株式の処分をする場合、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

3. 新株予約権の行使の条件に関する事項は次のとおりであります。

新株予約権者が当社又は当社子会社の取締役、執行役員、監査役又は従業員のいずれでもなくなった場合、権利行使ができない。但し、取締役会が認めた場合はこの限りではない。

新株予約権者が死亡した場合、その相続人は権利行使ができない。但し、取締役会が認めた場合はこの限りではない。

その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

4. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項は次のとおりであります。

当社が合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以下総称して「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付する。この場合、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行する。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限る。

- i 交付する再編対象会社の新株予約権の数
 - 残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数を基準に、組織再編行為の条件等を勘案して合理的に決定される数とする。
 - 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、合理的に決定される数とする。
 - 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
組織再編行為の条件等を勘案のうえ得られる再編後行使価額に上記 に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
 - 新株予約権を行使することができる期間
新株予約権を行使できる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- 5 . 増加する資本金及び資本準備金に関する事項
現在の発行内容に準じて決定する。
- 6 . 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要する。
- 7 . 新株予約権の取得事由
現在の発行内容に準じて決定する。

第12回新株予約権（2017年1月26日臨時取締役会決議）

| | 事業年度末現在 (2017年8月31日) | 提出日の前月末現在 (2017年10月31日) |
|--|--------------------------------|----------------------------|
| 新株予約権の数(個) | 6,950 | 3,004 |
| 新株予約権のうち自己新株予約権の数(個) | | |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式 | 同左 |
| 新株予約権の目的となる株式の数(株) | 695,000(注)1 | 300,400(注)1 |
| 新株予約権の行使時の払込金額(円) | 当初行使価額 1株当たり3,575 (注)2、3 | 同左 |
| 新株予約権の行使期間 | 自 2017年2月14日 至 2020年2月13日 | 同左 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行 価格及び資本組入額(円) | (注)4 | 同左 |
| 新株予約権の行使の条件 | 各第12回新株予約権の一部 行使はできない。 | 同左 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | | 同左 |
| 代用払込みに関する事項 | | |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | | 同左 |

(注)1. 第12回新株予約権の目的となる株式の数

- (1) 第12回新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式700,000株とします(第12回新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下「割当株式数」といいます。)は100株とします。)。但し、下記(2)乃至(4)により割当株式数が調整される場合には、第12回新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとします。
- (2) 当社が下記3.の規定に従って行使価額の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整されます。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てます。なお、係る算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、下記3.に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とします。

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

- (3) 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由に係る下記3.(2)、(5)及び(6)による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とします。
- (4) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後の割当株式数の適用開始日の前日までに、第12回新株予約権に係る新株予約権者(以下「第12回新株予約権者」といいます。)に対し、係る調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知します。但し、下記3.(2)に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行います。

2. 行使価額の修正

当社は、2017年8月14日以降を修正日として、当社取締役会の決議に基づき、行使価額を当該取締役会決議の日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(同日に終値がない場合には、その直前の終値)の90%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額に修正することができ、修正後の行使価額は当該取締役会決議の日の翌取引日(以下「修正日」という。)以降に適用されます。但し、修正日は、初回を除き、直前の修正日から6ヶ月以上経過していることを要します。また、上記の計算によると修正後の行使価額が1,788円(以下「下限行使価額」といいます、下記3.の規定を準用して調整されます。)を下回ることとなる場合には、修正後の行使価額は下限行使価額とします。

当社は、行使価額の修正を決議し修正後の行使価額が確定した場合には、第12回新株予約権者に対し、修正後の行使価額を通知します。

3. 行使価額の調整

- (1) 当社は、当社が第12回新株予約権の発行後、下記(2)に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式(以下「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整します。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$$

- (2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによります。

下記(4)に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合(無償割当による場合を含みます。)(但し、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含みます。)の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除きます。)

調整後の行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当の場合はその効力発生日とします。)以降、又は係る発行もしくは処分につき株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用します。

株式の分割により普通株式を発行する場合

調整後の行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用します。

下記(4)に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は下記(4)に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含みます。)を発行又は付与する場合(但し、当社又はその関係会社(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項に定める関係会社をいいます。)の取締役その他の役員又は使用人に新株予約権を割り当てる場合を除きます。)

調整後の行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日(新株予約権の場合は割当日)以降又は(無償割当の場合は)効力発生日以降これを適用します。但し、株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用します。

当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含みます。)の取得と引換えに下記(4)に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後の行使価額は、取得日の翌日以降これを適用します。

上記乃至の場合において、基準日が設定され、かつ効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、上記乃至にかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用します。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに第12回新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付します。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \frac{\text{調整前行使価額により}}{\text{当該期間内に交付された株式数}}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとします。

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行いません。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用します。

- (4) 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入します。
- 行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（終値のない日数を除きます。）とします。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入します。
- 行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、係る基準日がない場合は、調整後の行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とします。また、上記(2)の場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割り当てられる当社の普通株式数を含まないものとします。
- (5) 上記(2)の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、第12回新株予約権者と協議の上、その承認を得て、必要な行使価額の調整を行います。
- 株式の併合、資本の減少、会社分割、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。
- その他当社の普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由等の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
- 行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (6) 上記(2)の規定にかかわらず、上記(2)に基づく調整後の行使価額を初めて適用する日が上記2.に基づく行使価額の修正日と一致する場合には、当社は、必要な行使価額及び下限行使価額の調整を行います。
- (7) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後の行使価額の適用開始日の前日までに、第12回新株予約権者に対し、係る調整を行う旨並びにその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知します。但し、上記(2)号に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行います。
4. 第12回新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額
- (1) 第12回新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格
第12回新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価格は、当該行使請求に係る各第12回新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の総額に、当該行使請求に係る第12回新株予約権の払込金額の総額を加えた額を、当該行使請求に係る割当株式数で除した額とします。
- (2) 第12回新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金
第12回新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とします。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とします。
5. 第12回新株予約権は、行使価額修正条項付新株予約権付社債券等であります。当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質は次のとおりであります。
- (1) 第12回新株予約権の目的である株式の総数は700,000株、割当株式数は100株で確定しており、行使価額が修正されても変化しません（但し、上記1.に記載のとおり、割当株式数は、調整されることがあります。）。なお、行使価額が修正された場合、第12回新株予約権による資金調達の額は増加又は減少します。
- (2) 第12回新株予約権の行使価額の修正基準：当社は、2017年8月14日以降を修正日として、当社取締役会の決議に基づき、行使価額を当該取締役会決議の日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の90%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額に修正することができ、修正後の行使価額は修正日以降に適用されます。但し、修正日は、初回を除き、直前の修正日から6ヶ月以上経過していることを要します。
- (3) 行使価額の修正頻度：行使価額の修正は、6ヶ月に一度以下の頻度でのみ行うことができます。
- (4) 行使価額の下限：当初1,788円（但し、上記3.の規定を準用して調整されることがあります。）
- (5) 割当株式数の上限：第12回新株予約権の目的である株式の総数は700,000株、割当株式数は100株で確定しております。

- (6) 第12回新株予約権が全て行使された場合の資金調達額の下限(上記(4)に記載の行使価額の下限(下限行使価額)にて第12回新株予約権が全て行使された場合の資金調達額): 1,271,620,000円(但し、第12回新株予約権は行使されない可能性があります。)
- (7) 第12回新株予約権には、当社の決定により第12回新株予約権の全部の取得を可能とする条項が設けられています。

当社は、第12回新株予約権の取得が必要であるとして、2017年8月14日以降に当社取締役会が決議した場合は、会社法第273条の規定に従って通知をした上で、当社取締役会で定める取得日に、第12回新株予約権1個当たり2,860円の価額で、第12回新株予約権者(当社を除きます。)の保有する第12回新株予約権の全部を取得することができます。

当社は、当社が消滅会社となる合併又は当社が完全子会社となる株式交換もしくは株式移転(以下「組織再編行為」といいます。)につき当社株主総会で承認決議した場合、当該組織再編行為の効力発生日前に、第12回新株予約権1個当たり2,860円の価額で、第12回新株予約権者(当社を除きます。)の保有する第12回新株予約権の全部を取得します。

当社は、当社が発行する株式が東京証券取引所により監理銘柄、特設注意市場銘柄もしくは整理銘柄に指定された場合又は上場廃止となった場合には、当該銘柄に指定された日又は上場廃止が決定した日から2週間後の日(休業日である場合には、その翌営業日とします。)に、第12回新株予約権1個当たり2,860円の価額で、第12回新株予約権者(当社を除きます。)の保有する第12回新株予約権の全部を取得します。

6. 当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に表示された権利の行使に関する事項についての当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の所有者との間の取決めの内容

当社は、第12回新株予約権に係る割当先であるクレディ・スイス証券株式会社(以下「割当先」といいます。)との間で締結している第三者割当契約において、下記の内容について合意しております。

(1) 当社による行使許可

割当先は、当社から第12回新株予約権の行使の許可(以下「行使許可」といいます。)を取得した場合で、かつ当該行使許可に基づき第12回新株予約権の行使が認められる期間(以下「行使許可期間」といいます。)内に、当該行使許可に基づき行使することができる第12回新株予約権の数の範囲内で第12回新株予約権を行使する場合に限り、第12回新株予約権を行使することができます。当社は、割当先による第12回新株予約権の行使の申請に対して、自由な裁量により許可又は不許可を指示することができます。ただし、係る行使制限は、以下に掲げる期間中には適用されません。

当社の普通株式が上場廃止となる合併、株式交換又は株式移転等(以下「合併等」といいます。)が行われることが公表された時から、当該合併等がなされた時又は当該合併等がなされないことが公表された時までの間

当社の株券等に対する公開買付けに係る公開買付開始公告がなされた時から、当該公開買付けに係る買付期間が終了した時又は当該公開買付けが中止されることが公表された時までの間

当社の普通株式が、上場されている金融商品取引所において監理銘柄又は整理銘柄に指定された時から当該指定が解除されるまでの間

行使申請に際しては、原則として以下の要件を満たすことを必要とします。

行使申請を行う第12回新株予約権の個数が、3,500個を超えないこと。

行使許可期間が20取引日以内であること。

(2) 割当先による第12回新株予約権の買取りの請求

割当先は、2020年1月30日以降同年2月12日までの間に当社に対して通知することにより、第12回新株予約権の買取りを請求することができ、係る請求がなされた場合、当社は、第12回新株予約権の払込金額と同額の金銭を支払うことにより、割当先の保有する第12回新株予約権の全てを買い取ります。

7. 提出者の株券の売買に関する事項についての当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の所有者との間の取決めの内容

該当事項はありません。

8. 提出者の株券の貸借に関する事項についての当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の所有者と提出者の特別利害関係者等との間の取決めがあることを知っている場合にはその内容

該当事項はありません。

9. その他投資者の保護を図るため必要な事項

割当先は、第12回新株予約権を第三者に譲渡する場合には、当社取締役会の承認を要するものとします。但し、割当先が、第12回新株予約権の行使により交付された株式を第三者に譲渡することを妨げません。

第13回新株予約権（2017年1月26日臨時取締役会決議）

| | 事業年度末現在 (2017年8月31日) | 提出日の前月末現在 (2017年10月31日) |
|--|--------------------------------|----------------------------|
| 新株予約権の数(個) | 6,100 | 6,100 |
| 新株予約権のうち自己新株予約権の数(個) | | |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式 | 同左 |
| 新株予約権の目的となる株式の数(株) | 610,000(注)1 | 610,000(注)1 |
| 新株予約権の行使時の払込金額(円) | 当初行使価額 1株当たり4,112 (注)2、3 | 同左 |
| 新株予約権の行使期間 | 自 2017年2月14日 至 2020年2月13日 | 同左 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行 価格及び資本組入額(円) | (注)4 | 同左 |
| 新株予約権の行使の条件 | 各第13回新株予約権の一部 行使はできない。 | 同左 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | | 同左 |
| 代用払込みに関する事項 | | |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | | 同左 |

(注)1. 第13回新株予約権の目的となる株式の数

- (1) 第13回新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式610,000株とします(第13回新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下「割当株式数」といいます。)は100株とします。)。但し、下記(2)乃至(4)により割当株式数が調整される場合には、第13回新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとします。
- (2) 当社が下記3.の規定に従って行使価額の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整されます。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てます。なお、係る算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、下記3.に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とします。

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

- (3) 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由に係る下記3.(2)、(5)及び(6)による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とします。
- (4) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後の割当株式数の適用開始日の前日までに、第13回新株予約権に係る新株予約権者(以下「第13回新株予約権者」といいます。)に対し、係る調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知します。但し、下記3.(2)に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行います。

2. 行使価額の修正

当社は、2017年8月14日以降を修正日として、当社取締役会の決議に基づき、行使価額を当該取締役会決議の日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(同日に終値がない場合には、その直前の終値)の90%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額に修正することができ、修正後の行使価額は当該取締役会決議の日の翌取引日(以下「修正日」という。)以降に適用されます。但し、修正日は、初回を除き、直前の修正日から6ヶ月以上経過していることを要します。また、上記の計算によると修正後の行使価額が1,788円(以下「下限行使価額」といいます、下記3.の規定を準用して調整されます。)を下回ることとなる場合には、修正後の行使価額は下限行使価額とします。

当社は、行使価額の修正を決議し修正後の行使価額が確定した場合には、第13回新株予約権者に対し、修正後の行使価額を通知します。

3. 行使価額の調整

- (1) 当社は、当社が第13回新株予約権の発行後、下記(2)に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式(以下「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整します。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$$

- (2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによります。

下記(4)に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合(無償割当による場合を含みます。)(但し、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含みます。))の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除きます。)

調整後の行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当の場合はその効力発生日とします。)以降、又は係る発行もしくは処分につき株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用します。

株式の分割により普通株式を発行する場合

調整後の行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用します。

下記(4)に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は下記(4)に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含みます。)を発行又は付与する場合(但し、当社又はその関係会社(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項に定める関係会社をいいます。))の取締役その他の役員又は使用人に新株予約権を割り当てる場合を除きます。)

調整後の行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日(新株予約権の場合は割当日)以降又は(無償割当の場合は)効力発生日以降これを適用します。但し、株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用します。

当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含みます。)の取得と引換えに下記(4)に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後の行使価額は、取得日の翌日以降これを適用します。

上記乃至の場合において、基準日が設定され、かつ効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、上記乃至にかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用します。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに第13回新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付します。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \frac{\text{調整前行使価額により}}{\text{当該期間内に交付された株式数}}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとします。

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行いません。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用します。

- (4) 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入します。
- 行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（終値のない日数を除きます。）とします。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入します。
- 行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、係る基準日がない場合は、調整後の行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とします。また、上記(2)の場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割り当てられる当社の普通株式数を含まないものとします。
- (5) 上記(2)の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、第13回新株予約権者と協議の上、その承認を得て、必要な行使価額の調整を行います。
- 株式の併合、資本の減少、会社分割、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。
- その他当社の普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由等の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
- 行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (6) 上記(2)の規定にかかわらず、上記(2)に基づく調整後の行使価額を初めて適用する日が上記2.に基づく行使価額の修正日と一致する場合には、当社は、必要な行使価額及び下限行使価額の調整を行います。
- (7) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後の行使価額の適用開始日の前日までに、第13回新株予約権者に対し、係る調整を行う旨並びにその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知します。但し、上記(2)号に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行います。
4. 第13回新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額
- (1) 第13回新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格
第13回新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価格は、当該行使請求に係る各第13回新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の総額に、当該行使請求に係る第13回新株予約権の払込金額の総額を加えた額を、当該行使請求に係る割当株式数で除した額とします。
- (2) 第13回新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金
第13回新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とします。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とします。
5. 第13回新株予約権は、行使価額修正条項付新株予約権付社債券等であります。当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質は次のとおりであります。
- (1) 第13回新株予約権の目的である株式の総数は610,000株、割当株式数は100株で確定しており、行使価額が修正されても変化しません（但し、上記1.に記載のとおり、割当株式数は、調整されることがあります。）。なお、行使価額が修正された場合、第13回新株予約権による資金調達の額は増加又は減少します。
- (2) 第13回新株予約権の行使価額の修正基準：当社は、2017年8月14日以降を修正日として、当社取締役会の決議に基づき、行使価額を当該取締役会決議の日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の90%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額に修正することができ、修正後の行使価額は修正日以降に適用されます。但し、修正日は、初回を除き、直前の修正日から6ヶ月以上経過していることを要します。
- (3) 行使価額の修正頻度：行使価額の修正は、6ヶ月に一度以下の頻度でのみ行うことができます。
- (4) 行使価額の下限：当初1,788円（但し、上記3.の規定を準用して調整されることがあります。）
- (5) 割当株式数の上限：第13回新株予約権の目的である株式の総数は610,000株、割当株式数は100株で確定しております。

- (6) 第13回新株予約権が全て行使された場合の資金調達額の下限(上記(4)に記載の行使価額の下限(下限行使価額)にて第13回新株予約権が全て行使された場合の資金調達額): 1,107,692,900円(但し、第13回新株予約権は行使されない可能性があります。)
- (7) 第13回新株予約権には、当社の決定により第13回新株予約権の全部の取得を可能とする条項が設けられています。

当社は、第13回新株予約権の取得が必要であるとして、2017年8月14日以降に当社取締役会が決議した場合は、会社法第273条の規定に従って通知をした上で、当社取締役会で定める取得日に、第13回新株予約権1個当たり2,789円の価額で、第13回新株予約権者(当社を除きます。)の保有する第13回新株予約権の全部を取得することができます。

当社は、当社が消滅会社となる合併又は当社が完全子会社となる株式交換もしくは株式移転(以下「組織再編行為」といいます。)につき当社株主総会で承認決議した場合、当該組織再編行為の効力発生日前に、第13回新株予約権1個当たり2,789円の価額で、第13回新株予約権者(当社を除きます。)の保有する第13回新株予約権の全部を取得します。

当社は、当社が発行する株式が東京証券取引所により監理銘柄、特設注意市場銘柄もしくは整理銘柄に指定された場合又は上場廃止となった場合には、当該銘柄に指定された日又は上場廃止が決定した日から2週間後の日(休業日である場合には、その翌営業日とします。)に、第13回新株予約権1個当たり2,789円の価額で、第13回新株予約権者(当社を除きます。)の保有する第13回新株予約権の全部を取得します。

6. 当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に表示された権利の行使に関する事項についての当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の所有者との間の取決めの内容

当社は、第13回新株予約権に係る割当先であるクレディ・スイス証券株式会社(以下「割当先」といいます。)との間で締結している第三者割当契約において、下記の内容について合意しております。

(1) 当社による行使許可

割当先は、当社から第13回新株予約権の行使の許可(以下「行使許可」といいます。)を取得した場合で、かつ当該行使許可に基づき第13回新株予約権の行使が認められる期間(以下「行使許可期間」といいます。)内に、当該行使許可に基づき行使することができる第13回新株予約権の数の範囲内で第13回新株予約権を行使する場合に限り、第13回新株予約権を行使することができます。当社は、割当先による第13回新株予約権の行使の申請に対して、自由な裁量により許可又は不許可を指示することができます。ただし、係る行使制限は、以下に掲げる期間中には適用されません。

当社の普通株式が上場廃止となる合併、株式交換又は株式移転等(以下「合併等」といいます。)が行われることが公表された時から、当該合併等がなされた時又は当該合併等がなされないことが公表された時までの間

当社の株券等に対する公開買付けに係る公開買付開始公告がなされた時から、当該公開買付けに係る買付期間が終了した時又は当該公開買付けが中止されることが公表された時までの間

当社の普通株式が、上場されている金融商品取引所において監理銘柄又は整理銘柄に指定された時から当該指定が解除されるまでの間

行使申請に際しては、原則として以下の要件を満たすことを必要とします。

行使申請を行う第13回新株予約権の個数が、3,050個を超えないこと。

行使許可期間が20取引日以内であること。

(2) 割当先による第13回新株予約権の買取りの請求

割当先は、2020年1月30日以降同年2月12日までの間に当社に対して通知することにより、第13回新株予約権の買取りを請求することができ、係る請求がなされた場合、当社は、第13回新株予約権の払込金額と同額の金銭を支払うことにより、割当先の保有する第13回新株予約権の全てを買い取ります。

7. 提出者の株券の売買に関する事項についての当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の所有者との間の取決めの内容

該当事項はありません。

8. 提出者の株券の貸借に関する事項についての当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の所有者と提出者の特別利害関係者等との間の取決めがあることを知っている場合にはその内容

該当事項はありません。

9. その他投資者の保護を図るため必要な事項

割当先は、第13回新株予約権を第三者に譲渡する場合には、当社取締役会の承認を要するものとします。但し、割当先が、第13回新株予約権の行使により交付された株式を第三者に譲渡することを妨げません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

第12回新株予約権

| | 第4四半期会計期間 (平成29年6月1日から 平成29年8月31日まで) | 第10期 (平成28年9月1日から 平成29年8月31日まで) |
|--|--|---------------------------------------|
| 当該期間に権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数(個) | 50 | 50 |
| 当該期間の権利行使に係る交付株式数(株) | 5,000 | 5,000 |
| 当該期間の権利行使に係る平均行使価額等(円) | 3,575 | 3,575 |
| 当該期間の権利行使に係る資金調達額(百万円) | 17 | 17 |
| 当該期間の末日における権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数の累計(個) | - | 50 |
| 当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の交付株式数(株) | - | 5,000 |
| 当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の平均行使価額等(円) | - | 3,575 |
| 当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の資金調達額(百万円) | - | 17 |

第13回新株予約権

| | 第4四半期会計期間 (平成29年6月1日から 平成29年8月31日まで) | 第10期 (平成28年9月1日から 平成29年8月31日まで) |
|--|--|---------------------------------------|
| 当該期間に権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数(個) | - | - |
| 当該期間の権利行使に係る交付株式数(株) | - | - |
| 当該期間の権利行使に係る平均行使価額等(円) | - | - |
| 当該期間の権利行使に係る資金調達額(百万円) | - | - |
| 当該期間の末日における権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数の累計(個) | - | - |
| 当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の交付株式数(株) | - | - |
| 当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の平均行使価額等(円) | - | - |
| 当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の資金調達額(百万円) | - | - |

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

| 年月日 | 発行済株式 総数増減数 (株) | 発行済株式総数 残高(株) | 資本金増減額 (百万円) | 資本金残高 (百万円) | 資本準備金 増減額 (百万円) | 資本準備金 残高 (百万円) |
|---------------------|--|---|-----------------|----------------|-----------------------|----------------------|
| 2012年12月6日 (注) 1 | 普通株式 622,350 | 普通株式 691,500 | | 229 | | 218 |
| 2013年3月8日 (注) 2 | A種優先株式 98,562 | 普通株式 691,500 A種優先株式 98,562 | 250 | 479 | 249 | 468 |
| 2015年2月6日 (注) 3 | 普通株式 6,223,500 A種優先株式 887,058 | 普通株式 6,915,000 A種優先株式 985,620 | | 479 | | 468 |
| 2015年2月9日 (注) 4 | 普通株式 5,000 | 普通株式 6,920,000 A種優先株式 985,620 | 0 | 479 | 0 | 468 |
| 2015年2月20日 (注) 5 | B種優先株式 2,058,077 | 普通株式 6,920,000 A種優先株式 985,620 B種優先株式 2,058,077 | 2,058 | 2,537 | 2,058 | 2,526 |
| 2015年4月30日 (注) 6 | A種優先株式 177,304 | 普通株式 6,920,000 A種優先株式 1,162,924 B種優先株式 2,058,077 | 49 | 2,587 | 49 | 2,576 |
| 2015年4月30日 (注) 7 | 普通株式 2,223,433 | 普通株式 9,143,433 A種優先株式 1,162,924 B種優先株式 2,058,077 | | 2,587 | | 2,576 |
| 2015年5月7日 (注) 8 | A種優先株式 1,031,809 | 普通株式 9,143,433 A種優先株式 2,194,733 B種優先株式 2,058,077 | 290 | 2,878 | 290 | 2,867 |

| 年月日 | 発行済株式 総数増減数 (株) | 発行済株式総数 残高(株) | 資本金増減額 (百万円) | 資本金残高 (百万円) | 資本準備金 増減額 (百万円) | 資本準備金 残高 (百万円) |
|---------------------------------------|--|--|-----------------|----------------|-----------------------|----------------------|
| 2015年5月7日 (注)9 | 普通株式 2,029,377 | 普通株式 11,172,810 A種優先株式 2,194,733 B種優先株式 2,058,077 | | 2,878 | | 2,867 |
| 2015年5月8日 (注)10 | A種優先株式 2,194,733 B種優先株式 2,058,077 | 普通株式 11,172,810 A種優先株式 - B種優先株式 - | | 2,878 | | 2,867 |
| 2015年6月8日 (注)6 | 普通株式 2,500 | 普通株式 11,175,310 | 0 | 2,879 | 0 | 2,868 |
| 2015年6月12日 (注)6 | 普通株式 5,000 | 普通株式 11,180,310 | 0 | 2,879 | 0 | 2,868 |
| 2015年8月27日 (注)11 | 普通株式 1,152,000 | 普通株式 12,332,310 | 1,748 | 4,628 | 1,748 | 4,617 |
| 2015年9月1日 ~ 2016年8月31日 (注)12 | 普通株式 546,700 | 普通株式 12,879,010 | 34 | 4,663 | 34 | 4,652 |
| 2016年9月1日 ~ 2017年8月31日 (注)12 | 普通株式 95,000 | 普通株式 12,974,010 | 27 | 4,690 | 27 | 4,679 |

(注)1. 株式分割(1:10)によるものであります。

(注)2. 有償第三者割当 発行価格5,073円 資本組入額2,537円

割当先 Rannoch Holdings (Bermuda) Limited、インテック・アイティ2号投資事業有限責任組合、MSIVC2008V投資事業有限責任組合

(注)3. 株式分割(1:10)によるものであります。

(注)4. 新株予約権の行使によるものであります。

(注)5. 有償第三者割当 発行価格2,000円 資本組入額1,000円

割当先 株式会社セガゲームス、FENOX VENTURE COMPANY VII, L.P.、株式会社博報堂、トランス・コスモス株式会社、JAPAN VENTURES I L.P.、gumi ventures 2号投資事業有限責任組合、株式会社gumi、新生企業投資株式会社、FENOX INFOCOM VENTURE COMPANY V, L.P.、FENOX VENTURE COMPANY VIII, L.P.

(注)6. 転換社債型新株予約権付社債の行使によるものであります。

(注)7. 2015年4月30日に、A種優先株主及びB種優先株主より株式取得請求権の行使を受けたことにより、A種優先株式及びB種優先株式を自己株式として取得し、対価として普通株式を交付致しました。

(注)8. 転換社債型新株予約権付社債及び第6回新株予約権の行使によるものであります。

(注)9. 2015年5月7日に、A種優先株主及びB種優先株主より株式取得請求権の行使を受けたことにより、A種優先株式及びB種優先株式を自己株式として取得し、対価として普通株式を交付致しました。

(注)10. 2015年4月28日開催の取締役会決議により、5月8日で自己株式(A種優先株式、B種優先株式)を全て消却する旨を決議し、実施しております。

(注)11. 有償一般募集(ブックビルディング方式による募集)

発行価格 3,300円
引受価額 3,036円
資本組入額 1,518円
払込金総額 3,497百万円

(注)12. 新株予約権の行使による増加であります。

(注)13. 2017年9月1日から2017年10月31日までの間に、新株予約権の行使により、発行済株式総数が439,800株、資本金及び資本準備金がそれぞれ718百万円増加しております。

(6) 【所有者別状況】

2017年8月31日現在

| 区分 | 株式の状況(1単元の株式数 100株) | | | | | | | 単元未満株式の状況(株) | |
|-------------|---------------------|-------|----------|--------|-------|------|--------|--------------|-------|
| | 政府及び地方公共団体 | 金融機関 | 金融商品取引業者 | その他の法人 | 外国法人等 | | 個人その他 | | 計 |
| | | | | | 個人以外 | 個人 | | | |
| 株主数(人) | | 6 | 43 | 110 | 40 | 21 | 10,603 | 10,823 | |
| 所有株式数(単元) | | 5,510 | 7,631 | 11,549 | 7,664 | 168 | 97,173 | 129,695 | 4,510 |
| 所有株式数の割合(%) | | 4.25 | 5.88 | 8.9 | 5.91 | 0.13 | 74.93 | 100 | |

(7) 【大株主の状況】

2017年8月31日現在

| 氏名又は名称 | 住所 | 所有株式数(株) | 発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%) |
|--|--|-----------|------------------------|
| 佐藤 航陽 | 東京都新宿区 | 4,366,000 | 33.65 |
| 日本瓦斯株式会社 | 東京都渋谷区代々木4丁目31-8 | 607,000 | 4.68 |
| 資産管理サービス信託銀行株式会社 (証券投資信託口) | 東京都中央区晴海1丁目8-12 晴海 トリトンスクエアタワーZ | 369,300 | 2.85 |
| 山崎 祐一郎 | 東京都千代田区 | 326,000 | 2.51 |
| 株式会社博報堂 | 東京都港区赤坂5丁目3-1 | 250,000 | 1.93 |
| インテック・アイティ2号投資事業 有限責任組合 | 東京都港区虎ノ門4丁目1-28 虎ノ 門タワーズオフィス9階 | 175,482 | 1.35 |
| MSCO CUSTOMER SECURITIES | 1585 Broadway New York, New York 10036, U.S.A. | 174,160 | 1.34 |
| 株式会社セガゲームス | 東京都大田区羽田1丁目2-12 | 150,000 | 1.16 |
| CREDIT SUISSE SECURITIES(USA)LLC SPCL. FOR EXCL. BEN | ELEVEN MADISON AVENUE NEW YORK NY 10010-3629 USA | 128,608 | 0.99 |
| 野村證券株式会社 | 東京都中央区日本橋1丁目9-1 | 98,729 | 0.76 |
| 計 | - | 6,645,279 | 51.22 |

(注) 当事業年度末現在における資産管理サービス信託銀行株式会社の信託業務に係る株式数については、当社として把握することができないため記載しておりません。

(8) 【議決権の状況】
【発行済株式】

2017年 8月31日現在

| 区分 | 株式数(株) | 議決権の数(個) | 内容 |
|----------------|--------------------|----------|-----------------------------|
| 無議決権株式 | | | |
| 議決権制限株式(自己株式等) | | | |
| 議決権制限株式(その他) | | | |
| 完全議決権株式(自己株式等) | | | |
| 完全議決権株式(その他) | 普通株式 12,969,500 | 129,695 | 1(1) 「発行済株式」の 「内容」の記載を参照 |
| 単元未満株式 | 普通株式 4,510 | | |
| 発行済株式総数 | 12,974,010 | | |
| 総株主の議決権 | | 129,695 | |

【自己株式等】

該当事項はありません。

(9) 【ストックオプション制度の内容】

当社は、ストックオプション制度を採用しております。当該制度は会社法に基づき新株予約権を発行する方法によるものであります。

当該制度の内容は、以下のとおりであります。

第 5 回新株予約権

2012年11月30日開催の第 5 回定時株主総会決議、2012年11月30日開催の取締役会決議に基づいて発行した新株予約権は、次のとおりであります。

| | |
|--------------------------|--------------------------------|
| 決議年月日 | 2012年11月30日 |
| 付与対象者の区分及び人数(名) | 当社取締役 2 当社従業員 6 子会社従業員 1 |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。 |
| 株式の数(株) | 同上 |
| 新株予約権の行使時の払込金額(円) | 同上 |
| 新株予約権の行使期間 | 同上 |
| 新株予約権の行使の条件 | 同上 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 同上 |
| 代用払込みに関する事項 | |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | 「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。 |

第 7 回新株予約権

2012年11月30日開催の第 5 回定時株主総会決議、2013年 8 月20日開催の取締役会決議に基づいて発行した新株予約権は、次のとおりであります。

| | |
|--------------------------|---------------------------------|
| 決議年月日 | 2012年11月30日 |
| 付与対象者の区分及び人数(名) | 当社従業員 2 子会社取締役 1 子会社従業員 2 |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。 |
| 株式の数(株) | 同上 |
| 新株予約権の行使時の払込金額(円) | 同上 |
| 新株予約権の行使期間 | 同上 |
| 新株予約権の行使の条件 | 同上 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 同上 |
| 代用払込みに関する事項 | |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | 「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。 |

第8回新株予約権

2013年11月29日開催の第6回定時株主総会決議、2014年1月28日開催の取締役会決議に基づいて発行した新株予約権は、次のとおりであります。

| | |
|--------------------------|--------------------------|
| 決議年月日 | 2013年11月29日 |
| 付与対象者の区分及び人数(名) | 当社従業員 5 子会社従業員 1 |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。 |
| 株式の数(株) | 同上 |
| 新株予約権の行使時の払込金額(円) | 同上 |
| 新株予約権の行使期間 | 同上 |
| 新株予約権の行使の条件 | 同上 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 同上 |
| 代用払込みに関する事項 | |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | 「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。 |

第9回新株予約権

2013年11月29日開催の第6回定時株主総会決議、2014年8月19日開催の取締役会決議に基づいて発行した新株予約権は、次のとおりであります。

| | |
|--------------------------|---|
| 決議年月日 | 2013年11月29日 |
| 付与対象者の区分及び人数(名) | 当社取締役 2 当社監査役 1 当社従業員 49 子会社取締役 2 子会社従業員 16 |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。 |
| 株式の数(株) | 同上 |
| 新株予約権の行使時の払込金額(円) | 同上 |
| 新株予約権の行使期間 | 同上 |
| 新株予約権の行使の条件 | 同上 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 同上 |
| 代用払込みに関する事項 | |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | 「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。 |

第10回新株予約権

2014年11月28日開催の第7回定時株主総会決議、2014年12月19日開催の取締役会決議に基づいて発行した新株予約権は、次のとおりであります。

| | |
|--------------------------|---------------------------|
| 決議年月日 | 2014年11月28日 |
| 付与対象者の区分及び人数(名) | 当社従業員 1 子会社従業員 1 |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。 |
| 株式の数(株) | 同上 |
| 新株予約権の行使時の払込金額(円) | 同上 |
| 新株予約権の行使期間 | 同上 |
| 新株予約権の行使の条件 | 同上 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 同上 |
| 代用払込みに関する事項 | |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | 「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。 |

第11回新株予約権

2014年11月28日開催の第7回定時株主総会決議、2015年5月11日開催の取締役会決議に基づいて発行した新株予約権は、次のとおりであります。

| | |
|--------------------------|--|
| 決議年月日 | 2014年11月28日 |
| 付与対象者の区分及び人数(名) | 当社取締役 1 当社監査役 2 当社従業員 26 子会社従業員 7 |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。 |
| 株式の数(株) | 同上 |
| 新株予約権の行使時の払込金額(円) | 同上 |
| 新株予約権の行使期間 | 同上 |
| 新株予約権の行使の条件 | 同上 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 同上 |
| 代用払込みに関する事項 | |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | 「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。 |

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 該当事項はありません。

(1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

該当事項はありません。

3【配当政策】

当社は、「会社法第459条第1項の規定に基づき、取締役会の決議をもって剰余金の配当等を行うことができる」旨定款に定めております。

当社は、未だ成長過程にある企業であり、主要事業の立ち上げ間もないことから未だ内部留保が薄く、創業以来配当を行っておりません。当社は株主に対する利益還元を重要な経営課題として認識しておりますが、現在当社は成長過程にあると認識しており、内部留保の充実を図り、収益力強化や事業基盤整備のための投資に充当することにより、なお一層の事業拡大を目指すことが、将来において安定的かつ継続的な利益還元につながるかと考えております。

将来的には、各期の財政状況、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を勘案した上で株主に対して利益還元を実施していく方針ではありますが、現時点において配当実施の可能性及びその時期等については未定であります。

4【株価の推移】

(1)【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

| 回次 | 第6期 | 第7期 | 第8期 | 第9期 | 第10期 |
|-------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 決算年月 | 2013年8月 | 2014年8月 | 2015年8月 | 2016年8月 | 2017年8月 |
| 最高(円) | - | - | 3,090 | 3,660 | 4,485 |
| 最低(円) | - | - | 2,555 | 901 | 1,110 |

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所マザーズにおけるものであります。

なお、2015年8月28日付をもって同取引所に株式を上場いたしましたので、それ以前の株価については該当事項はありません。

(2)【最近6月間の月別最高・最低株価】

| 月別 | 2017年3月 | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 |
|-------|---------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 最高(円) | 3,380 | 3,370 | 3,400 | 3,310 | 4,005 | 3,490 |
| 最低(円) | 2,736 | 2,715 | 2,895 | 2,976 | 3,040 | 2,987 |

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所マザーズにおけるものであります。

5【役員状況】

男性 7名 女性 -名 (役員のうち女性の比率-%)

| 役名 | 職名 | 氏名 | 生年月日 | 略歴 | 任期 | 所有株式数 (株) |
|---------|------------|--------|--------------|--|------|--------------|
| 代表取締役社長 | - | 佐藤 航陽 | 1986年5月31日生 | 2007年9月 イーファクター株式会社 (現 当社)設立代表取締役社 長就任(現任) 2011年6月 Metaps Pte.Ltd.代表取締役 就任 2015年10月 Metaps Plus Inc.取締役就任 (現任) | (注)3 | 4,366,000 |
| 取締役副社長 | 管理部門 統括 | 山崎 祐一郎 | 1981年10月18日生 | 2006年6月 ドイツ証券株式会社入社 2011年3月 イーファクター株式会社 (現 当社)入社 2011年4月 当社取締役(管理部門統括) 就任 2012年1月 Metaps Pte.Ltd.取締役就任 (現任) 2015年10月 Metaps Plus Inc.取締役就任 (現任) 2016年4月 ペイデザイン株式会社取締役 就任(現任) 2016年11月 当社取締役副社長就任(現任) | (注)3 | 326,000 |
| 取締役 | - | 和田 洋一 | 1959年5月28日生 | 1984年4月 野村證券株式会社入社 2000年4月 株式会社スクウェア入社 2001年9月 株式会社スクウェア代表取締役 社長就任 2003年4月 株式会社スクウェア・エニッ クス代表取締役社長就任 2006年6月 株式会社タイトー代表取締役社 長就任 2008年10月 株式会社スクウェア・エニッ クス・ホールディングス代表取締 役社長就任 2013年6月 株式会社スクウェア・エニッ クス取締役会長就任 2014年9月 Shinra Technologies, Inc. President就任 2015年5月 当社社外取締役就任 2016年8月 ワンダープラネット株式会社取 締役就任(現任) 2016年11月 当社取締役会長就任 2016年12月 株式会社メタップスリンクス 取締役就任(現任) 2016年12月 ペイデザイン株式会社取締 役就任 2017年10月 ペイデザイン株式会社代表取締 役社長就任(現任) 2017年11月 当社取締役就任(現任) | (注)3 | - |

| 役名 | 職名 | 氏名 | 生年月日 | 略歴 | 任期 | 所有株式数 (株) |
|-------|----|-------|--------------|---|-------|--------------|
| 取締役 | - | 高山 健 | 1964年 6月 6日生 | 1988年 4月 株式会社日本興業銀行 (現 株式会社みずほ銀行) 入行 1999年11月 楽天株式会社常務取締役就任 2001年 6月 テクマトリックス株式会社社外監 査役就任 2010年 2月 楽天株式会社最高財務責任者 (CFO) 就任 2014年 7月 スターフェスティバル株式会社社 外取締役就任(現任) 2015年 6月 テクマトリックス株式会社社外取 締役(監査等委員)就任 (現任) 2016年 9月 当社顧問就任 2016年11月 当社社外取締役就任(現任) 2017年 5月 株式会社メディアドゥホールディ ングス社外監査役就任 (現任) | (注) 3 | - |
| 常勤監査役 | - | 亀村 明 | 1947年 8月29日生 | 1970年 4月 日興証券株式会社入社 1998年12月 同社執行役員就任 2001年 6月 日興企業株式会社常務取締役就任 2001年 8月 株式会社アルファシステムズ常勤 顧問就任 2001年10月 同社常務取締役就任 2009年 9月 AIU株式会社顧問就任 2011年12月 当社常勤監査役就任(現任) | (注) 4 | 2,500 |
| 監査役 | - | 中町 昭人 | 1968年 5月 7日生 | 1993年 4月 弁護士登録・森綜合法律事務所 (現・森・濱田松本法律事務所) 入所 1999年10月 Wilson Sonsini Goodrich & Rosati入所 2003年10月 Kirkland & Ellis LLP入所 2005年 1月 Kirkland & Ellis LLPパートナ ー 就任 2009年 7月 アンダーソン・毛利・友常法律事 務所パートナー就任(現任) 2010年11月 NEXt-e Solutions株式会社 (旧E V T D株式会社) 社外監査役外就任(現任) 2014年 6月 オイシックス株式会社社外監査役 就任(現任) 2015年 2月 当社社外監査役就任(現任) 2016年 4月 神戸大学大学院科学技術イノベー ション研究科特命教授就任(現 任) | (注) 4 | - |
| 監査役 | - | 吉川 朋弥 | 1971年11月22日生 | 1996年10月 監査法人トーマツ(現 有限責任 監査法人トーマツ)入所 1999年 6月 公認会計士登録 2011年12月 吉川公認会計士事務所開設所長就 任(現任) 2015年 2月 当社社外監査役就任(現任) | (注) 4 | - |
| 計 | | | | | | 4,694,500 |

- (注) 1. 取締役 高山健は、社外取締役であります。
2. 監査役 亀村明、中町昭人及び吉川朋弥は、社外監査役であります。
3. 取締役の任期は、2017年11月29日から1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであります。
4. 監査役の任期は、2015年7月24日から4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであります。

6【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの状況】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、経営の効率化を図ると共に、経営の健全性、透明性及びコンプライアンスを高めていくことが長期的に企業価値を向上させていくと考えており、また株主をはじめとした多くのステークホルダーへの利益還元につながるものと考えております。経営の健全性、透明性及びコンプライアンスを高めるためには、経営環境の変化を適時にキャッチアップし、迅速かつ柔軟に対応できる組織体制を構築することを重要な経営課題と位置づけ、会社の所有者たる株主の視点を踏まえた効率的な経営を行っております。

会社の機関の内容及び内部統制システムの整備の状況等

イ．会社の機関の基本説明

a．取締役会

当社の取締役会は、会社の経営方針、経営戦略、事業計画、重要な財産の取得及び処分、重要な組織及び人事に関する意思決定機関として全取締役4名で構成しており、月1回の定時取締役会の開催に加え、重要案件が生じたときに臨時取締役会を都度開催しております。

b．監査役及び監査役会

当社の監査役会は常勤監査役1名（社外監査役）と非常勤監査役2名（社外監査役）で組成し、毎月1回の監査役会を開催、取締役の法令・定款遵守状況及び職務執行状況を監査し、業務監査及び会計監査が有効に実施されるよう努めております。

監査役は取締役会及びその他重要な会議に出席するほか、監査計画に基づき重要書類の閲覧、役職員への質問等の監査手続を通して、経営に対する適正な監視を行っております。また、内部監査部及び会計監査人と連携して適正な監査の実施に努めております。

c．内部監査

当社は代表取締役直轄の内部監査部が、内部監査計画に従い、当社全部門に対して業務監査を実施し、代表取締役に対して監査結果を報告しております。代表取締役は、監査結果の報告に基づき、内部監査部を通じて被監査部門に対して改善を指示し、その結果を報告させることで内部統制の維持改善を図っております。

また、内部監査部と監査役、会計監査人が監査を有効かつ効率的に進めるため、適宜情報交換を行っており、効率的な監査に努めております。

d．会計監査

当社は、PwCあらた有限責任監査法人に会計監査を委嘱しております。PwCあらた有限責任監査法人は、監査人として独立の立場から財務諸表等に対する意見を表明しております。

・業務を執行した公認会計士の氏名、所属する監査法人名及び継続監査年数

| 公認会計士の氏名等 | | 所属する監査法人名 |
|-----------|---------|----------------|
| 指定有限責任社員 | 千代田 義 央 | PwCあらた有限責任監査法人 |
| 業務執行社員 | 鈴 木 智佳子 | |

(注) 継続監査年数については、全員7年以内であるため、記載を省略しております。

・監査業務に係る補助者の構成

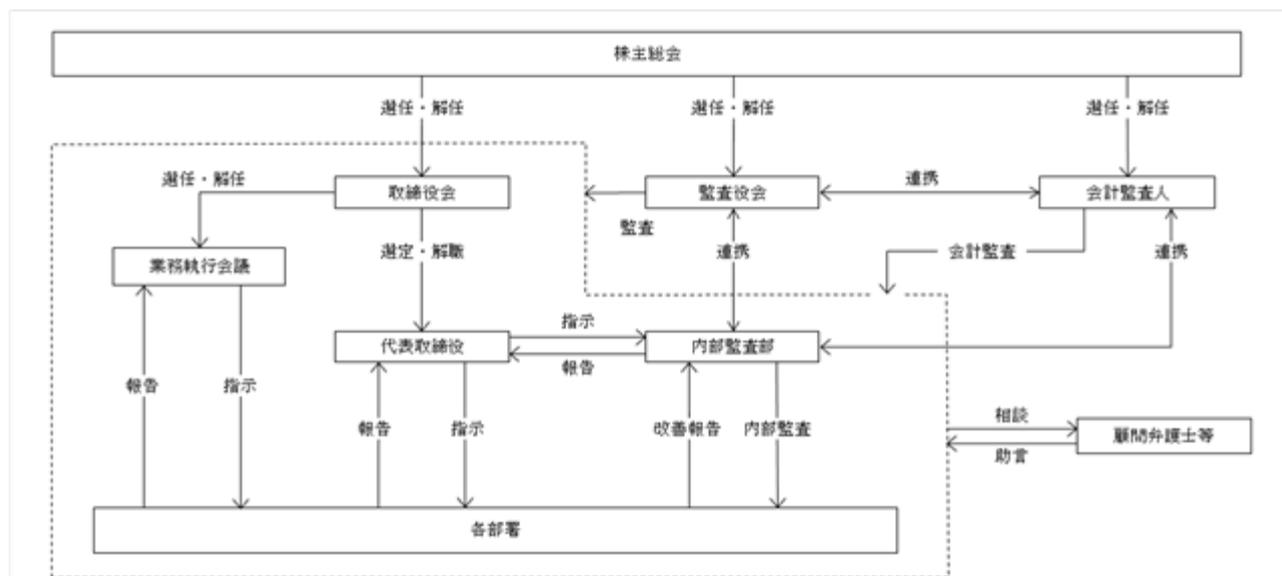
公認会計士 11名、その他 14名

e．業務執行会議

当社は業務執行機能の強化を図るため、執行役員制度を導入し、取締役会決議事項等の業務執行に関する重要な事項については、原則として毎週1回開催する業務執行会議で審議を行うこととしております。業務執行会議は、常勤取締役と執行役員で構成されております。また、常勤監査役は業務執行会議に出席し、意見具申等を行うことで業務執行の適法性を監督しております。

ロ．当社のコーポレート・ガバナンス体制

当社のコーポレート・ガバナンス体制の模式図は以下のとおりであります。



ハ．内部統制システムの整備の状況

当社は、「内部統制システム構築の基本方針」を定め、取締役会その他重要会議により当社の職務の執行が効率的に行われ、法令及び定款に適合することを確保する体制作りにも努めております。その他役職員の職務遂行に対し、監査役及び内部監査担当者がその業務執行状況を監視し、随時必要な監査手続を実施しております。

ニ．子会社の業務の適正を確保するための体制整備の状況

当社の子会社の業務の適正を確保するための体制といたしましては、当社各取締役はいずれかの子会社の代表取締役又は取締役として経営に参画しており、当社取締役会においてその職務の執行に関して必要に応じて報告する体制となっております。また、各子会社の役員を兼務する当社取締役は、子会社の損失の危険の管理、子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、適切な管理及び報告を行っております。

ホ．内部監査及び監査役監査の状況

当社では代表取締役直轄の内部監査部を設け、内部監査部長1名が内部監査を実施しております。内部監査は、「内部監査規程」に基づき、会社の業務運営が法令ならびに会社の規程類を遵守して適正に行われているかを評価することを目的として実施しております。

また、監査役は、定期的な監査役会の開催のほか、取締役会への出席、その他社内の重要な会議への出席、会社財産の調査及び業務の調査等を通じて取締役の業務を十分に監査できる体制となっており、不正行為又は法令もしくは定款に違反する事実の発生防止にも取り組んでおります。また、必要に応じて、内部監査担当者と意見及び情報の交換を行っております。さらに監査役は、会計監査人より監査結果報告を聴取し、必要に応じて監査計画、監査実施状況等について会計監査人に報告を求める等情報の共有を図り、監査機能の有効性・効率性を高めるための取組みを行っております。

ヘ．社外取締役及び社外監査役の状況

当社は、社外取締役1名及び社外監査役3名とすることで、取締役会の牽制及び経営監視機能を強化しております。

リスク管理態勢の整備の状況

当社は、経営企画部が主管部署となり、各部門との情報交換及び情報共有を行うことで、当社のリスクの早期発見と未然防止に努めると共に、顧問弁護士及び常勤監査役ならびに内部監査部長を通報窓口とする内部通報制度を制定しております。

組織的又は個人的な法令違反いし不正行為に関する通報等について、適正な処理の仕組みを定めることにより、不正行為等による不祥事の防止及び早期発見を図っております。また、重要、高度な判断が必要とされるリスクが発見された場合には、必要に応じて顧問弁護士、監査法人、税理士、社会保険労務士等の外部専門家及び関係当局等からの助言を受ける体制を構築しております。

社外取締役及び社外監査役との関係

当社の社外取締役は1名、社外監査役は3名であります。

(イ) 社外取締役

高山健は、グローバルなインターネットビジネスにおいて、組織のマネジメントに長年携わってきたことから、当社の社外取締役として適任と判断しております。同氏と当社との間に人的・資本的關係、取引関係及びその他利害関係はありません。

(ロ) 社外監査役

亀村明は、長年にわたる金融業界での職務経験及び上場企業の取締役としての経験を有していることから、社外監査役として適任であると判断しております。なお、提出日現在同氏は、当社の株式を2,500株、新株予約権を1個所有しておりますが、その他の当社との人的・資本的關係、取引関係及びその他利害関係はありません。

中町昭人は、弁護士として企業法務に精通し、その専門家としての豊富な経験、法律に関する高い見識等を有していることから、社外監査役として適任であると判断しております。なお、提出日現在同氏は、当社の新株予約権を1個所有しておりますが、その他の当社との人的・資本的關係、取引関係及びその他利害関係はありません。

吉川朋弥は、公認会計士として企業会計に精通し、その専門家としての豊富な経験、会計・監査に関する高い見識等を有していることから、社外監査役として適任であると判断しております。なお、提出日現在同氏は、当社の新株予約権を1個所有しておりますが、その他の当社との人的・資本的關係、取引関係及びその他利害関係はありません。

また、当社では社外役員を選任するための独立性に関する基準又は方針としての特段の定めはありませんが、経歴、当社との関係等から個別に判断し、当社からの独立性を確保できる方を候補者として選任することとしております。

なお、社外役員は、取締役会又は監査役会等を通じて、監査役監査、内部監査及び会計監査の報告を受けると共に、必要に応じて適宜打合せを行い、相互連携を図っております。

役員の報酬等

イ．提出会社の役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

| 役員区分 | 報酬等の総額 (百万円) | 報酬等の種類別の総額(百万円) | | | | 対象となる 役員の員数 (名) |
|-------------------|-----------------|-----------------|----------------|----|-------|-----------------------|
| | | 基本報酬 | ストック・ オプション | 賞与 | 退職慰労金 | |
| 取締役 (社外取締役を除く) | 40 | 40 | - | - | - | 4 |
| 社外取締役 | 6 | 6 | - | - | - | 2 |
| 社外監査役 | 15 | 15 | - | - | - | 3 |

ロ．提出会社の役員ごとの連結報酬等の総額等

連結報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

ハ．使用人兼務役員の使用人給与のうち、重要なもの

該当事項はありません。

二．役員の報酬等の額の決定に関する基本方針

取締役の報酬額は、2015年5月8日開催の臨時株主総会において月額30万円以内と定められております。

また、監査役の報酬額は、同株主総会において月額30万円以内と定められております。

これらの報酬額の決定は、役割、会社への貢献度等を勘案して決定しております。

個別の役員への配分につきましては、上記の範囲内で、役員規程に基づき、取締役会又は監査役会にて決定しております。

取締役の定数

当社の取締役の定数は6名以内とする旨定款に定めております。

取締役の選任の決議要件

取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨定款に定めております。また、取締役の選任決議は累積投票によらない旨を定款で定めております。

株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項の定めによる決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

責任限定契約の内容の概要

当社と取締役（業務執行取締役等を除く。）及び監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。

剰余金の配当等の決定機関

当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項について、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める旨定款に定めております。これは、剰余金の配当等を取締役会の権限とすることにより、株主への機動的な利益還元を行うことを目的とするものであります。

(2) 【監査報酬の内容等】

【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

| 区分 | 前連結会計年度 | | 当連結会計年度 | |
|-------|-------------------|------------------|-------------------|------------------|
| | 監査証明業務に基づく報酬(百万円) | 非監査業務に基づく報酬(百万円) | 監査証明業務に基づく報酬(百万円) | 非監査業務に基づく報酬(百万円) |
| 提出会社 | 30 | - | 36 | 4 |
| 連結子会社 | 6 | - | 6 | - |
| 計 | 36 | - | 42 | 4 |

【その他重要な報酬の内容】

(前連結会計年度)

当社の連結子会社であるMetaps Pte. Ltd.及びMetaps Plus Inc.は、当社の監査公認会計士等と同一のネットワークに属しているKPMGのメンバーファームに対して、監査証明業務に基づく報酬12百万円及び台湾支店の財務支援業務に基づく報酬を支払っております。

(当連結会計年度)

当社の連結子会社であるMetaps Pte. Ltd.及びMetaps Plus Inc.は、当社の監査公認会計士等と同一のネットワークに属しているPwCのメンバーファームに対して、監査証明業務に基づく報酬18百万円を支払っております。

【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

(前連結会計年度)

該当事項はありません。

(当連結会計年度)

当社は、PwCあたらた有限責任監査法人に対して、国際会計基準に係る会計アドバイザリー・サービス業務についての対価を支払っております。

【監査報酬の決定方針】

監査報酬については、当社グループの規模、特性及び監査日数等の諸要素を勘案し、監査役会の同意のもと、取締役会で決定しております。

第5【経理の状況】

1. 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号）第93条の規定により、国際会計基準（以下「IFRS」という。）に準拠して作成しております。
- (2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。
また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。
- (3) 当社の連結財務諸表及び財務諸表に掲記される科目、その他の事項の金額については、従来、千円単位で記載しておりましたが、当連結会計年度及び当事業年度より百万円単位で記載することに変更しております。なお、比較を容易にするため、前連結会計年度及び前事業年度についても百万円単位に組替え表示しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度（2016年9月1日から2017年8月31日まで）の連結財務諸表及び事業年度（2016年9月1日から2017年8月31日まで）の財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人により監査を受けております。

なお、当社の監査人は次のとおり異動しております。

| | |
|----------------|----------------|
| 前連結会計年度及び前事業年度 | 有限責任あずさ監査法人 |
| 当連結会計年度及び当事業年度 | PwCあらた有限責任監査法人 |

臨時報告書に記載した事項は次のとおりであります。

(1) 異動に係る監査公認会計士等の名称

選任する監査公認会計士等の名称

PwCあらた有限責任監査法人

退任する監査公認会計士等の名称

有限責任あずさ監査法人

(2) 異動の年月日

2016年11月29日

(3) 監査公認会計士等であった者が監査公認会計士等でなくなった場合（概要）

異動監査公認会計士等が直近において監査公認会計士等となった年月日

2015年11月27日

異動監査公認会計士等が作成した監査報告書又は内部統制監査報告書等における内容等

該当事項はありません。

異動の決定又は異動に至った理由及び経緯

当社の会計監査人であり有限責任あずさ監査法人が、平成28年11月29日開催の第9回定時株主総会終結のときをもって任期満了となりましたので、会計監査人としてPwCあらた有限責任監査法人を選任したものであります。

上記の理由及び経緯に対する監査報告書又は内部統制監査報告書等の記載事項に係る異動監査公認会計士等の意見

特段の意見はない旨の回答を得ております。

3. 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組み及びIFRSに基づいて連結財務諸表等を適正に作成することができる体制の整備について

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組み及びIFRSに基づいて連結財務諸表等を適正に作成することができる体制の整備を行っております。その内容は以下のとおりであります。

- (1) 会計基準等の内容を適切に把握し、又は会計基準等の変更等についての的確に対応できる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構に加入し、同機構及び監査法人等が主催するセミナー等に参加する等を行っております。
- (2) IFRSの適用については、国際会計基準審議会が公表するプレスリリースや基準書を随時入手し、最新の基準の把握を行っております。また、IFRSに基づく適正な連結財務諸表を作成するために、IFRSに準拠したグループ会計方針及び会計指針を作成し、それらに基づいて会計処理を行っております。

1【連結財務諸表等】

(1)【連結財務諸表】

【連結財政状態計算書】

| | 注記 | 移行日 | 前連結会計年度 | 当連結会計年度 |
|-----------------|------|-------------|--------------|--------------|
| | | (2015年9月1日) | (2016年8月31日) | (2017年8月31日) |
| | | 百万円 | 百万円 | 百万円 |
| 資産 | | | | |
| 流動資産 | | | | |
| 現金及び現金同等物 | 7、27 | 7,783 | 6,273 | 6,650 |
| 営業債権及びその他の債権 | 8、27 | 807 | 4,399 | 6,749 |
| その他の金融資産 | 27 | - | 187 | 187 |
| その他の流動資産 | | 173 | 307 | 378 |
| 小計 | | 8,763 | 11,166 | 13,964 |
| 売却目的で保有する資産 | 9 | - | 176 | - |
| 流動資産合計 | | 8,763 | 11,342 | 13,964 |
| 非流動資産 | | | | |
| 有形固定資産 | 10 | 48 | 106 | 165 |
| のれん | 11 | - | 2,617 | 3,371 |
| 顧客関連無形資産 | 11 | - | 933 | 1,125 |
| その他の無形資産 | 11 | 403 | 659 | 604 |
| 持分法で会計処理されている投資 | 12 | - | 45 | 270 |
| 繰延税金資産 | 13 | - | - | 31 |
| その他の金融資産 | 27 | 56 | 164 | 215 |
| その他の非流動資産 | | - | 51 | 41 |
| 非流動資産合計 | | 507 | 4,577 | 5,822 |
| 資産合計 | | 9,270 | 15,919 | 19,786 |

| | 注記 | 移行日 | 前連結会計年度 | 当連結会計年度 |
|----------------------|-------|-------------|--------------|--------------|
| | | (2015年9月1日) | (2016年8月31日) | (2017年8月31日) |
| | | 百万円 | 百万円 | 百万円 |
| 負債及び資本 | | | | |
| 負債 | | | | |
| 流動負債 | | | | |
| 社債及び借入金 | 14、27 | - | 862 | 1,278 |
| 営業債務及びその他の債務 | 16、27 | 1,017 | 5,478 | 7,358 |
| その他の金融負債 | 27 | - | 15 | 562 |
| 未払法人所得税 | | 32 | 66 | 68 |
| 引当金 | 17 | 0 | 40 | 36 |
| その他の流動負債 | | 224 | 454 | 667 |
| 小計 | | 1,273 | 6,915 | 9,968 |
| 売却目的で保有する資産に直接関連する負債 | 9 | - | 43 | - |
| 流動負債合計 | | 1,273 | 6,958 | 9,968 |
| 非流動負債 | | | | |
| 社債及び借入金 | 14、27 | - | 1,142 | 2,701 |
| その他の金融負債 | 27 | - | 30 | 66 |
| 引当金 | 17 | 8 | 24 | 4 |
| 繰延税金負債 | 13 | 2 | 171 | 187 |
| その他の非流動負債 | | 3 | 38 | 39 |
| 非流動負債合計 | | 13 | 1,405 | 2,996 |
| 負債合計 | | 1,286 | 8,363 | 12,964 |
| 資本 | | | | |
| 資本金 | 18 | 4,628 | 4,663 | 4,691 |
| 資本剰余金 | 18 | 4,577 | 4,820 | 3,699 |
| その他の資本の構成要素 | 18 | 32 | 246 | 85 |
| 利益剰余金 | 18 | 1,282 | 2,000 | 1,723 |
| 親会社の所有者に帰属する持分合計 | | 7,956 | 7,237 | 6,582 |
| 非支配持分 | | 28 | 319 | 240 |
| 資本合計 | | 7,984 | 7,556 | 6,822 |
| 負債及び資本合計 | | 9,270 | 15,919 | 19,786 |

【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

| | 注記 | 前連結会計年度 | 当連結会計年度 |
|-------------------------|----|-------------------------------|-------------------------------|
| | | (自 2015年9月1日 至 2016年8月31日) | (自 2016年9月1日 至 2017年8月31日) |
| | | 百万円 | 百万円 |
| 売上高 | 19 | 8,817 | 13,572 |
| 売上原価 | 20 | 7,188 | 10,564 |
| 売上総利益 | | 1,629 | 3,008 |
| 販売費及び一般管理費 | 21 | 1,882 | 3,239 |
| その他の収益 | 22 | 16 | 518 |
| その他の費用 | 22 | 101 | 53 |
| 持分法による投資利益 | 12 | 5 | 18 |
| 営業利益又は損失() | | 333 | 251 |
| 金融収益 | 23 | 2 | 89 |
| 金融費用 | 23 | 240 | 63 |
| 税引前当期利益又は損失() | | 571 | 278 |
| 法人所得税費用 | 13 | 97 | 14 |
| 当期利益又は当期損失() | | 668 | 264 |
| 当期利益の帰属 | | | |
| 親会社の所有者 | | 718 | 260 |
| 非支配持分 | | 49 | 4 |
| 当期利益又は当期損失() | | 668 | 264 |
| 親会社の所有者に帰属する1株当たり当期利益 | | | |
| 基本的1株当たり当期利益又は損失()(円) | 25 | 56.83 | 20.12 |
| 希薄化後1株当たり当期利益又は損失()(円) | 25 | 56.83 | 19.79 |

【連結包括利益計算書】

| | 注記 | 前連結会計年度 | 当連結会計年度 |
|-----------------------|----|-------------------------------|-------------------------------|
| | | (自 2015年9月1日 至 2016年8月31日) | (自 2016年9月1日 至 2017年8月31日) |
| | | 百万円 | 百万円 |
| 当期利益又は当期損失() | | 668 | 264 |
| 純損益に振り替えられる可能性のある項目 | | | |
| 在外営業活動体の換算差額 | 24 | 348 | 196 |
| 純損益に振り替えられる可能性のある項目合計 | | 348 | 196 |
| 税引後その他の包括利益 | | 348 | 196 |
| 当期包括利益 | | 1,016 | 460 |
| 当期包括利益の帰属 | | | |
| 親会社の所有者 | | 1,028 | 445 |
| 非支配持分 | | 12 | 15 |
| 当期包括利益 | | 1,016 | 460 |

【連結持分変動計算書】

親会社の所有者に帰属する持分

| 注記 | その他の資本の構成要素 | | | | |
|---------------------|-------------|-------|-------|---------------------|-----|
| | 資本金 | 資本剰余金 | 新株予約権 | その他の 包括利益 累計額 | 合計 |
| | 百万円 | 百万円 | 百万円 | 百万円 | 百万円 |
| 2015年9月1日時点の残高 | 4,628 | 4,577 | 32 | - | 32 |
| 当期損失() | - | - | - | - | - |
| その他の包括利益 | - | - | - | 311 | 311 |
| 当期包括利益合計 | - | - | - | 311 | 311 |
| 新株の発行 (新株予約権の行使) | 35 | 35 | 1 | - | 1 |
| 株式に基づく報酬取引 | 26 | - | 33 | - | 33 |
| 子会社取得に係る 非支配持分 | 6 | - | - | - | - |
| 非支配株主との資本取引 配当金 | - | 207 | - | - | - |
| 所有者との取引額合計 | 35 | 243 | 32 | - | 32 |
| 2016年8月31日時点の残高 | 4,663 | 4,820 | 65 | 311 | 246 |

親会社の所有者に
帰属する持分

| 注記 | 利益剰余金 | | 非支配持分 | 資本合計 |
|---------------------|-------|-------|-------|-------|
| | 利益剰余金 | 合計 | | |
| | 百万円 | 百万円 | | |
| 2015年9月1日時点の残高 | 1,282 | 7,956 | 28 | 7,984 |
| 当期損失() | 718 | 718 | 49 | 668 |
| その他の包括利益 | - | 311 | 37 | 348 |
| 当期包括利益合計 | 718 | 1,028 | 12 | 1,016 |
| 新株の発行 (新株予約権の行使) | - | 70 | - | 70 |
| 株式に基づく報酬取引 | 26 | 33 | 9 | 42 |
| 子会社取得に係る 非支配持分 | 6 | - | 483 | 483 |
| 非支配株主との資本取引 配当金 | - | 207 | 212 | 5 |
| 所有者との取引額合計 | - | 310 | 279 | 589 |
| 2016年8月31日時点の残高 | 2,000 | 7,237 | 319 | 7,556 |

親会社の所有者に帰属する持分

| 注記 | その他の資本の構成要素 | | | | |
|---------------------|-------------|-------|-------|---------------------|-----|
| | 資本金 | 資本剰余金 | 新株予約権 | その他の 包括利益 累計額 | 合計 |
| | 百万円 | 百万円 | | | |
| 2016年9月1日時点の残高 | 4,663 | 4,820 | 65 | 311 | 246 |
| 当期利益 | - | - | - | - | - |
| その他の包括利益 | - | - | - | 185 | 185 |
| 当期包括利益合計 | - | - | - | 185 | 185 |
| 新株の発行 (新株予約権の行使) | 28 | 41 | 14 | - | 14 |
| 新株予約権の行使 | - | - | - | - | - |
| 新株予約権の失効 | - | - | 17 | - | 17 |
| 株式に基づく報酬取引 | 26 | - | 7 | - | 7 |
| 子会社取得に係る 非支配持分 | 6 | - | - | - | - |
| 子会社の増資による持分の 増減 | - | - | - | - | - |
| 非支配株主との資本取引 配当金 | 18 | 1,162 | - | - | - |
| 所有者との取引額合計 | 28 | 1,121 | 23 | - | 23 |
| 2017年8月31日時点の残高 | 4,691 | 3,699 | 41 | 126 | 85 |

親会社の所有者に
帰属する持分

| 注記 | 利益剰余金 | | 非支配持分 | 資本合計 |
|---------------------|-------|-------|-------|-------|
| | 合計 | | | |
| | 百万円 | 百万円 | | |
| 2016年9月1日時点の残高 | 2,000 | 7,237 | 319 | 7,556 |
| 当期利益 | 260 | 260 | 4 | 264 |
| その他の包括利益 | - | 185 | 12 | 196 |
| 当期包括利益合計 | 260 | 445 | 15 | 460 |
| 新株の発行 (新株予約権の行使) | - | 55 | - | 55 |
| 新株予約権の行使 | - | - | 75 | 75 |
| 新株予約権の失効 | 17 | - | - | - |
| 株式に基づく報酬取引 | 26 | 7 | 3 | 11 |
| 子会社取得に係る 非支配持分 | 6 | - | 61 | 61 |
| 子会社の増資による持分の 増減 | - | - | 50 | 50 |
| 非支配株主との資本取引 配当金 | 18 | 1,162 | 121 | 1,283 |
| 所有者との取引額合計 | 17 | 1,100 | 94 | 1,194 |
| 2017年8月31日時点の残高 | 1,723 | 6,582 | 240 | 6,822 |

【連結キャッシュ・フロー計算書】

| | 注記 | 前連結会計年度 | 当連結会計年度 |
|--|-------|-------------------------------|-------------------------------|
| | | (自 2015年9月1日 至 2016年8月31日) | (自 2016年9月1日 至 2017年8月31日) |
| | | 百万円 | 百万円 |
| 営業活動によるキャッシュ・フロー | | | |
| 税引前当期利益(は損失) | | 571 | 278 |
| 減価償却費及び償却費 | 10、11 | 213 | 373 |
| 持分法による投資損益(は益) | 12 | 5 | 18 |
| 営業債権及びその他の債権の増減額 (は増加) | | 882 | 2,250 |
| 営業債務及びその他の債務の増減額 | | 219 | 1,746 |
| その他 | | 32 | 274 |
| 小計 | | 994 | 145 |
| 利息及び配当金の受取額 | | 2 | 2 |
| 利息の支払額 | | 28 | 29 |
| 法人所得税等の支払額 | | 94 | 139 |
| 営業活動によるキャッシュ・フロー | | 1,114 | 311 |
| 投資活動によるキャッシュ・フロー | | | |
| 無形資産の取得による支出 | 11 | 234 | 143 |
| 子会社の取得による支出 | 6 | 2,116 | 939 |
| 子会社の取得による収入 | 6 | 424 | - |
| 支配の喪失を伴う子会社の売却による収入 | 6 | - | 300 |
| その他 | | 1 | 149 |
| 投資活動によるキャッシュ・フロー | | 1,927 | 931 |
| 財務活動によるキャッシュ・フロー | | | |
| 短期借入れによる収入 | | - | 736 |
| 短期借入金の返済による支出 | | - | 371 |
| 長期借入れによる収入 | | 2,200 | 600 |
| 長期借入金の返済による支出 | | 587 | 1,453 |
| 社債の発行による収入 | 14 | - | 2,371 |
| 非支配持分株主からの子会社持分取得 | | - | 970 |
| 非支配持分株主への子会社持分一部売却 | | - | 571 |
| その他 | | 67 | 112 |
| 財務活動によるキャッシュ・フロー | | 1,680 | 1,595 |
| 現金及び現金同等物の増減額(は減少) | | 1,360 | 352 |
| 売却目的で保有する資産への振替に伴う 現金及び現金同等物の増減額(は減少) | 9 | 57 | - |
| 現金及び現金同等物の期首残高 | 7 | 7,783 | 6,273 |
| 現金及び現金同等物に係る換算差額 | | 93 | 24 |
| 現金及び現金同等物の期末残高 | 7 | 6,273 | 6,650 |

【連結財務諸表注記】

1. 報告企業

株式会社メタップス（以下、当社）は日本に所在する株式会社です。その登記されている本社の住所は、当社ウェブサイト（<http://metaps.com/>）で開示しております。2017年8月31日に終了する当社の連結財務諸表は、当社及び子会社（以下、当社グループ）並びに当社の関連会社に対する持分から構成されています。

当社グループは「世界の頭脳になる」というミッションのもと、世界8拠点においてアプリ収益化事業を展開し、マーケティング（分析、広告、販促等）及びファイナンス（決済、投資、融資等）の2つのサービスを提供しております。

マーケティング関連サービスの主要サービスである“metaps”は、AI（人工知能）が様々な角度からアプリの成功パターンを学習し、アプリ開発者が勘や経験に頼らず、データを活用して様々な意思決定を行うためのアプリ収益化プラットフォームを提供しております。ファイナンス関連サービスにおいては、オンライン決済サービス“SPIKE”等を中心に、決済に限らずマーケティングや電子マネーをはじめとする幅広いサービスをEC事業者を提供しております。また、集約したデータをグループ内のみならず外部企業とも積極的に協働し活用することで、より多くのユーザを対象としたスケールの大きなサービス確立を目指しております。

今後は3つ目のサービスの柱としてコンシューマ（EC、メディア、動画等）の分野において様々な付加価値の提供を計画しております。当社グループは各サービスから得られるデータを統合的に管理しAI（人工知能）に反復学習させることで、加速度的に成長する経済圏（プラットフォーム）を作り出すことを目指しております。

2. 作成の基礎

(1) 連結財務諸表がIFRSに準拠している旨及び初度適用に関する事項

当社グループの連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号）第1条の2に掲げる「指定国際会計基準特定会社」の要件を全て満たすことから、同第93条の規定により、IFRSに準拠して作成しております。

当社グループは、当連結会計年度（2016年9月1日から2017年8月31日まで）からIFRSを適用しており、当連結会計年度の年次の連結財務諸表がIFRSに従って作成する最初の連結財務諸表であります。IFRSへの移行日は2015年9月1日であり、当社グループは、IFRSへの移行にあたり、IFRS第1号「国際会計基準の初度適用」（以下「IFRS第1号」という。）を適用しております。IFRSへの移行が、財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に与える影響は、注記「31. 初度適用」に記載しております。

本連結財務諸表は、2017年11月29日に代表取締役社長佐藤航陽によって承認されております。

(2) 測定の基本

当社グループの連結財務諸表は、注記「3. 重要な会計方針」にて別途記載している場合を除き、取得原価を基礎として作成しております。

(3) 機能通貨及び表示通貨

当社グループの連結財務諸表は、当社の機能通貨である日本円で表示しております。日本円で表示している全ての財務情報は、特に注釈のない限り百万円未満を四捨五入しております。

(4) 公表済みだが未適用のIFRSの新基準

当社グループの連結財務諸表の承認日時時点で既に公表されている新基準、解釈指針のうち、当社グループが2017年8月末時点で適用していない主なものは、以下のとおりであります。

なお、IAS第7号、第12号及びIFRS第2号の適用が当社グループの連結財務諸表へ与える重要な影響はありません。また、IFRS第9号、第15号、第16号の適用が当社グループの連結財務諸表へ与える影響は現在算定中です。

| 基準書 | 基準名 | 強制適用時期 (以降開始年度) | 当社グループ 適用時期 | 新設・改訂の概要 |
|----------|---------------|--------------------|----------------|------------------------------|
| IFRS第2号 | 株式に基づく報酬 | 2018年1月1日 | 2019年8月期 | 現金決済型の株式に基づく報酬に関連する改訂等 |
| IFRS第9号 | 金融商品 | 2018年1月1日 | 2019年8月期 | 分類と測定、減損及びヘッジ会計の改訂 |
| IFRS第15号 | 顧客との契約から生じる収益 | 2018年1月1日 | 2019年8月期 | 収益認識に関する会計処理の改訂 |
| IFRS第16号 | リース | 2019年1月1日 | 2020年8月期 | 「リース」に関する会計処理の改訂 |
| IAS第7号 | キャッシュ・フロー計算書 | 2017年1月1日 | 2018年8月期 | 財務活動に係る負債に関する開示に関連する改訂 |
| IAS第12号 | 法人所得税 | 2017年1月1日 | 2018年8月期 | 未実現損失に関する繰延税金資産の認識方法の取扱いを明確化 |

3. 重要な会計方針

以下に記載されている会計方針は、本連結財務諸表（IFRS移行日の連結財政状態計算書を含む）に記載されている全ての期間に継続して適用しております。

(1) 連結の基礎

子会社

子会社とは、当社グループにより支配されている企業をいいます。支配とは投資先に対するパワーを有し、投資先への関与により生じるリターンの変動に晒され、かつ投資先に対するパワーを通じてリターンに影響を及ぼす能力を有している場合をいいます。当社グループは、子会社に対する支配を獲得した日から当該子会社を連結し、支配を喪失した日から連結を中止しております。

一部の子会社の決算日は12月31日であり、これら子会社につきましては当社の報告期間の末日において仮決算を行い、当社の連結財務諸表に含めております。

グループ会社間の債権債務残高、取引高、及びグループ会社間取引によって発生した未実現損益は、連結財務諸表の作成にあたり消去しております。

子会社の非支配持分は、当社グループの持分とは別個に識別しております。子会社の包括利益については、非支配持分が負の残高となる場合であっても、親会社の所有者と非支配持分に帰属させております。

関連会社

関連会社とは、当社グループがその財務及び経営方針に対して重要な影響力を有しているものの、支配又は共同支配はしていない企業をいいます。当社グループが他の企業の議決権の20%から50%を保有する場合、当社グループは当該企業に対して重要な影響力を有していると推定されます。保有する議決権が20%未満であっても、他の投資家との契約により、財務及び営業又は事業の方針の決定に重要な影響力を行使する会社も関連会社を含めております。当社グループは、関連会社に対する投資について、持分法を用いて会計処理を行っております。

(2) 企業結合

企業結合については、取得法を用いて会計処理をしております。

移転された対価は、当社グループが移転した資産、引き受けた負債及び発行した資本持分の公正価値の合計額で測定しております。移転された対価には、条件付対価契約から発生した全ての資産又は負債の公正価値が含まれます。

非支配持分は、企業結合ごとに、公正価値又は被取得企業の識別可能純資産に対する比例的持分のいずれかにより測定しております。

のれんは、移転した対価と被取得企業の非支配持分の金額の合計が、取得日時点における識別可能な資産及び負債の正味価額を上回る場合に、その超過額として測定しております。この差額が負の金額である場合には、直ちに純損益として認識することとしております。

企業結合に関連して発生した仲介手数料や助言費用等の取引関連コストは、発生時に費用処理しております。

IFRS第3号「企業結合」の認識の要件を満たす被取得企業の識別可能な資産、負債及び偶発負債は、以下を除き、取得日時点の公正価値で測定しております。

- ・繰延税金資産及び負債
- ・株式に基づく報酬取引に係る負債
- ・従業員給付に係る負債

(3) 外貨換算

外貨建取引

外貨建取引は、取引日の為替レートで当社グループの各社の機能通貨に換算しております。

外貨建貨幣性資産及び負債は、期末日の為替レートで機能通貨に再換算しております。

公正価値で測定される外貨建非貨幣性資産及び負債は、当該公正価値の算定日における為替レートで機能通貨に再換算しております。

換算又は決済により生じる換算差額は、純損益として認識しております。

在外営業活動体の財務諸表

在外営業活動体の資産及び負債については期末日の為替レート、収益及び費用については、平均為替レートを用いて表示通貨である日本円に換算しております。在外営業活動体の財務諸表の換算から生じる換算差額は、その他の包括利益として認識し、累計額はその他の資本の構成要素に含めております。在外営業活動体の換算差額は、在外営業活動体が処分された期間に純損益として認識されます。

なお、当社グループは、IFRS第1号の免除規定を採用しており、移行日前の在外営業活動体の累積換算差額をゼロとみなし、全て利益剰余金に振り替えております。

(4) 現金及び現金同等物

現金及び現金同等物は、手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(5) 金融商品

非デリバティブ金融資産

() 当初認識及び分類

全ての非デリバティブ金融資産を、契約の当事者となった取引日時点で当初認識し、当初認識時点において以下のとおり分類しております。

(a) 満期保有投資

固定又は決定可能な支払金額と固定の満期日を有する非デリバティブ金融資産で、当社グループが満期まで保有する明確な意図と能力を有するものを満期保有投資に分類しております。

(b) 貸付金及び債権

支払額が固定又は決定可能な非デリバティブ金融資産のうち、活発な市場での公表価格がないものを貸付金及び債権に分類しております。

() 測定

全ての非デリバティブ金融資産を、当初認識時点において、公正価値に取得に直接起因する取引費用を加算して測定しております。当初認識後においては、以下のとおり測定しております。

(a) 満期保有投資

実効金利法による償却原価から減損損失を控除した金額で測定しております。

(b) 貸付金及び債権

実効金利法による償却原価から減損損失を控除した金額で測定しております。利息の認識が重要でない短期の債権を除き、利息収益は実効金利法を適用して認識しております。

() 減損

全ての非デリバティブ金融資産について、決算日において減損していることを示す客観的証拠が存在するか否かを検討しており、客観的な証拠によって損失事象が当初認識後に発生したことが示され、かつ、その損失事象が当該金融資産の見積将来キャッシュ・フローにマイナスの影響を及ぼすことが合理的に予測できる場合に減損していると判定しております。減損の客観的な証拠には、以下の項目が含まれます。

- ・債務者又は発行企業の重要な財政的困難
- ・利息又は元本の支払の債務不履行、滞納、支払条件緩和
- ・債務者又は発行企業が破産手続きもしくはその他の更生手続きに入る兆候

さらに、売上債権のような特定の分類の金融資産は、個別に減損の客観的証拠が存在しない場合でも、グループ単位で減損の評価をしております。

満期保有投資、及び、貸付金及び債権に減損の客観的証拠が存在している場合には、当該資産の帳簿価額と、見積将来キャッシュ・フローを金融資産の当初の実効金利で割り引いた金融資産の現在価値との差額を減損損失とし、純損益として認識しております。以後の期間において、減損損失の額が減少したことを示す客観的事象が発生した場合には、減損損失を戻入れ、純損益として認識しております。

() 認識の中止

金融資産から生じるキャッシュ・フローに対する契約上の権利が消滅した時、又は金融資産を譲渡し、当該金融資産の所有に係るリスクと経済価値のほとんど全てが他の企業に移転した場合にのみ、当該金融資産の認識を中止しております。金融資産の認識の中止に際しては、資産の帳簿価額と受取った又は受取可能な対価との差額を純損益として認識し、当該認識の中止時点までその他の包括利益として認識していた累積利得又は損失をその期間の純損益へ振り替えております。

非デリバティブ金融負債

全ての非デリバティブ金融負債を、契約の当事者となった取引日時点で当初認識し、当初認識時点において公正価値に、発行に直接帰属する取引費用を減算して測定しております。当初認識後においては、実効金利法による償却原価で測定しております。利息費用は実効金利法を適用して認識しております。

また、金融負債が消滅した時、すなわち、契約中に特定された債務が免責、取消し、又は失効となった場合に、金融負債の認識を中止しております。金融負債の認識の中止に際しては、金融負債の帳簿価額と支払われた又は支払う予定の対価の差額を純損益として認識しております。

デリバティブ

全てのデリバティブ取引を、デリバティブ契約の締結時点で当初認識し、当初認識時点において公正価値で測定しております。当初認識後における再測定も公正価値で行い、公正価値の変動は純損益として認識しております。なお、当社グループは、ヘッジ会計を適用していません。

(6) 有形固定資産

有形固定資産の測定については、原価モデルを採用し、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した額で測定しております。

取得原価には、資産の取得に直接関連する費用、解体、除去に係る原状回復費用及び資産計上すべき借入費用が含まれております。

有形固定資産で、それぞれ異なる複数の重要な構成要素を識別できる場合は、別個の有形固定資産として会計処理しております。

有形固定資産は処分時点、もしくは使用又は処分による将来の経済的便益が期待できなくなった時点で認識を中止しております。有形固定資産の認識の中止から生じる利得又は損失は、正味処分対価と資産の帳簿価額との差額として算定され、認識の中止時点で純損益として認識しております。

各資産の減価償却費は、それぞれの見積耐用年数にわたり、定額法で計上しております。主要な資産項目ごとの見積耐用年数は以下のとおりであります。

- ・建物 5～15年
- ・工具、器具及び備品 3～8年

なお、見積耐用年数、残存価額及び減価償却方法は、各年度末に見直しを行い、変更があった場合は、会計上の見積りの変更として将来に向かって適用しております。

(7) 無形資産

のれん

子会社の取得により生じたのれんは、無形資産に計上しております。

当社グループは、のれんを取得日時点で測定した被取得企業に対する非支配持分の認識額を含む譲渡対価の公正価値から、取得日時点における識別可能な取得資産及び引受負債の純認識額（通常、公正価値）を控除した額として測定しております。

のれんの償却は行わず、少なくとも年に1回、減損の兆候がある場合にはその都度、減損テストを実施しております。

のれんの減損損失は連結損益計算書において認識され、その後の戻入れは行っておりません。

また、のれんは連結財政状態計算書において、取得原価から減損損失累計額を控除した帳簿価額で計上されます。

その他の無形資産

個別に取得した無形資産は、当初認識時に取得原価で測定されます。

自己創設の無形資産については、資産化の要件を満たす開発費用を除き、全て発生した期の費用として認識しております。資産化の要件を満たす開発費用は、ソフトウェアのみになります。

のれん以外の無形資産は、当初認識後、耐用年数を確定できない無形資産を除いて、それぞれの見積耐用年数にわたって定額法で償却され、取得原価から償却累計額及び減損損失累計額を控除した帳簿価額で計上されます。主要な無形資産の見積耐用年数は以下のとおりであります。なお、耐用年数を確定できない無形資産はありません。

- ・顧客関連無形資産 10年
- ・ソフトウェア 5年

なお、見積耐用年数、残存価額及び償却方法は、各年度末に見直しを行い、変更があった場合は、会計上の見積りの変更として将来に向かって適用しております。

研究開発費

研究関連支出は、発生時に費用認識しております。開発関連支出は、信頼性をもって測定することができ、将来的に経済的便益を得られる可能性が高く、当社グループが開発を完成させ、当該資産を使用又は販売する意図及びそのための十分な資源を有している場合のみ資産計上しております。研究関連支出と開発関連支出が明確に区分できない場合には、研究関連支出として発生時に費用認識しております。

(8) リース資産

リース契約により、資産の所有に伴うリスクと経済価値を実質的に全て借手に移転する場合、当該リース取引は、ファイナンス・リースに分類し、それ以外の場合には、オペレーティング・リースに分類しております。

ファイナンス・リース取引におけるリース資産は、リース開始時のリース物件の公正価値と最低支払リース料総額の現在価値のいずれか低い金額をもって当初認識しております。当初認識後は、当該資産に適用される会計方針に基づいて、見積耐用年数とリース期間のいずれか短い年数にわたって、減価償却を行っております。リース料は、利息法に基づき金融費用とリース債務の返済額に配分し、金融費用は連結損益計算書において認識しております。

オペレーティング・リース取引におけるリース料は、連結損益計算書において、リース期間にわたって定額法により費用として認識しております。変動リース料は、発生した期間の費用として認識しております。

(9) 非金融資産の減損

当社グループの非金融資産の帳簿価額は、報告日ごとに減損の兆候の有無を判断しております。減損の兆候が存在する場合は、当該資産の回収可能価額を見積っております。のれん及び耐用年数を確定できない、又はまだ使用できない無形資産については、回収可能価額を各連結会計年度における一定時期に見積っております。

資産、資金生成単位又は資金生成単位グループの回収可能価額は、使用価値と処分費用控除後の公正価値のうち、いずれか高い金額としております。使用価値の算定において、見積将来キャッシュ・フローは、貨幣の時間価値及び当該資産の固有リスクを反映した税引前の割引率を用いて、現在価値に割り引いております。資金生成単位については、継続的に使用することにより他の資産又は資産グループのキャッシュ・イン・フローから、概ね独立したキャッシュ・イン・フローを生み出す最小単位の資産グループとしております。

のれんの資金生成単位又は資金生成単位グループについては、のれんが内部報告目的で管理される単位に基づき決定しておりますが、原則として会社単位を資金生成単位としております。

全社資産は、独立したキャッシュ・イン・フローを生み出していないため、全社資産に減損の兆候がある場合、全社資産が帰属する資金生成単位の回収可能価額を算定して判断しております。

減損損失は、資産、資金生成単位又は資金生成単位グループの帳簿価額が回収可能価額を超過する場合に、純損益で認識しております。資金生成単位に関連して認識した減損損失は、まずその単位に配分されたのれんの帳簿価額を減額するように配分し、次に資金生成単位内のその他の資産の帳簿価額を比例的に減額するように配分しております。

のれんに関連する減損損失については、戻入れを行っておりません。過去に認識したその他の資産の減損損失については、報告日ごとに、損失の減少又は消滅を示す兆候の有無を判断しております。減損の戻入れの兆候があり、回収可能価額の決定に使用した見積りが変化した場合は、減損損失を戻入れております。

減損損失については、減損損失を認識しなかった場合の帳簿価額から必要な減価償却費又は償却費を控除した後の帳簿価額を超えない金額を上限として、戻入れております。

(10) 従業員給付

退職後給付

当社グループの従業員を対象に、確定拠出年金制度を採用しております。確定拠出制度は、雇用主が一定額の掛金を他の独立した事業体に拠出し、その拠出額以上の支払について法的又は推定的債務を負わない退職後給付制度であります。確定拠出型の退職後給付に係る費用は、従業員が拠出額に対する権利を得る勤務を提供した時点で費用として認識しております。

短期従業員給付

短期従業員給付については、割引計算は行わず、関連するサービスが提供された時点で費用として計上しております。

賞与及び有給休暇費用については、当社グループが、従業員から過去に提供された労働の結果として支払うべき現在の法的及び推定的債務を負っており、かつその金額を信頼性をもって見積ることができる場合に、それらの制度に基づいて支払われると見積ることができる額を負債として認識し、その他の流動負債に含めて表示しております。

(11) 株式報酬

当社は、役員及び従業員に対するインセンティブ制度として持分決済型のストック・オプション制度を採用しております。当該持分決済型のストック・オプション制度によって付与されたオプションについては、付与日における公正価値に基づき、最終的に権利確定すると予想されるストック・オプションの数を考慮した金額を見積り、権利確定期間にわたり費用として認識すると共に同額を資本の増加として認識しております。またMetaps Plus Inc.は、持分決済型のストック・オプション制度並びに役員及び従業員が現金選択権を有するストック・オプション制度を採用しております。このうち、持分決済型のストック・オプション制度によって付与されたオプションについては、Metaps Plus Inc.の取得日における公正価値に基づき、最終的に権利確定すると予想されるストック・オプションの数を考慮した金額を見積り、権利確定期間にわたり費用として認識すると共に同額を資本の増加として認識しております。また、役員及び従業員が現金選択権を有するストック・オプション制度によって付与されたオプションについては、Metaps Plus Inc.の取得日における公正価値に基づき、最終的に権利確定すると予想されるストック・オプションの数を考慮した金額を見積り、権利確定期間にわたり費用として認識すると共に、同額を負債の増加として認識しております。なお、当該負債の公正価値は、決済されるまでの決算日及び決済日において再測定を実施し、公正価値の変動は純損益として認識しております。

付与されたオプションの公正価値は、オプションの諸条件を考慮し、ブラック・ショールズ・モデル等を用いて算定しております。

(12) 引当金

引当金は、過去の事象の結果として、合理的に見積り可能な法的又は推定的債務を負っており、当該債務を決済するために経済的便益の流出が生じる可能性が高く、当該債務の金額について信頼性ある見積りができる場合に、認識しております。

引当金は、見積将来キャッシュ・フローを貨幣の時間価値及び当該負債に特有のリスクを反映した税引前の利率を用いて現在価値に割り引いております。時の経過に伴う割引額の割戻しは金融費用として認識しております。

資産除去債務

賃借建物に対する原状回復義務に備え、過去の原状回復実績及び事務所等に施した内部造作の耐用年数を考慮して決定した使用見込期間等を基礎として、各物件の状況を個別に勘案して資産除去費用を見積り、資産除去債務として認識しております。

ポイント引当金

当社グループは、当社グループが提供するアプリを利用して顧客の広告を閲覧するユーザに対して、特定の条件を満たした場合に、ポイントの付与を行っております。ユーザによる将来のポイント利用に伴う費用負担に備えるため、将来利用されることが見込まれるポイントに対応する金額を計上しております。

(13) 資本

普通株式

当社が発行した普通株式は、発行価額を資本金及び資本剰余金に計上し、直接発行費用(税効果考慮後)は、資本剰余金から控除しております。

非支配株主へ付与されたプット・オプション

当社は、連結子会社であるMetaps Plus Inc.の持分に係るプット・オプションを非支配株主に対して売り建てており、契約で定められた条件を満たした場合、オプションの保有者はMetaps Plus Inc.の株式を契約で定められた条件に従って決定される行使価格により当社に売却することが認められ、オプションの行使により支払いに応じなければなくなる可能性のある金額の現在価値を金融負債として当初認識し、同額を資本剰余金から減額しております。当初認識後の金融負債の公正価値の変動は、金融収益又は金融費用として純損益に認識しております。オプションが未行使のまま失効した場合には、金融負債は認識を中止し、資本剰余金へ振り替えます。

(14) 収益

収益は、サービスの提供から受領する対価の公正価値から、値引、割戻及び売上関連の税金を控除した金額で測定しております。

マーケティング関連サービス

当社グループは、バナー広告、成果報酬型広告（アフィリエイト広告）等の多様な広告商品を提供しております。広告の売上高は、当社グループによる役務の提供の進捗に応じて認識しております。一定の期間、継続して広告の掲載を行う義務のあるものについては、広告掲載の契約期間内における広告掲載に応じて認識しております。また、ページビュー数等の実績に基づき広告の売上高が計算されるものについては、ページビュー数等の実績に基づき、広告の売上高を認識しております。

ファイナンス関連サービス

当社グループは、加盟店規約に基づき、当社グループの加盟店に対して、加盟店の売上情報データの送受信及び処理、収納会社からの代金の回収、加盟店への送金等を含む決済代行サービスを提供しております。当該サービスについては、消費者が加盟店との間で当社グループが提供する決済手段を利用した取引を行った時点で決済代行手数料収益を認識しております。

(15) 法人所得税

法人所得税は当期税金費用と繰延税金費用で構成されております。これらは、企業結合に関連するもの、その他の包括利益に認識されるもの、もしくは資本に直接認識されるものを除き、純損益で認識しております。

当期税金費用は、税務当局に対する納付又は税務当局から還付が予想される金額で測定されます。税額の算定にあたっては、当社グループが事業活動を行い、課税対象となる損益を稼得する国において、連結会計年度末日までに制定又は実質的に制定されている税率及び税法に従っております。

繰延税金資産及び負債は、原則として資産及び負債の会計上の帳簿価額と税務基準額との間に生じる全ての一時差異に対して認識しております。ただし、繰延税金資産は、将来減算一時差異、繰越欠損金及び繰越税額控除について将来の課税所得により使用できる可能性が高い範囲内で認識しております。なお、次の一時差異に対しては、繰延税金資産及び負債を認識しておりません。

- ・のれんの当初認識において生じる将来加算一時差異
- ・企業結合以外の取引で、かつ取引時の会計上の利益又は課税所得（税務上の欠損金）のいずれにも影響を及ぼさない取引における資産又は負債の当初認識に係る一時差異
- ・子会社及び関連会社に対する投資に係る将来加算一時差異のうち、一時差異の解消時期をコントロールでき、かつ予見可能な期間内に一時差異が解消されない可能性が高い場合
- ・子会社及び関連会社に対する投資に係る将来減算一時差異について、当該一時差異の使用に十分な課税所得が稼得される可能性が高くない場合、又は予測可能な将来に当該一時差異が解消する可能性が高くない場合

繰延税金資産の帳簿価額は毎期見直しを行っており、十分な課税所得を稼得する可能性が高くなった範囲で、繰延税金資産の帳簿価額を減額しております。未認識の繰延税金資産は毎期再評価され、将来の課税所得により繰延税金資産が回収される可能性が高くなった範囲内で認識されます。

繰延税金資産及び負債は、連結会計年度末日において制定されている、又は実質的に制定されている法定税率及び税法に基づいて一時差異等が解消される時点で適用されると予測される税率及び税法を用いて測定しております。

繰延税金資産及び負債は、当期税金資産及び負債を相殺する法律上強制力のある権利を有しており、かつ、法人所得税が同一の税務当局によって同一の納税主体に課されている場合、又は異なる納税主体に課されているもののこれらの納税主体が当期税金資産及び負債を純額ベースで決済することを意図している場合、もしくはこれら税金資産及び負債が同時に実現する予定である場合に相殺しております。

(16) 売却目的で保有する資産

非流動資産又は処分グループの帳簿価額が、継続の使用よりも主として売却取引により回収される場合に、当該非流動資産又は処分グループは、「売却目的で保有する資産」として分類されます。「売却目的で保有する資産」は、売却の可能性が非常に高く、現状で直ちに売却することが可能であり、かつ経営者が、当該資産の売却計画の実行を確約しており、1年以内で売却が完了する予定のものに限られます。

当社グループが子会社に対する支配の喪失を伴う売却計画を確約する場合で、かつ上記の条件を満たす場合、当社グループが売却後も従前の子会社に対する非支配持分を有するか否かにかかわらず、当該子会社の全ての資産及び負債が売却目的に分類されます。

売却目的で保有する資産は、帳簿価額と売却費用控除後の公正価値のいずれか低い金額で測定します。

「売却目的で保有する資産」に分類後の有形固定資産及び無形資産については、減価償却又は償却は行いません。

(17) 1株当たり利益

基本的1株当たり当期利益は、親会社の所有者に帰属する当期利益を発行済普通株式の加重平均株式数で除して算定しております。希薄化後1株当たり当期利益は、全ての希薄化効果のある潜在的普通株式による影響について、親会社の所有者に帰属する当期利益を調整した発行済株式の加重平均株式数を調整することにより算定しております。

4. 重要な会計上の見積り及び見積りを伴う判断

IFRSに準拠した連結財務諸表の作成において、経営者は、会計方針の適用並びに資産、負債、収益及び費用の金額に影響を及ぼす判断、見積り及び仮定を行うことが要求されております。実際の業績は、これらの見積りとは異なる場合があります。

見積り及びその基礎となる仮定は継続して見直されます。会計上の見積りの見直しによる影響は、見積りを見直した会計期間及びそれ以降の将来の会計期間において認識されます。

経営者が行った連結財務諸表の金額に重要な影響を与える判断及び見積りは以下のとおりであります。

- ・機能通貨（注記「3. 重要な会計方針（3）外貨換算」）
- ・子会社、関連会社の範囲（注記「3. 重要な会計方針（1）連結の基礎」、注記「6. 企業結合」）
- ・金融資産・負債の分類・測定（注記「3. 重要な会計方針（5）金融商品」、注記「27. 金融商品」）
- ・非金融資産の減損（注記「3. 重要な会計方針（9）非金融資産の減損」、注記「11. のれん及び無形資産」）
- ・繰延税金資産の回収可能性（注記「3. 重要な会計方針（15）法人所得税」、注記「13. 法人所得税」）
- ・引当金（注記「3. 重要な会計方針（12）引当金」、注記「17. 引当金」）
- ・ストック・オプションの公正な評価単価（注記「3. 重要な会計方針（11）株式報酬」、注記「26. 株式報酬」）
- ・金融商品の公正価値の測定方法（注記「3. 重要な会計方針（5）金融商品」、注記「27. 金融商品」）

5. 事業セグメント

(1) 一般情報

事業セグメントは、経営資源のセグメントへの配分と業績を評価するために、最高経営意思決定者に定期的に提出される内部報告に基づいて認識しております。当社グループが提供するマーケティング及びファイナンスの2つのサービスは、いずれもインターネット領域におけるサービスであり、最高経営意思決定者への定期的な報告は、単一の事業セグメントとなっております。

(2) 報告セグメントの売上高及び利益

当社グループの売上高は、全て単一の事業セグメントから発生しているため、記載を省略しております。

(3) 製品及びサービスに関する情報

製品及びサービスごとの外部顧客への売上高は次のとおりであります。

(単位：百万円)

| | 前連結会計年度 (自 2015年9月1日 至 2016年8月31日) | 当連結会計年度 (自 2016年9月1日 至 2017年8月31日) |
|---------------|--|--|
| マーケティング関連サービス | 7,081 | 6,440 |
| ファイナンス関連サービス | 1,736 | 7,132 |
| 合計 | 8,817 | 13,572 |

(4) 地域に関する情報

所在地別の売上高及び非流動資産(金融商品、繰延税金資産等を除く)は次のとおりであります。なお、売上高は販売先の国又は地域によっております。非流動資産は資産の所在地によっております。

外部顧客からの売上高

(単位：百万円)

| | 前連結会計年度 (自 2015年9月1日 至 2016年8月31日) | 当連結会計年度 (自 2016年9月1日 至 2017年8月31日) |
|----|--|--|
| 日本 | 4,597 | 8,276 |
| 海外 | 4,220 | 5,296 |
| 合計 | 8,817 | 13,572 |

非流動資産

(単位：百万円)

| | 前連結会計年度 (2016年8月31日) | 当連結会計年度 (2017年8月31日) |
|----|-------------------------|-------------------------|
| 日本 | 3,617 | 3,627 |
| 海外 | 699 | 1,638 |
| 合計 | 4,316 | 5,265 |

(5) 主要な顧客に関する情報

連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

| 顧客の名称又は氏名 | 前連結会計年度 (自 2015年9月1日 至 2016年8月31日) | 当連結会計年度 (自 2016年9月1日 至 2017年8月31日) |
|-----------|--|--|
| 日本瓦斯株式会社 | - | 1,667 |

(注) 前連結会計年度の日本瓦斯株式会社に対する販売実績は、当該販売実績の総販売実績に対する割合が10%未満のため記載を省略しております。

6. 企業結合

(1) 前連結会計年度(自 2015年9月1日 至 2016年8月31日)における取得

Nextapps Inc.

a. 被取得企業の名称及び説明

被取得企業の名称: Nextapps Inc.(現 Metaps Plus Inc. 本社:韓国ソウル 以下、「Metaps Plus社」)

被取得企業の事業の内容: モバイル広告プラットフォームの運営

b. 取得日

2015年10月30日

c. 取得した議決権付資本持分の割合

51%

d. 企業結合の主な理由

当社グループは、「世界の頭脳になる」というミッションを掲げ、“metaps”及び“SPIKE”の2つのサービスを軸に、世界8拠点でアプリ収益化事業を展開しております。当社の発展には、継続してグローバル展開を進めることが不可欠であり、海外での事業拡大を加速化するために、特にアジア地域における事業領域の強化を積極的に推進しております。

Metaps Plus社は、世界的にも先進的な韓国モバイル広告市場において、これまで堅調に事業を拡大しており、韓国有数のモバイル広告プラットフォームへと成長を遂げました。韓国モバイル広告市場においては既に高い実績を誇っていますが、同社の事業展開はこれまで韓国国内が中心であり、成長著しいアジアをはじめとするグローバルへの事業展開、及びクロスボーダープロモーション案件等への対応は未着手でした。

今回の買収により、Metaps Plus社は、当社が持つデータ解析を中心としたアプリマーケティングノウハウ及び、世界8拠点に展開する幅広いネットワークを活かしたグローバルでの事業展開が可能となります。また、韓国市場における当社のシェア拡大は勿論のこと、Metaps Plus社が持つモバイル広告プラットフォームと、当社のアプリデータ解析のノウハウを組み合わせることで、新たなソリューションの提供が可能となり、より収益性の高い事業構築が実現出来ると判断し、今回の決定に至りました。

e. 被取得企業の支配を獲得した方法

現金を対価とした株式取得

f. 取得対価、取得資産及び引受負債の公正価値
2015年10月30日現在

(単位：百万円)

| | |
|---------------------|-------|
| 取得対価の公正価値 | |
| 現金 | 2,167 |
| 取得対価合計 | 2,167 |
| 取得資産及び引受負債の公正価値 | |
| 現金及び現金同等物 | 219 |
| 営業債権及びその他の債権 | 278 |
| その他の流動資産 | 44 |
| 流動資産 | 541 |
| 有形固定資産 | 4 |
| 顧客関連無形資産 | 828 |
| その他の無形資産 | 20 |
| その他の金融資産 | 56 |
| 非流動資産 | 908 |
| 資産合計 | 1,449 |
| 営業債務及びその他の債務 | 240 |
| 借入金 | 11 |
| 未払法人所得税 | 22 |
| 引当金 | 39 |
| その他の流動負債 | 2 |
| 流動負債 | 314 |
| 繰延税金負債 | 146 |
| その他の非流動負債 | 72 |
| 非流動負債 | 218 |
| 負債合計 | 532 |
| 取得資産及び引受負債の公正価値(純額) | 917 |
| 非支配持分 | 483 |
| のれん | 1,733 |

取得対価は、支配獲得日における公正価値を基礎として、取得した資産に配分しております。

取得した資産及び負債の公正価値は、第三者によるデュー・デリジェンスを通じて精査した財務・財産の状況及び企業価値等を総合的に勘案のうえ、算定しております。

この過程で被取得企業において認識されていなかった顧客との関係及びソフトウェアを無形資産として遡及して認識しております。

非支配持分は、取得日における被取得企業の識別可能純資産額に、非支配株主の持分比率を乗じて測定しております。

のれんの主な内容は、主に期待される既存事業とのシナジー効果と将来の超過収益力の合理的な見積りのうち、個別の資産として認識されなかったものであります。認識されたのれんは税法上、損金算入できないものであります。

g. 無形資産の耐用年数
5～10年

h. 取得した債権の公正価値
営業債権及びその他の債権の公正価値は概ね帳簿価額と同額であります。

i. 連結損益計算書に認識されている取得日以降の被取得企業の売上高及び当期利益

連結損益計算書に含まれている、2015年10月31日以降のMetaps Plus社の売上高及び当期利益はそれぞれ1,645百万円及び147百万円であります。

- j．取得日が連結会計年度の期首であったとした場合の結合後企業の前連結会計年度における売上高及び当期利益
概算額の算定が困難であるため記載しておりません。
- k．取得関連コスト
4百万円（連結損益計算書のその他の費用に含まれております。）

ペイデザイン株式会社

- a．被取得企業の名称及び説明
被取得企業の名称：ペイデザイン株式会社(本社:東京 以下、「ペイデザイン社」)
被取得企業の事業の内容：EC決済事業、リアル店舗決済事業、家賃決済事業、電子マネー事業
- b．取得日
2016年4月14日
- c．取得した議決権付資本持分の割合
100%
- d．企業結合の主な理由
当社の展開するオンライン決済プラットフォーム「SPIKE（スパイク）」はEC事業者様への包括的なサポートを目的とし、様々なサービスを提供しております。「SPIKE（スパイク）」を含め、オンライン決済代行の市場は今後加速度的に拡大が見込まれる成長市場であり、今後当社が同市場において確固たる地位を確立するためには、継続的な事業規模の拡大と事業内容の差別化が重要な課題であると認識しております。
今般株式を取得したペイデザイン社は、EC決済事業に加え、リアル店舗決済事業、家賃決済事業、電子マネー事業等、幅広いサービスを提供しており、当社の既存サービスである「SPIKE（スパイク）」との親和性も高いものと確信しております。本件の完了に伴い、当社決済サービスにおける年間取扱高は1,000億円を超える規模になる見通しです。
- e．被取得企業の支配を獲得した方法
現金を対価とした株式取得

f . 取得対価、取得資産及び引受負債の公正価値
2016年4月14日現在

(単位：百万円)

| | |
|---------------------|-------|
| 取得対価の公正価値 | |
| 現金 | 2,880 |
| 取得対価合計 | 2,880 |
| 取得資産及び引受負債の公正価値 | |
| 現金及び現金同等物 | 3,492 |
| 営業債権及びその他の債権 | 3,903 |
| その他の流動資産 | 23 |
| 流動資産 | 7,418 |
| 有形固定資産 | 64 |
| 顧客関連無形資産 | 293 |
| その他の無形資産 | 222 |
| その他の金融資産 | 80 |
| その他の非流動資産 | 4 |
| 非流動資産 | 663 |
| 資産合計 | 8,081 |
| 営業債務及びその他の債務 | 5,677 |
| 借入金 | 123 |
| 未払法人所得税 | 42 |
| 引当金 | 35 |
| その他の流動負債 | 46 |
| 流動負債 | 5,923 |
| 借入金（非流動） | 262 |
| 繰延税金負債 | 44 |
| 非流動負債 | 306 |
| 負債合計 | 6,229 |
| 取得資産及び引受負債の公正価値（純額） | 1,852 |
| のれん | 1,028 |

取得対価は、支配獲得日における公正価値を基礎として、取得した資産に配分しております。
取得した資産及び負債の公正価値は、第三者によるデュー・デリジェンスを通じて精査した財務・財産の状況及び企業価値等を総合的に勘案のうえ、算定しております。
この過程で被取得企業において認識されていなかった顧客との関係を無形資産として認識しております。
のれんの主な内容は、将来の超過収益力の合理的な見積りのうち、個別の資産として認識されなかったものであります。認識されたのれんは税法上、損金算入できないものであります。

g . 顧客関連無形資産の耐用年数
10年

- h. 取得した債権の公正価値
営業債権及びその他の債権の公正価値は概ね帳簿価額と同額であります。
- i. 連結損益計算書に認識されている取得日以降の被取得企業の売上高及び当期利益
連結損益計算書に含まれている、2016年4月14日以降のペイデザイン社の売上高及び当期利益はそれぞれ1,569百万円及び79百万円であります。
- j. 取得日が連結会計年度の期首であったとした場合の結合後企業の前連結会計年度における売上高及び当期利益
取得日が期首であったとした場合の結合後企業の前連結会計年度における売上高は10,829百万円、当期損失は619百万円です（非監査情報）。
- k. 取得関連コスト
6百万円（連結損益計算書のその他の費用に含まれております。）

(2) 当連結会計年度（自 2016年9月1日 至 2017年8月31日）における取得
Smartcon Co. Ltd.

- a. 被取得企業の名称及び説明
被取得企業の名称：Smartcon Co. Ltd.（本社：韓国ソウル 以下、「Smartcon社」）
被取得企業の事業の内容：モバイル商品券の販売、企業モバイルマーケティング及びプロモーション
- b. 取得日
2016年11月11日
- c. 取得した議決権付資本持分の割合
75%
- d. 企業結合の主な理由
Smartcon社は、オンライン上で利用できるプリペイドカード及びプリペイド型電子マネーの発行・管理事業を展開している企業です。韓国ではキャッシュレス化によりスマートフォン端末で利用できるプリペイドカードや電子マネーを使った決済手段が急速に普及してきており、Smartcon社はこの領域におけるリーディングカンパニーとして急成長を続けています。
当社グループでは2020年に向けた中期経営方針において決済を軸としたFinTech事業を重点投資領域として掲げており、Smartcon社のグループ化を足がかりにアジアでもFinTech領域への事業展開を図っていく予定です。当社の持つスマートフォンマーケティングやオンライン決済の知見と、Smartcon社の持つプリペイドカードや電子マネーの発行・管理の知見を融合させることで、新たな決済ソリューションの開発や顧客の経済圏の形成をワンストップで支援できる体制の構築を目指して参ります。
- e. 被取得企業の支配を獲得した方法
現金を対価とした株式取得
なお、本件はSmartcon社の2016年12月期の業績に応じて価格調整が生じるスキームを採用しており、買収価格想定時の業績に基づき所有株式数の所有割合が取得日時点の51%から75%まで増加しております。
またこれに伴い、上記スキームの権利行使による利益101百万円を連結損益計算書におけるその他の収益に計上しております。

f . 取得対価、取得資産及び引受負債の公正価値
2016年11月11日現在

(単位：百万円)

| | |
|---------------------|-----|
| 取得対価の公正価値 | |
| 現金 | 933 |
| 条件付対価 | 287 |
| 取得対価合計 | 646 |
| 取得資産及び引受負債の公正価値 | |
| 現金及び現金同等物 | 3 |
| 営業債権及びその他の債権 | 194 |
| その他の流動資産 | 109 |
| その他の金融資産 | 36 |
| 流動資産 | 342 |
| 有形固定資産 | 4 |
| 顧客関連無形資産 | 271 |
| その他の無形資産 | 13 |
| その他の金融資産 | 12 |
| 非流動資産 | 299 |
| 資産合計 | 641 |
| 営業債務及びその他の債務 | 370 |
| 借入金 | 41 |
| その他の流動負債 | 36 |
| 流動負債 | 447 |
| 引当金 | 11 |
| 繰延税金負債 | 51 |
| 非流動負債 | 62 |
| 負債合計 | 508 |
| 取得資産及び引受負債の公正価値(純額) | 133 |
| 非支配持分 | 67 |
| のれん | 580 |

取得対価は、支配獲得日における公正価値を基礎として、取得した資産に配分しております。
取得した資産及び負債の公正価値は、第三者によるデュー・デリジェンスを通じて精査した財務・財産の状況及び企業価値等を総合的に勘案のうえ、算定しております。
この過程で被取得企業において認識されていなかった顧客との関係を無形資産として認識しております。
非支配持分は、取得日における被取得企業の識別可能純資産額に、非支配株主の持分比率を乗じて測定しております。
のれんの主な内容は、将来の超過収益力の合理的な見積りのうち、個別の資産として認識されなかったものであります。認識されたのれんは税法上、損金算入できないものであります。

g . 顧客関連無形資産の耐用年数
10年

h. 取得した債権の公正価値

営業債権及びその他の債権の公正価値は概ね帳簿価額と同額であります。

i. 連結損益計算書に認識されている取得日以降の被取得企業の売上高及び当期利益

連結損益計算書に含まれている、2016年11月12日以降のSmart con社の売上高及び当期損失はそれぞれ1,870百万円及び84百万円であります。

j. 取得日が連結会計年度の期首であったとした場合の結合後企業の当連結会計年度における売上高及び当期利益

取得日が期首であったとした場合の結合後企業の当連結会計年度における売上高は13,678百万円、当期利益は289百万円であります（非監査情報）。

k. 取得関連コスト

7百万円（連結損益計算書のその他の費用に含まれております。）

(3) 当連結会計年度（自 2016年9月1日 至 2017年8月31日）における子会社に対する支配の喪失
株式会社BUZZCAST

当社は、2016年8月31日開催の取締役会において、連結子会社である株式会社BUZZCASTの一部株式を譲渡する契約を2016年8月31日に締結し、当該譲渡契約に基づく決済が2016年9月30日に完了しました。

その結果、株式会社BUZZCASTに対する議決権保有割合は100.0%から39.15%となり、株式会社BUZZCASTは当社の持分法適用会社となりました。当該株式譲渡により、株式会社BUZZCASTに対する支配の喪失に伴う所有持分の変動について認識した損益が379百万円分含まれております。このうち残存保有分を公正価値で再測定することにより認識した損益は146百万円であり、連結損益計算書上、その他の収益に計上されております。

7. 現金及び現金同等物

現金及び現金同等物の内訳は以下のとおりであります。

（単位：百万円）

| | 移行日 (2015年9月1日) | 前連結会計年度 (2016年8月31日) | 当連結会計年度 (2017年8月31日) |
|---------------------|--------------------|-------------------------|-------------------------|
| 現金及び要求払預金 | 7,783 | 5,541 | 6,415 |
| 償還期日が3ヶ月以内に到来する短期投資 | - | 732 | 234 |
| 合計 | 7,783 | 6,273 | 6,650 |

現金及び現金同等物の連結財政状態計算書上の残高と連結キャッシュ・フロー計算書上の残高は一致しております。

8. 営業債権及びその他の債権

営業債権及びその他の債権の内訳は以下のとおりであります。

（単位：百万円）

| | 移行日 (2015年9月1日) | 前連結会計年度 (2016年8月31日) | 当連結会計年度 (2017年8月31日) |
|---------|--------------------|-------------------------|-------------------------|
| 売掛金 | 720 | 1,649 | 1,573 |
| 未収入金（注） | 87 | 2,814 | 5,277 |
| 貸倒引当金 | - | 65 | 101 |
| 合計 | 807 | 4,399 | 6,749 |

（注）未収入金は、主にペイデザイン株式会社等の決済事業未収入金であります。

9. 売却目的保有に分類された主要な資産及び負債

(単位：百万円)

| | 移行日 (2015年9月1日) | 前連結会計年度 (2016年8月31日) | 当連結会計年度 (2017年8月31日) |
|----------------------|--------------------|-------------------------|-------------------------|
| 売却目的で保有する資産 | | | |
| 現金及び現金同等物 | - | 57 | - |
| 営業債権及びその他の債権 | - | 41 | - |
| のれん | - | 73 | - |
| その他 | - | 5 | - |
| 合計 | - | 176 | - |
| 売却目的で保有する資産に直接関連する負債 | | | |
| 営業債務及びその他の債務 | - | 25 | - |
| 未払法人所得税 | - | 16 | - |
| その他 | - | 2 | - |
| 合計 | - | 43 | - |

2016年8月31日に締結した株式譲渡契約により一部株式の譲渡をすることとなった連結子会社である株式会社BUZZCASTの資産及び負債となります。

当社は、2016年8月31日開催の取締役会において、連結子会社である株式会社BUZZCASTの一部株式を譲渡する契約を2016年8月31日に締結し、当該譲渡契約に基づく決済は2016年9月30日に完了しております。

10.有形固定資産

増減表

有形固定資産の帳簿価額の増減及び取得原価、減価償却累計額及び減損損失累計額は以下のとおりであります。

帳簿価額の増減

(単位：百万円)

| | 建物 | 工具、器具及び備品 | その他 | 合計 |
|----------------|----|-----------|-----|-----|
| 2015年9月1日 | 27 | 20 | 1 | 48 |
| 取得 | 2 | 8 | - | 10 |
| 企業結合 | 17 | 60 | - | 78 |
| 売却又は処分 | - | 0 | - | 0 |
| 科目振替 | 1 | - | 1 | - |
| 売却目的で保有する資産へ振替 | - | 0 | - | 0 |
| 減価償却費 | 8 | 18 | - | 26 |
| 換算差額 | 2 | 1 | 0 | 3 |
| その他 | - | - | - | - |
| 2016年8月31日 | 38 | 69 | - | 106 |
| 取得 | 34 | 54 | 7 | 95 |
| 企業結合 | 0 | 4 | - | 4 |
| 売却又は処分 | 0 | 0 | - | 1 |
| 科目振替 | - | 2 | 2 | - |
| 売却目的で保有する資産へ振替 | - | - | - | - |
| 減価償却費 | 11 | 29 | - | 41 |
| 換算差額 | 2 | 0 | - | 1 |
| その他 | - | - | - | - |
| 2017年8月31日 | 61 | 99 | 5 | 165 |

取得原価

(単位：百万円)

| | 建物 | 工具、器具及び備品 | その他 | 合計 |
|------------|-----|-----------|-----|-----|
| 2015年9月1日 | 31 | 35 | 1 | 67 |
| 2016年8月31日 | 76 | 264 | - | 340 |
| 2017年8月31日 | 108 | 297 | 5 | 410 |

減価償却累計額及び減損損失累計額

(単位：百万円)

| | 建物 | 工具、器具及び備品 | その他 | 合計 |
|------------|----|-----------|-----|-----|
| 2015年9月1日 | 4 | 15 | - | 20 |
| 2016年8月31日 | 38 | 196 | - | 234 |
| 2017年8月31日 | 46 | 199 | - | 245 |

11. のれん及び無形資産

(1) 増減表

のれん及び無形資産の帳簿価額の増減、取得原価並びに償却累計額及び減損損失累計額は、以下のとおりであります。

帳簿価額の増減

(単位：百万円)

| | のれん | 無形資産 | | | |
|--------------|-------|--------|--------------|-----|-------|
| | | ソフトウェア | 顧客関連 無形資産 | その他 | 合計 |
| 2015年9月1日 | - | 244 | - | 159 | 403 |
| 取得 | - | 85 | - | 166 | 250 |
| 企業結合 | 2,920 | 220 | 1,121 | 23 | 1,364 |
| 売却又は処分 | - | 0 | - | 11 | 11 |
| 科目振替 | - | 274 | - | 276 | 2 |
| 売却目的保有資産への振替 | 73 | 4 | - | - | 4 |
| 償却費 | - | 105 | 82 | 0 | 187 |
| 減損損失 | - | 81 | - | 2 | 83 |
| 換算差額 | 229 | 31 | 106 | 1 | 138 |
| その他 | - | - | - | - | - |
| 2016年8月31日 | 2,617 | 602 | 933 | 57 | 1,593 |
| 取得 | - | 4 | - | 139 | 143 |
| 企業結合 | 606 | 13 | 271 | - | 284 |
| 売却又は処分 | - | 1 | - | - | 1 |
| 科目振替 | - | 125 | - | 127 | 2 |
| 売却目的保有資産への振替 | - | - | - | - | - |
| 償却費 | - | 183 | 143 | 5 | 332 |
| 減損損失 | - | - | - | - | - |
| 換算差額 | 147 | 16 | 64 | 4 | 44 |
| その他 | - | - | - | - | - |
| 2017年8月31日 | 3,371 | 544 | 1,125 | 60 | 1,729 |

取得原価

(単位：百万円)

| | のれん | 無形資産 | | | |
|------------|-------|--------|--------------|-----|-------|
| | | ソフトウェア | 顧客関連 無形資産 | その他 | 合計 |
| 2015年9月1日 | - | 352 | - | 160 | 511 |
| 2016年8月31日 | 2,617 | 1,206 | 1,011 | 60 | 2,277 |
| 2017年8月31日 | 3,371 | 1,180 | 1,352 | 66 | 2,599 |

償却累計額及び減損損失累計額

(単位：百万円)

| | のれん | 無形資産 | | | |
|------------|-----|--------|--------------|-----|-----|
| | | ソフトウェア | 顧客関連 無形資産 | その他 | 合計 |
| 2015年9月1日 | - | 108 | - | 0 | 108 |
| 2016年8月31日 | - | 604 | 78 | 2 | 685 |
| 2017年8月31日 | - | 636 | 227 | 7 | 870 |

無形資産のソフトウェアは、主に自己創設無形資産であります。

償却費は、連結損益計算書上、「販売費及び一般管理費」に含めて表示しております。

減損損失は、連結損益計算書上、「その他の費用」に含めて表示しております。

前連結会計年度において、当社グループのソフトウェアの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、81百万円の減損損失を計上しております。当該ソフトウェアは事業用途としての利用が見込めなくなったことから、減損に至っております。回収可能価額は使用価値であり、その価値を零として、備忘価額まで減額しております。

(2) 個別に重要な無形資産

連結財政状態計算書に計上されている個別に重要な無形資産には、2015年10月の当社によるNextapps Inc. (現 Metaps Plus Inc.) の株式取得により取得した顧客関連無形資産があり、帳簿価額は、前連結会計年度659百万円、当連結会計年度627百万円であり、残存償却年数は8年であります。

(3) 期中に費用に認識した研究開発支出の合計額

(単位：百万円)

| | 前連結会計年度 (自 2015年9月1日 至 2016年8月31日) | 当連結会計年度 (自 2016年9月1日 至 2017年8月31日) |
|-------|--|--|
| 研究開発費 | - | 49 |

(4) のれんの減損テスト

当社グループはのれんについて、少なくとも年に1回、減損の兆候がある場合にはその都度、減損テストを実施しております。減損テストの回収可能価額は、使用価値に基づき算定しております。

企業結合で生じたのれんは、取得日に、企業結合から利益がもたらされる資金生成単位又は資金生成単位グループに配分しております。

各資金生成単位グループに配分されたのれんの帳簿価額は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

| 資金生成単位又は資金生成単位グループ | 移行日 (2015年9月1日) | 前連結会計年度 (2016年8月31日) | 当連結会計年度 (2017年8月31日) |
|--------------------|--------------------|-------------------------|-------------------------|
| Metaps Plusグループ | - | 1,504 | 2,231 |
| ペイデザイングループ | - | 1,028 | 1,028 |
| VSbiasグループ | - | 6 | 6 |
| ピカムグループ | - | 79 | 105 |
| 合計 | - | 2,617 | 3,371 |

使用価値の算定に用いた重要な仮定は以下のとおりであります。

| 資金生成単位又は資金生成単位グループ | 前連結会計年度 (2016年8月31日) | | 当連結会計年度 (2017年8月31日) | |
|--------------------|-------------------------|--------|-------------------------|--------|
| | 割引率(%) | 成長率(%) | 割引率(%) | 成長率(%) |
| Metaps Plusグループ | 13.00 | 3.00 | 12.54 | 2.74 |
| ペイデザイングループ | 8.00 | 1.00 | 8.00 | 1.00 |
| VSbiasグループ | 8.00 | 1.00 | 8.00 | 1.00 |
| ピカムグループ | 8.00 | 1.00 | 8.00 | 1.00 |

使用価値は、経営者が承認した事業計画に基づくキャッシュ・フローの見積額を、現在価値に割り引くことで算定しております。

使用価値の算定に用いる事業計画は5年とし、業界の将来に関する経営者の評価や過去の実績等に基づき作成しております。

使用価値の算定に用いる事業計画を超えて発生すると見込まれるキャッシュ・フローは、資金生成単位グループの市場の長期平均成長率をもとに継続価値を見積っております。

割引率は、資金生成単位グループの税引前の加重平均資本コストを基礎に算定しております。

なお、減損判定に用いた主要な仮定が合理的に予測可能な範囲で変動した場合においても、回収可能価額が帳簿価額を大幅に上回っており、重要な減損が発生する可能性は低いと判断しております。

12. 持分法で会計処理されている投資

関連会社に対する投資

個々には重要性のない関連会社に対する投資の帳簿価額は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

| | 移行日 (2015年9月1日) | 前連結会計年度 (2016年8月31日) | 当連結会計年度 (2017年8月31日) |
|--------|--------------------|-------------------------|-------------------------|
| 帳簿価額合計 | - | 45 | 270 |

個々には重要性のない関連会社の当期包括利益の持分取込額は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

| | 前連結会計年度 (自 2015年9月1日 至 2016年8月31日) | 当連結会計年度 (自 2016年9月1日 至 2017年8月31日) |
|----------|--|--|
| 当期利益 | 5 | 18 |
| その他の包括利益 | - | - |
| 当期包括利益 | 5 | 18 |

13. 法人所得税

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債

増減表

繰延税金資産及び繰延税金負債の主な発生原因別の内訳及び増減は、以下のとおりであります。

繰延税金資産の認識にあたり、将来減算一時差異の将来課税所得に対する利用可能性、将来課税所得の十分性及びタックスプランニングを考慮しております。

前連結会計年度（自 2015年9月1日 至 2016年8月31日）

（単位：百万円）

| | 2015年 9月1日 | 純損益を 通じて認識 | 企業結合 | 2016年 8月31日 |
|-----------|---------------|---------------|------|----------------|
| 繰延税金資産 | | | | |
| 引当金 | - | 0 | 21 | 21 |
| 株式報酬取引 | - | 7 | 15 | 8 |
| 繰越欠損金 | - | 8 | 52 | 44 |
| その他 | - | 2 | 3 | 0 |
| 小計 | - | 18 | 92 | 73 |
| 繰延税金負債 | | | | |
| 有形固定資産 | 2 | 0 | 6 | 8 |
| 識別可能な無形資産 | - | 43 | 274 | 231 |
| その他 | - | 6 | - | 6 |
| 小計 | 2 | 38 | 280 | 245 |
| 合計 | 2 | 19 | 188 | 171 |

当連結会計年度（自 2016年 9月 1日 至 2017年 8月31日）

（単位：百万円）

| | 2016年 9月 1日 | 純損益を 通じて認識 | 企業結合 | 2017年 8月31日 |
|-----------|----------------|---------------|------|----------------|
| 繰延税金資産 | | | | |
| 引当金 | 21 | 21 | - | 42 |
| 株式報酬取引 | 8 | 8 | - | - |
| 繰越欠損金 | 44 | 44 | - | 87 |
| その他 | 0 | 30 | 5 | 36 |
| 小計 | 73 | 87 | 5 | 165 |
| 繰延税金負債 | | | | |
| 有形固定資産 | 8 | 0 | - | 7 |
| 識別可能な無形資産 | 231 | 21 | 60 | 269 |
| その他 | 6 | 39 | - | 45 |
| 小計 | 245 | 17 | 60 | 321 |
| 合計 | 171 | 70 | 55 | 156 |

(注)外貨換算差額は、純損益を通じて認識された額を含めて表示しております。

未認識の繰延税金資産

a. 将来減算一時差異

繰延税金資産を認識していない将来減算一時差異は、以下のとおりであります。

（単位：百万円）

| | 移行日 (2015年 9月 1日) | 前連結会計年度 (2016年 8月31日) | 当連結会計年度 (2017年 8月31日) |
|----------|----------------------|--------------------------|--------------------------|
| 将来減算一時差異 | 20 | 223 | 80 |

b. 税務上の繰越欠損金

繰延税金資産を認識していない税務上の繰越欠損金の金額及び繰越期限は、以下のとおりであります。

（単位：百万円）

| | 移行日 (2015年 9月 1日) | 前連結会計年度 (2016年 8月31日) | 当連結会計年度 (2017年 8月31日) |
|---------|----------------------|--------------------------|--------------------------|
| 1年以内 | - | - | 378 |
| 1年超5年以内 | - | 1,658 | 810 |
| 5年超 | 1,218 | 1,461 | 1,454 |
| 合計 | 1,218 | 3,119 | 2,642 |

c. 税務上の繰越税額控除

繰延税金資産を認識していない税務上の繰越税額控除の金額及び繰越期限は、以下のとおりであります。
(単位：百万円)

| | 移行日 (2015年9月1日) | 前連結会計年度 (2016年8月31日) | 当連結会計年度 (2017年8月31日) |
|---------|--------------------|-------------------------|-------------------------|
| 1年以内 | 1 | 7 | 14 |
| 1年超5年以内 | 22 | 17 | 7 |
| 5年超 | - | - | - |
| 合計 | 23 | 24 | 21 |

未認識の繰延税金負債

繰延税金負債を認識していない子会社に対する投資に係る将来加算一時差異の金額は、以下のとおりであります。これらは、一時差異の解消時期をコントロールでき、かつ予測可能な期間内に一時差異が解消しない可能性が高いことから、繰延税金負債を認識しておりません。

将来加算一時差異

(単位：百万円)

| | 移行日 (2015年9月1日) | 前連結会計年度 (2016年8月31日) | 当連結会計年度 (2017年8月31日) |
|--------------------------------|--------------------|-------------------------|-------------------------|
| 将来加算一時差異 | | | |
| 繰延税金負債を認識していない子会社に対する投資に係る一時差異 | 23 | 1,234 | 1,474 |
| 合計 | 23 | 1,234 | 1,474 |

将来の課税所得に依拠した繰延税金資産

各期末から起算した当連結会計年度において、損失を生じており、かつ、繰延税金資産の回収可能性が将来の課税所得の有無に依存している一部の子会社について、当連結会計年度末に繰延税金資産を14百万円認識しております。

上記は、該当子会社のマネジメントが、繰越欠損金及び将来減算一時差異を控除可能な課税所得の発生可能性を、過去の業績、承認された将来の事業計画、タックスプランニングの機会等に基づき慎重に評価した結果、繰延税金資産を認識したものです。

(2) 法人所得税費用

純損益を通じて認識された法人所得税費用の内訳は、以下のとおりであります。

日本国内の法人所得税費用は主に法人税、住民税及び事業税から構成されており、その他はその所在地における税法等に従い、一般的な適用税率により計算しております。

(単位：百万円)

| | 前連結会計年度 (自 2015年9月1日 至 2016年8月31日) | 当連結会計年度 (自 2016年9月1日 至 2017年8月31日) |
|-----------------------------------|--|--|
| 当期税金費用 | | |
| 当期課税 | 100 | 186 |
| 過年度修正 | - | 3 |
| 従前は未認識の繰延税金資産であった税務上の欠損金から生じた便益の額 | - | 113 |
| 小計 | 100 | 70 |
| 繰延税金費用 | | |
| 一時差異の発生及び解消 | 3 | 56 |
| 小計 | 3 | 56 |
| 合計 | 97 | 14 |

(3) 税率の調整

適用税率と平均実際負担税率との差異要因は、以下のとおりであります。

当社グループは、主に日本国の税法に基づき法人税、住民税及び損金算入される事業税を課されており、これらを基礎として計算した当連結会計年度の法定実効税率は30.9%（前連結会計年度は33.1%、日本国の税法が改正されたことに伴い変更）であります。ただし、海外子会社についてはその所在地における法人税等が課されております。

(単位：%)

| | 前連結会計年度 (自 2015年9月1日 至 2016年8月31日) | 当連結会計年度 (自 2016年9月1日 至 2017年8月31日) |
|---------------|--|--|
| 適用税率 | 33.1 | 30.9 |
| 永久差異 | 2.5 | 3.1 |
| 未認識の繰延税金資産の増減 | 40.4 | 32.8 |
| 海外子会社との実効税率差異 | 2.9 | 5.0 |
| 国内子会社との実効税率差異 | 1.8 | 1.1 |
| その他 | 2.5 | 2.1 |
| 平均実際負担税率 | 17.1 | 5.1 |

14. 社債及び借入金

(1)社債及び借入金の内訳は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

| | 移行日 (2015年9月1日) | 前連結会計年度 (2016年8月31日) | 当連結会計年度 (2017年8月31日) | 平均利率 (%) | 返済期限 |
|-------------------|--------------------|-------------------------|-------------------------|-------------|---------------------|
| 短期借入金 | - | 9 | 425 | 3.53 | - |
| 1年内返済予定の 長期借入金 | - | 853 | 853 | 1.28 | - |
| 社債 | - | - | 2,391 | 1.86 | 2020年2月 |
| 長期借入金 | - | 1,142 | 310 | 1.26 | 2018年9月 ~2022年3月 |
| 合計 | - | 2,004 | 3,978 | - | - |
| 流動負債 | - | 862 | 1,278 | - | - |
| 非流動負債 | - | 1,142 | 2,701 | - | - |
| 合計 | - | 2,004 | 3,978 | - | - |

(注)平均利率については、借入金等の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

(2)社債の発行条件の要約は以下のとおりであります。

前連結会計年度において、社債及び新株予約権の発行及び償還はしておりません。

当連結会計年度において、額面金額2,500百万円、払込金額2,371百万円の無担保割引社債(私募債)の発行を行いました。また社債発行と同時に、発行価額37百万円の第三者割当による新株予約権(当社による行使許可条項付き)を発行しております。本新株予約権に関して、保有者により新株予約権が行使されない場合において当社が保有者に対する払込金額の返金義務を有していることから負債の定義に該当するため、負債として処理しております。

なお、当連結会計年度において、社債及び新株予約権の償還はしておりません。

連結財政状態計算書上、社債は「社債及び借入金」に、新株予約権は「その他の金融負債」に計上しております。また、本社債及び新株予約権の発行による収入は、連結キャッシュ・フロー計算書上、財務活動によるキャッシュ・フローに計上しており、新株予約権の発行による収入は金額的重要性を勘案し、「その他」に含めて表示しております。

詳細な発行条件については、以下のとおりであります。

1. 本新株予約権の概要

第4「提出会社の状況」(2)「新株予約権等の状況」の第12回及び第13回新株予約権をご参照ください。

2. 本社債の概要

| | |
|---------------|-------------------------------|
| (1) 社債の名称 | 株式会社メタップス第1回無担保社債 |
| (2) 社債の額面総額 | 2,500,000,000円 |
| (3) 各社債の額面金額 | 100,000,000円 |
| (4) 利率 | 利息は付しません。 |
| (5) 払込金額 | 額面100,000,000円につき94,846,290円 |
| (6) 償還金額 | 額面100,000,000円につき100,000,000円 |
| (7) 払込期日(発行日) | 2017年2月13日 |
| (8) 償還期限 | 2020年2月13日 |
| (9) 財務代理人 | 株式会社あおぞら銀行 |
| (10) 総額引受人 | クレディ・スイス証券株式会社 |
| (11) 振替機関 | 株式会社証券保管振替機構 |

(3)担保に供している資産及び担保が付されている債務は以下のとおりであります。

担保権は、財務制限条項に抵触した場合、又は借入契約に不履行がある場合に行使される可能性があります。

(単位：百万円)

| | 移行日 (2015年9月1日) | 前連結会計年度 (2016年8月31日) | 当連結会計年度 (2017年8月31日) |
|--------------------|--------------------|-------------------------|-------------------------|
| 担保に供している資産 (注) | - | - | - |
| 合計 | - | - | - |
| 担保が付されている債務 | | | |
| 短期借入金 | - | - | 124 |
| 1年以内返済予定の長期 借入金 | - | - | - |
| 社債 | - | - | - |
| 長期借入金 | - | - | - |
| 合計 | - | - | 124 |

(注) 連結上消去している以下の資産を担保に供しております。なお、金額は当社グループの取得原価で表示しております。

(単位：百万円)

| | 移行日 (2015年9月1日) | 前連結会計年度 (2016年8月31日) | 当連結会計年度 (2017年8月31日) |
|--------|--------------------|-------------------------|-------------------------|
| 関係会社株式 | - | - | 18 |
| 合計 | - | - | 18 |

15. リース取引

当社グループは、借手として、サーバー等の資産を賃借しております。

リース契約の一部については、更新オプションが付されております。また、リース契約によって課された重要な制限（追加借入及び追加リースに関する制限等）はありません。

(1) ファイナンス・リース

ファイナンス・リース契約に基づく将来の最低支払リース料総額は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

| | 最低支払リース料総額 | | |
|-----------|--------------------|-------------------------|-------------------------|
| | 移行日 (2015年9月1日) | 前連結会計年度 (2016年8月31日) | 当連結会計年度 (2017年8月31日) |
| 1年以内 | - | 12 | 10 |
| 1年超5年以内 | - | 18 | 6 |
| 5年超 | - | - | - |
| 合計 | - | 30 | 16 |
| 将来財務費用控除額 | - | 2 | 1 |
| 現在価値 | - | 28 | 15 |

ファイナンス・リース契約に基づく将来の最低支払リース料総額の現在価値の内訳は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

| | 最低支払リース料総額の現在価値 | | |
|---------|--------------------|-------------------------|-------------------------|
| | 移行日 (2015年9月1日) | 前連結会計年度 (2016年8月31日) | 当連結会計年度 (2017年8月31日) |
| 1年以内 | - | 12 | 9 |
| 1年超5年以内 | - | 17 | 5 |
| 5年超 | - | - | - |
| 合計 | - | 28 | 15 |

(2) オペレーティング・リース

解約不能のオペレーティング・リースに基づく将来の最低支払リース料総額は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

| | 移行日 (2015年9月1日) | 前連結会計年度 (2016年8月31日) | 当連結会計年度 (2017年8月31日) |
|---------|--------------------|-------------------------|-------------------------|
| 1年以内 | 54 | 158 | 201 |
| 1年超5年以内 | 9 | 45 | 220 |
| 5年超 | - | - | - |
| 合計 | 63 | 204 | 420 |

費用として認識されたオペレーティング・リース契約の最低リース料総額は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

| | 前連結会計年度 (自 2015年9月1日 至 2016年8月31日) | 当連結会計年度 (自 2016年9月1日 至 2017年8月31日) |
|----------|--|--|
| 最低リース料総額 | 121 | 217 |

16. 営業債務及びその他の債務

営業債務及びその他の債務の内訳は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

| | 移行日 (2015年9月1日) | 前連結会計年度 (2016年8月31日) | 当連結会計年度 (2017年8月31日) |
|--------|--------------------|-------------------------|-------------------------|
| 買掛金 | 660 | 1,162 | 413 |
| 未払金 | 91 | 81 | 765 |
| 預り金(注) | 266 | 4,235 | 6,180 |
| 合計 | 1,017 | 5,478 | 7,358 |

(注) 預り金は、主にバイデザイン株式会社等の決済事業預り金であります。

17. 引当金

引当金の内訳及び増減は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

| | 資産除去債務 | ポイント引当金 | その他 |
|-------------|--------|---------|-----|
| 2015年9月1日 | 8 | 0 | - |
| 期中増加額(繰入) | - | 80 | - |
| 期中減少額(目的使用) | - | 78 | 0 |
| 期中減少額(戻入) | - | - | - |
| 企業結合 | 16 | 39 | 5 |
| 為替換算 | 0 | 5 | - |
| その他 | - | - | - |
| 2016年8月31日 | 24 | 35 | 5 |
| 期中増加額(繰入) | - | 83 | - |
| 期中減少額(目的使用) | - | 76 | 4 |
| 期中減少額(戻入) | 20 | 8 | 1 |
| 企業結合 | - | - | - |
| 為替換算差額 | - | 2 | - |
| その他 | - | - | - |
| 2017年8月31日 | 4 | 36 | - |
| 流動 | - | 36 | - |
| 非流動 | 4 | - | - |

(1) 資産除去債務

資産除去債務は建物の不動産賃貸借契約に伴う現状回復義務等です。

支出の時期は、将来の事業計画等により影響を受けます。

(2) ポイント引当金

当社グループは、当社グループが提供するアプリを利用して顧客の広告を閲覧するユーザに対して、特定の条件を満たした場合に、ポイントの付与を行っております。ユーザによる将来のポイント利用に伴う費用負担に備えるため、将来利用されることが見込まれるポイントに対応する金額を計上しております。

支出の時期は、ユーザによる将来のポイント利用には不確実性があり、ポイントの有効期限が到来すると、契約者は当該ポイントを使用する権利を失うこととなります。

18. 資本及びその他の資本項目

(1) 資本金

授權株式数及び発行済株式総数は以下のとおりであります。

(単位：千株)

| | 授權株式数 | 発行済株式総数 |
|--------------|--------|---------|
| 2015年9月1日残高 | 42,000 | 12,332 |
| 増減(注3) | - | 546 |
| 2016年8月31日残高 | 42,000 | 12,879 |
| 増減(注3) | - | 95 |
| 2017年8月31日残高 | 42,000 | 12,974 |

(注1) 当社の発行する株式は、全て無額面の株式であります。

(注2) 全ての発行済株式は全額払込済みであります。

(注3) 発行済株式総数の増加は、新株予約権の行使によるものであります。

(2) 資本剰余金

日本における会社法では、株式の発行に対しての払込み又は給付に係る額の2分の1以上を資本金に組み入れ、残りは資本剰余金に含まれている資本準備金に組み入れることが規定されております。また、会社法では、資本準備金の額は株主総会の決議により、資本金に組み入れることができます。

(3) その他の資本構成要素

新株予約権

当社グループの役員及び従業員等に対して付与した新株予約権であります。

在外営業活動体の換算差額

外貨建てで作成された在外営業活動体の財務諸表を連結する際に発生した換算差額であります。

(4) 利益剰余金

会社法では、剰余金の配当による減少する剰余金の額の10分の1を、資本準備金及び利益準備金の合計額が資本金の4分の1に達するまで資本準備金又は利益準備金として積み立てることが規定されております。

積み立てられた利益準備金は、欠損填補に充当できます。また株主総会の決議をもって、利益準備金を取り崩すことができることとされております。

当社における会社法上の分配可能額は、我が国において一般に公正妥当と認められている会計基準に準拠して作成された当社の会計帳簿上の利益準備金の金額に基づいて算定されております。

また、会社法は分配可能額の算定にあたり一定の制限を設けており、当社はその範囲内で利益剰余金の配当を行うこととしております。

(5) 非支配株主へ付与されたプット・オプション

当社は、連結子会社であるMetaps Plus Inc.の持分に係るプット・オプションを非支配株主に対して売り建てており、当該プット・オプションに基づく負債を資本剰余金から減額しております。

当連結会計年度末において、資本剰余金から減額された金額は557百万円であります。

非支配株主へ付与されたプット・オプションの詳細は「3. 重要な会計方針(13) 資本」をご参照ください。

19. 売上高

売上高の詳細については、注記「5. 事業セグメント」に記載しております。

20. 売上原価

売上原価の内訳は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

| | 前連結会計年度 (自 2015年9月1日 至 2016年8月31日) | 当連結会計年度 (自 2016年9月1日 至 2017年8月31日) |
|----------|--|--|
| 広告媒体費 | 5,888 | 5,068 |
| 決済手数料 | 1,001 | 2,225 |
| 電子クーポン仕入 | - | 1,309 |
| その他 | 300 | 1,962 |
| 合計 | 7,188 | 10,564 |

21. 販売費及び一般管理費

販売費及び一般管理費の内訳は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

| | 前連結会計年度 (自 2015年9月1日 至 2016年8月31日) | 当連結会計年度 (自 2016年9月1日 至 2017年8月31日) |
|------------|--|--|
| 従業員給付費用 | 919 | 1,508 |
| 地代家賃 | 111 | 211 |
| 減価償却費及び償却費 | 213 | 373 |
| 支払報酬 | 95 | 162 |
| 外注費 | 89 | 228 |
| その他 | 457 | 758 |
| 合計 | 1,882 | 3,239 |

22. その他の収益及びその他の費用

(1) その他の収益

その他の収益の内訳は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

| | 前連結会計年度 (自 2015年9月1日 至 2016年8月31日) | 当連結会計年度 (自 2016年9月1日 至 2017年8月31日) |
|--------------------|--|--|
| 関係会社株式売却益 | - | 232 |
| 関係会社株式再評価益 | - | 146 |
| 条件付対価に係る公正価値変動額(注) | - | 101 |
| その他 | 16 | 38 |
| 合計 | 16 | 518 |

(注) 本条件付対価に係る公正価値変動額についての詳細は注記「6. 企業結合 (2) 当連結会計年度における取得Smartcon Co. Ltd. e. 被取得企業の支配を獲得した方法」をご参照ください。

(2) その他の費用

その他の費用の内訳は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

| | 前連結会計年度 (自 2015年9月1日 至 2016年8月31日) | 当連結会計年度 (自 2016年9月1日 至 2017年8月31日) |
|------|--|--|
| 減損損失 | 83 | - |
| その他 | 19 | 53 |
| 合計 | 101 | 53 |

23. 金融収益及び金融費用

(1) 金融収益

金融収益の内訳は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

| | 前連結会計年度 (自 2015年9月1日 至 2016年8月31日) | 当連結会計年度 (自 2016年9月1日 至 2017年8月31日) |
|---------------------------|--|--|
| デリバティブ評価益 | | |
| 純損益を通じて公正価値で 測定される金融負債 | - | 15 |
| 為替差益 | - | 72 |
| その他 | 2 | 2 |
| 合計 | 2 | 89 |

(2) 金融費用

金融費用の内訳は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

| | 前連結会計年度 (自 2015年9月1日 至 2016年8月31日) | 当連結会計年度 (自 2016年9月1日 至 2017年8月31日) |
|----------------|--|--|
| 支払利息 | | |
| 償却原価で測定される金融負債 | 24 | 57 |
| 為替差損 | 216 | - |
| その他 | - | 6 |
| 合計 | 240 | 63 |

24. その他の包括利益

その他の包括利益の各項目別の当期発生額及び損益への組替調整額、並びに税効果の影響は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

| | 前連結会計年度 (自 2015年9月1日 至 2016年8月31日) | 当連結会計年度 (自 2016年9月1日 至 2017年8月31日) |
|---------------------|--|--|
| 純損益に振り替えられる可能性のある項目 | | |
| 在外営業活動体の換算差額 | | |
| 当期発生額 | 348 | 196 |
| 組替調整額 | - | - |
| 税効果調整前 | 348 | 196 |
| 税効果額 | - | - |
| 税効果調整後 | 348 | 196 |
| その他の包括利益合計 | 348 | 196 |

25. 1株当たり利益（損失）

1株当たり利益（損失）の算定上の基礎は以下のとおりであります。

| | 前連結会計年度 (自 2015年9月1日 至 2016年8月31日) | 当連結会計年度 (自 2016年9月1日 至 2017年8月31日) |
|--|---|--|
| 親会社の所有者に帰属する当期利益又は損失 () (百万円) 当期利益調整額 (百万円) | 718 - | 260 - |
| 希薄化後の1株当たり当期利益の計算に使用する 当期利益又は損失 () (百万円) | 718 | 260 |
| 発行済普通株式の加重平均株式数 (株) 普通株式増加数 ストック・オプションによる増加 (株) | 12,627,743 - | 12,933,402 215,378 |
| 希薄化後の普通株式の加重平均株式数 (株) | 12,627,743 | 13,148,780 |
| 親会社の所有者に帰属する1株当たり当期利益 又は損失 () 基本的1株当たり当期利益又は損失 () (円) 希薄化後1株当たり当期利益又は損失 () (円) | 56.83 56.83 | 20.12 19.79 |
| 希薄化効果を有しないため、希薄化後1株当 たり当期利益又は損失の計算に含めなかった金融 商品 | 当社が発行している第4回、第5 回、第7回、第8回、第9回、第 10回、第11回新株予約権及び Metaps Plus Inc.が発行している 第1回、第2回新株予約権。これ らの詳細は、注記「26. 株式報 酬」に記載のとおりです。 | 当社が発行している第12回、第13 回新株予約権及びMetaps Plus Inc.が発行している第1回、第2 回、第3回新株予約権。これらの 詳細は、「第4 提出会社の状況 (2) 新株予約権等の状況」、注 記「26. 株式報酬」に記載のと おりです。 |

26. 株式報酬

(1) 株式報酬制度の内容

当社グループは、株式に基づく報酬として、ストック・オプション制度を採用しております。

当社又は子会社の株主総会又は取締役会において承認された内容に基づき、当社グループの役員及び従業員に対して付与されております。権利行使期間は新株予約権割当契約書に定められており、その期間内に行使されない場合は、当該オプションは失効します。また、当社又は子会社の取締役会の決議により別段の決定がなされた場合を除き、権利行使時点において、当社又は当社の子会社の取締役、執行役員、監査役又は従業員のいずれでもなくなった場合にも、当該オプションは失効します。

当社グループの株式報酬制度は、持分決済型株式報酬又は現金決済型株式報酬として会計処理されております。株式報酬に係る費用及び負債の認識額は以下のとおりであります。

株式報酬に係る費用

(単位：百万円)

| | 前連結会計年度 (自 2015年9月1日 至 2016年8月31日) | 当連結会計年度 (自 2016年9月1日 至 2017年8月31日) |
|-------|--|--|
| 持分決済型 | 52 | 11 |
| 現金決済型 | 18 | - |
| 合計 | 34 | 11 |

株式報酬に係る負債

(単位：百万円)

| | 移行日 (2015年9月1日) | 前連結会計年度 (2016年8月31日) | 当連結会計年度 (2017年8月31日) |
|------------|--------------------|-------------------------|-------------------------|
| 負債の帳簿価額 | - | 37 | - |
| うち権利確定した負債 | - | 37 | - |

当社が発行しているストック・オプション

当社は、当社及び子会社の取締役及び従業員を対象として、持分決済型のストック・オプションを付与しております。ストック・オプションの行使により付与される株式は、当社が発行する株式です。

| | 付与数 (株) (注1) | 付与日 | 行使期間 | 行使価格 (円) | 付与日の公正価値 (円) |
|----------|-----------------|-------------|--------------------------------|-------------|-----------------|
| 第1回(注2) | 250,000 | 2011年3月1日 | 自 2013年3月1日 至 2016年3月2日 | 5 | - |
| 第2回(注2) | 415,000 | 2011年7月20日 | 自 2013年7月20日 至 2016年7月19日 | 228 | - |
| 第3回(注2) | 7,500 | 2012年2月21日 | 自 2014年2月21日 至 2017年2月20日 | 228 | - |
| 第4回(注2) | 32,500 | 2012年6月20日 | 自 2014年6月20日 至 2017年6月19日 | 228 | - |
| 第5回(注2) | 135,000 | 2012年12月1日 | 自 2014年12月1日 至 2017年11月30日 | 228 | 81 |
| 第7回(注2) | 36,000 | 2013年8月26日 | 自 2015年8月27日 至 2018年8月26日 | 228 | 91 |
| 第8回(注2) | 70,000 | 2014年1月28日 | 自 2016年1月29日 至 2019年1月28日 | 451 | 182 |
| 第9回(注2) | 201,000 | 2014年8月20日 | 自 2016年8月20日 至 2019年8月19日 | 451 | 185 |
| 第10回(注2) | 4,000 | 2014年12月20日 | 自 2016年12月20日 至 2019年12月19日 | 451 | 181 |
| 第11回(注2) | 35,000 | 2015年5月12日 | 自 2017年5月12日 至 2020年5月11日 | 2,500 | 982 |

(注1) スtock・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。なお、ストック・オプション1個に対して付与される株式数は100株であります。

(注2) 当該ストック・オプションは付与された者が付与日以降、権利確定日まで継続して勤務していることを権利確定条件としており、権利行使期間の初日が権利確定日となります。

Metaps Plus Inc.が発行しているストック・オプション

Metaps Plus Inc.は、Metaps Plus Inc.の取締役及び従業員を対象として、持分決済型及び現金選択権付のストック・オプションを付与しております。ストック・オプションの行使により付与される株式は、Metaps Plus Inc.が発行する株式です。

| | 付与数 (株) (注1) | 付与日 | 行使期間 | 行使価格 (KRW) | 付与日の公正価値 (KRW) |
|-----------------|-----------------|------------|------------------------------|---------------|-------------------|
| 第1回 (注2、3) | 155,000 | 2014年4月23日 | 自 2016年4月23日 至 2017年4月23日 | 100 | 7,116 |
| 第2回 (注2、3、4) | 110,000 | 2014年5月2日 | 自 2016年5月2日 至 2017年5月2日 | 100 | 9,338 |
| 第3回 (注2) | 400,000 | 2017年7月31日 | 自 2019年7月31日 至 2021年7月31日 | 100 | 1,871 |

(注1) スtock・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。なお、ストック・オプション1個に対して付与される株式数は1株であります。

(注2) 当該ストック・オプションは付与された者が付与日以降、権利確定日まで継続して勤務していることを権利確定条件としており、権利行使期間の初日が権利確定日となります。

(注3) 2017年5月5日付で1株を50株に株式分割しております。これにより、付与数、行使価格、及び付与日の公正価値は株式分割後の株式数に換算して記載しております。

(注4) 当該ストック・オプションは、役員及び従業員に現金で決済する選択権が付されており、現金決済型株式報酬として会計処理しております。

(2) ストック・オプションの数及び加重平均行使価格
当社が発行しているストック・オプション

| | 前連結会計年度 (自 2015年9月1日 至 2016年8月31日) | | 当連結会計年度 (自 2016年9月1日 至 2017年8月31日) | |
|---------------------------------|--|-----------------|--|-----------------|
| | 株式数 (株)(注1) | 加重平均行使価格 (円) | 株式数 (株)(注1) | 加重平均行使価格 (円) |
| 期首発行済残高 | 893,900 | 317 | 324,600 | 616 |
| 付与 | - | - | - | - |
| 行使 | 546,700 | 128 | 90,000 | 411 |
| 失効 | 22,600 | 605 | 4,900 | 1,789 |
| 満期消滅 | - | - | - | - |
| 期末発行済残高 | 324,600 | 616 | 229,700 | 672 |
| 期末現在の行使可能残高 | 288,400 | 408 | 229,700 | 672 |
| 加重平均残存契約年数 | 2.70年 | | 1.74年 | |
| 期末現在の未行使のストック・ オプションの行使価格の範囲 | 228円～2,500円 | | 228円～2,500円 | |

(注1) ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。なお、ストック・オプション1個に対して付与される株式数は100株であります。

(注2) 権利行使時における加重平均株価は、前連結会計年度において2,064円、当連結会計年度において2,952円であります。

Metaps Plus Inc.が発行しているストック・オプション

| | 前連結会計年度 (自 2015年9月1日 至 2016年8月31日) | | 当連結会計年度 (自 2016年9月1日 至 2017年8月31日) | |
|------------------------------|--|-------------------|--|-------------------|
| | 株式数(株) (注1、2) | 加重平均行使価格 (KRW) | 株式数(株) (注1、2) | 加重平均行使価格 (KRW) |
| 期首発行済残高 | - | - | 170,000 | 100 |
| 付与 | - | - | 400,000 | 100 |
| 企業結合 | 170,000 | 100 | - | - |
| 行使 | - | - | 170,000 | 100 |
| 失効 | - | - | - | - |
| 満期消滅 | - | - | - | - |
| 期末発行済残高 | 170,000 | 100 | 400,000 | 100 |
| 期末現在の行使可能残高 | 170,000 | 100 | - | - |
| 加重平均残存契約年数 | 0.65年 | | 3.85年 | |
| 期末現在の未行使の ストック・オプションの行使価格 | 100KRW | | 100KRW | |

(注1) ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

(注2) 2017年5月5日付で1株を50株に株式分割しております。これにより、株式数及び加重平均行使価格は株式分割後の株式数に換算して記載しております。

(注3) 権利行使時における加重平均株価は、当連結会計年度において2,547KRWであります。

(3) ストック・オプションの価格決定

当連結会計年度に付与されたストック・オプションについては、二項モデルに基づき公正価値を評価しております。評価に使用された仮定は次のとおりであり、公正価値は1,871KRWであります。

なお、前連結会計年度において付与されたストック・オプションはありません。

Metaps Plus Inc.が発行しているストック・オプション

| | 当連結会計年度 (自 2016年9月1日 至 2017年8月31日) |
|---------------|--|
| 付与日の株価 (KRW) | 2,097 |
| 行使価格 (KRW) | 100 |
| 予想ボラティリティ (%) | 6.20 |
| 予想残存期間 (年) | 4.00 |
| 配当利回り (%) | - |
| リスクフリーレート (%) | 1.95 |

ストック・オプションの対象株式は付与日現在において非上場株式であったため、対象会社の事業計画に基づく割引キャッシュ・フロー法により評価額を算定しております。

予想ボラティリティは、複数の上場類似会社の市場株価データを基に見積っております。

27. 金融商品

(1) 資本管理

当社グループは、持続的な成長を通じて、企業価値を最大化することを目指して資本管理をしており、事業規模の拡大と新規事業を通じた収益基盤の多様化に取り組んでおり、その資金需要は手元資金で賄うことを基本方針とし、必要に応じて資金調達を実施しております。

当社グループが資本管理において用いる指標は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

| | 前連結会計年度 (2016年8月31日) | 当連結会計年度 (2017年8月31日) |
|-----------|-------------------------|-------------------------|
| 現金及び現金同等物 | 6,273 | 6,650 |
| 有利子負債 | 2,004 | 3,978 |
| 自己資本額 | 7,237 | 6,582 |
| 自己資本比率(%) | 45.5 | 33.3 |

(注) 有利子負債：社債及び借入金

自己資本額：親会社の所有者に帰属する持分合計

自己資本比率：自己資本額 / 負債及び資本合計

当グループのバイデザイン株式会社は資金決済法に基づく資本規制において、100百万円以上の純資産の額の維持を義務付けられており、遵守しております。

(2) 財務上のリスク管理

当社グループは経営活動を行う過程において、財務上のリスク（信用リスク、流動性リスク、市場リスク）に晒されており、当該財務上のリスクを軽減するために、リスク管理を行っております。

また、当社グループは、投機的な取引は行わない方針であります。

信用リスク管理

信用リスクは、取引先の債務不履行等により、当社グループに財務上の損失を発生させるリスクであります。

当社グループは、与信管理規程等に基づいて、取引先に対して与信限度額を設定し、管理しております。

なお、当社グループは、単独の相手先又はその相手先が所属するグループについて、過度に集中した信用リスクを有しておりません。

連結財務諸表に表示されている金融資産の減損後の帳簿価額は、獲得した担保の評価額を考慮に入れない、当社グループの金融資産の信用リスクに対するエクスポージャーの最大値であります。

これらの信用リスクに対するエクスポージャーに関して、担保及びその他の信用補完に重要なものはありません。

また、期日が経過しておらず減損もしていない金融資産について、取引先の債務不履行等の兆候は識別しておりません。

報告期間の末日現在で期日が経過しているが、減損していない金融資産の年齢分析は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

| | 合計 | 期日経過額 | | | |
|---------------------|-----|-------|---------------|--------------|-----|
| | | 3ヶ月以内 | 3ヶ月超 6ヶ月以内 | 6ヶ月超 1年以内 | 1年超 |
| 移行日(2015年9月1日) | | | | | |
| 営業債権及びその他の債権 | 63 | 46 | 14 | 3 | 0 |
| 前連結会計年度(2016年8月31日) | | | | | |
| 営業債権及びその他の債権 | 291 | 221 | 24 | 36 | 9 |
| 当連結会計年度(2017年8月31日) | | | | | |
| 営業債権及びその他の債権 | 214 | 116 | 30 | 57 | 10 |

当社グループは、取引先の信用状況に応じて営業債権等の回収可能性を検討し、貸倒引当金を設定しております。

貸倒引当金の増減は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

| | 前連結会計年度 (自 2015年9月1日 至 2016年8月31日) | 当連結会計年度 (自 2016年9月1日 至 2017年8月31日) |
|--------------|--|--|
| 期首残高 | - | 66 |
| 期中増加額(繰入) | 14 | 35 |
| 期中減少額(目的使用) | 0 | 11 |
| 期中減少額(戻入) | 1 | 1 |
| 企業結合 為替換算 | 62 9 | 7 5 |
| 期末残高 | 66 | 101 |

営業債権及びその他の債権のうち個別に評価し減損が生じている金額は、移行日、前連結会計年度及び当連結会計年度でそれぞれ、-百万円、66百万円、68百万円であり、これに対して設定した貸倒引当金は、それぞれ、-百万円、65百万円、68百万円であります。

流動性リスク管理

流動性リスクは、当社グループが期限の到来した金融負債の返済義務を履行するにあたり、支払期日にその支払を実行できなくなるリスクであります。

当社グループは、適切な返済資金を準備すると共に、金融機関より随時利用可能な信用枠を確保し、継続的にキャッシュ・フローの計画と実績をモニタリングすることで流動性リスクを管理しております。

金融負債(デリバティブ金融商品を含む)の期日別残高は以下のとおりであります。

移行日(2015年9月1日)

(単位：百万円)

| | 帳簿価額 | 契約上の キャッシュ・ フロー | 1年以内 | 1年超 2年以内 | 2年超 3年以内 | 3年超 4年以内 | 4年超 5年以内 | 5年超 |
|-------------------------------------|-------|-----------------------|-------|-------------|-------------|-------------|-------------|-----|
| 非デリバティブ 金融負債 営業債務及び その他の債務 | 1,017 | 1,017 | 1,017 | - | - | - | - | - |
| 合計 | 1,017 | 1,017 | 1,017 | - | - | - | - | - |

前連結会計年度(2016年8月31日)

(単位:百万円)

| | 帳簿価額 | 契約上の キャッシュ・ フロー | 1年以内 | 1年超 2年以内 | 2年超 3年以内 | 3年超 4年以内 | 4年超 5年以内 | 5年超 |
|------------------|-------|-----------------------|-------|-------------|-------------|-------------|-------------|-----|
| 非デリバティブ 金融負債 | | | | | | | | |
| 営業債務及び その他の債務 | 5,478 | 5,478 | 5,478 | - | - | - | - | - |
| 社債及び借入金 | | | | | | | | |
| 借入金 | 2,004 | 2,008 | 862 | 853 | 262 | 30 | - | - |
| その他の金融負債 | | | | | | | | |
| リース債務 | 28 | 30 | 12 | 12 | 5 | 0 | - | - |
| 割賦未払金 | 17 | 17 | 4 | 4 | 4 | 4 | 1 | - |
| 合計 | 7,527 | 7,530 | 6,355 | 868 | 271 | 34 | 1 | - |

当連結会計年度(2017年8月31日)

(単位:百万円)

| | 帳簿価額 | 契約上の キャッシュ・ フロー | 1年以内 | 1年超 2年以内 | 2年超 3年以内 | 3年超 4年以内 | 4年超 5年以内 | 5年超 |
|-----------------------------|--------|-----------------------|-------|-------------|-------------|-------------|-------------|-----|
| 非デリバティブ 金融負債 | | | | | | | | |
| 営業債務及び その他の債務 | 7,358 | 7,358 | 7,358 | - | - | - | - | - |
| 社債及び借入金 | | | | | | | | |
| 社債 | 2,391 | 2,502 | 1 | 1 | 2,500 | - | - | - |
| 借入金 | 1,588 | 1,602 | 1,288 | 272 | 34 | 4 | 3 | - |
| その他の金融負債 | | | | | | | | |
| リース債務 | 15 | 16 | 10 | 5 | 1 | - | - | - |
| 割賦未払金 | 34 | 34 | 9 | 9 | 9 | 6 | 2 | - |
| デリバティブ 金融負債 | | | | | | | | |
| その他の金融負債 | | | | | | | | |
| 在外子会社株式 の売建プット・ オプション | 544 | 552 | 552 | - | - | - | - | - |
| 新株予約権 | 35 | 37 | - | - | 37 | - | - | - |
| 合計 | 11,963 | 12,100 | 9,217 | 286 | 2,581 | 10 | 5 | - |

市場リスク管理

市場リスクとして、具体的には()為替リスク、()金利リスクがあります。

()為替リスク管理

当社グループは、国際的に事業を展開していることから、為替変動が業績に大きく影響いたします。毎月通貨別の為替差損益を把握することで、為替変動が損益計画に与える影響を勘案しております。

為替感応度分析

期末に保有している外貨建ての金融商品を対象に、日本円がUSドルに対して1%円高になった場合に、連結損益計算書の税引前当期利益に与える影響は以下のとおりであります。

ただし、本分析においては、その他の変動要因は一定であることを前提としております。

(単位：百万円)

| | 前連結会計年度 (自 2015年9月1日 至 2016年8月31日) | 当連結会計年度 (自 2016年9月1日 至 2017年8月31日) |
|---------|--|--|
| 税引前当期利益 | 5 | 3 |

()金利リスク管理

当社グループは、事業活動の中で様々な金利変動リスクに晒されており、特に金利の変動は借入コストに大きく影響いたします。借入金に係る支払金利の変動リスクを抑制するために、金融機関より金融商品に関する情報を収集し定期的に借入先及び契約内容の見直しを実施しております。

金利感応度分析

各報告期間において、金利が1%上昇した場合に、連結損益計算書の税引前当期利益に与える影響は以下のとおりであります。

ただし、本分析においては、その他の変動要因は一定であることを前提としております。

(単位：百万円)

| | 前連結会計年度 (自 2015年9月1日 至 2016年8月31日) | 当連結会計年度 (自 2016年9月1日 至 2017年8月31日) |
|---------|--|--|
| 税引前当期利益 | 18 | 20 |

(3) 金融商品の分類

金融商品（現金及び現金同等物を除く）の分類別内訳は、以下のとおりです。

金融資産

（単位：百万円）

| | 移行日（2015年9月1日） | | |
|--------------|----------------|---------|-----|
| | 満期保有投資 | 貸付金及び債権 | 合計 |
| 流動資産 | | | |
| 営業債権及びその他の債権 | - | 807 | 807 |
| 非流動資産 | | | |
| その他の金融資産 | | | |
| 差入保証金 | - | 56 | 56 |

金融負債

（単位：百万円）

| | 移行日（2015年9月1日） | | |
|--------------|------------------------------|-------------------|-------|
| | 純損益を通じて 公正価値で測定する 金融負債 | 償却原価で測定する 金融負債 | 合計 |
| 流動負債 | | | |
| 営業債務及びその他の債務 | - | 1,017 | 1,017 |

金融資産

（単位：百万円）

| | 前連結会計年度末（2016年8月31日） | | | 当連結会計年度末（2017年8月31日） | | |
|-------------------|----------------------|-------------|-------|----------------------|-------------|-------|
| | 満期保有投資 | 貸付金及び 債権 | 合計 | 満期保有投資 | 貸付金及び 債権 | 合計 |
| 流動資産 | | | | | | |
| 営業債権及び その他の債権 | - | 4,399 | 4,399 | - | 6,749 | 6,749 |
| その他の金融資産 | | | | | | |
| 預入期間3ヶ月 超の定期預金 | 187 | - | 187 | 187 | - | 187 |
| 非流動資産 | | | | | | |
| その他の金融資産 | | | | | | |
| 差入保証金 | - | 164 | 164 | - | 215 | 215 |

金融負債

(単位：百万円)

| | 前連結会計年度末(2016年8月31日) | | | 当連結会計年度末(2017年8月31日) | | |
|------------------------|----------------------|---------------|-------|----------------------|---------------|-------|
| | 純損益を通じて公正価値で測定する金融負債 | 償却原価で測定する金融負債 | 合計 | 純損益を通じて公正価値で測定する金融負債 | 償却原価で測定する金融負債 | 合計 |
| 流動負債 | | | | | | |
| 社債及び借入金 | | | | | | |
| 借入金 | - | 862 | 862 | - | 1,278 | 1,278 |
| 営業債務及びその他の債務 | - | 5,478 | 5,478 | - | 7,358 | 7,358 |
| その他の金融負債 | | | | | | |
| リース債務 | - | 12 | 12 | - | 9 | 9 |
| 割賦未払金 | - | 4 | 4 | - | 9 | 9 |
| 在外子会社株式の売建プット・オプション(注) | - | - | - | 544 | - | 544 |
| 非流動負債 | | | | | | |
| 社債及び借入金 | | | | | | |
| 社債 | - | - | - | - | 2,391 | 2,391 |
| 借入金 | - | 1,142 | 1,142 | - | 310 | 310 |
| その他の金融負債 | | | | | | |
| リース債務 | - | 17 | 17 | - | 5 | 5 |
| 割賦未払金 | - | 13 | 13 | - | 25 | 25 |
| 新株予約権 | - | - | - | 35 | - | 35 |

(注) 在外子会社株式の売建プット・オプションについての詳細は「3. 重要な会計方針(13) 資本」をご参照ください。

(4) 金融商品の公正価値

公正価値の測定方法

主な金融資産及び金融負債の公正価値の測定方法は以下のとおりです。

(現金及び現金同等物、営業債権及びその他の債権、営業債務及びその他の債務)

主に短期間で決済されるものであり、公正価値は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額を公正価値としております。

(その他の金融資産)

差入保証金は、将来キャッシュ・フローを当社グループの見積りによる信用リスクを加味した割引率で割り引いた現在価値により算定しております。

上記以外のその他の金融資産は、主に短期間で決済されるものであり、公正価値は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額を公正価値としております。

(社債及び借入金)

短期借入金は、短期間で決済されるものであり、公正価値は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額を公正価値としております。

社債及び長期借入金は、将来キャッシュ・フローを新規に同様の社債発行又は借入契約を実行した場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(その他の金融負債)

リース債務及び長期未払金は、将来キャッシュ・フローを新規に同様の契約を実行した場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

在外子会社株式の売建プット・オプションは、契約相手への支払いが要求される可能性がある金額を当社グループの見積りによる信用リスクを加味した割引率で割り引いた現在価値により算定しております。

新株予約権は、将来キャッシュ・フローを当社グループの見積りによる信用リスクを加味した割引率で割り引いた現在価値により算定しております。

金融商品の公正価値ヒエラルキー

公正価値のヒエラルキーを、測定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下のとおりレベル1からレベル3まで分類しております。

レベル1：活発な市場における同一の資産又は負債の市場価格

レベル2：レベル1以外の、観察可能な価格を直接又は間接的に使用して算出された公正価値

レベル3：観察不能なインプットを含む評価技法から算出された公正価値

公正価値ヒエラルキーのレベル間の振替は、振替を生じさせた事象が発生した各四半期の期首時点に発生したものと認識しております。

レベル3に分類されている金融商品の公正価値の評価技法及び評価結果は社内承認プロセスに従って適切に査閲・承認されております。

金融商品の帳簿価額と公正価値

連結財政状態計算書において経常的に公正価値で測定されない金融商品の帳簿価額と公正価値は以下のとおりであります。

なお、借入金を除く帳簿価額が公正価値の合理的な近似値となっている金融商品（現金及び現金同等物、営業債権及びその他の債権、差入保証金以外のその他の金融資産、営業債務及びその他の債務）及び経常的に公正価値で測定する金融商品は含めておりません。

（単位：百万円）

| | 移行日 (2015年9月1日) | | 前連結会計年度末 (2016年8月31日) | | 当連結会計年度末 (2017年8月31日) | |
|----------|--------------------|------|--------------------------|-------|--------------------------|-------|
| | 帳簿価額 | 公正価値 | 帳簿価額 | 公正価値 | 帳簿価額 | 公正価値 |
| 金融資産 | | | | | | |
| その他の金融資産 | | | | | | |
| 差入保証金 | 56 | 55 | 164 | 164 | 215 | 215 |
| 金融負債 | | | | | | |
| 社債及び借入金 | | | | | | |
| 社債 | - | - | - | - | 2,391 | 2,390 |
| 借入金 | - | - | 2,004 | 2,003 | 1,588 | 1,589 |
| その他の金融負債 | | | | | | |
| リース債務 | - | - | 28 | 28 | 15 | 14 |
| 割賦未払金 | - | - | 17 | 16 | 34 | 32 |

（注）上記の金融資産及び金融負債の公正価値ヒエラルキーは、全てレベル2であります。

連結財政状態計算書において認識された公正価値の測定

連結財政状態計算書において、経常的に公正価値で測定されている金融商品の内訳は以下のとおりです。

移行日（2015年9月1日）

該当事項はありません。

前連結会計年度（2016年8月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（2017年8月31日）

（単位：百万円）

| | レベル1 | レベル2 | レベル3 | 合計 |
|-----------------------------|------|------|------|-----|
| 金融負債 | | | | |
| 純損益を通じて公正価値で測定する金融負債 | | | | |
| 在外子会社株式の売建プット・オプション （注1） | - | - | 544 | 544 |
| 新株予約権（注2） | - | - | 35 | 35 |

（注1）在外子会社株式の売建プット・オプションは、連結財政状態計算書におけるその他の金融負債に計上しております。

（注2）新株予約権は、連結財政状態計算書におけるその他の金融負債に計上しております。

当連結会計年度において、レベル間における振替はありません。

レベル3に分類されている金融負債の公正価値の期首残高から期末残高への調整表は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

| | 前連結会計年度 (自 2015年9月1日 至 2016年8月31日) | | 当連結会計年度 (自 2016年9月1日 至 2017年8月31日) | |
|--------------------------------------|--|-------|--|-------|
| | 純損益を通じて公正価値で 測定する金融負債 | | 純損益を通じて公正価値で 測定する金融負債 | |
| | 在外子会社株式の 売建 プット・オプション | 新株予約権 | 在外子会社株式の 売建 プット・オプション | 新株予約権 |
| 期首残高 | - | - | - | - |
| 利得及び損失合計： | | | | |
| 純損益(注) | - | - | 14 | 2 |
| その他の包括利益 | - | - | - | - |
| 包括利益 | - | - | 14 | 2 |
| 購入 | - | - | - | - |
| 売却 | - | - | - | - |
| 発行 | - | - | 557 | 37 |
| 償還又は決済 | - | - | - | 0 |
| その他 | - | - | - | - |
| 期末残高 | - | - | 544 | 35 |
| 期末に保有する資産又は負債について純損益に計上した当期の未実現損益の変動 | - | - | 14 | 2 |

(注) 連結損益計算書における金融収益又は金融費用に計上しております。

経常的に公正価値で測定するレベル3に分類される金融商品の公正価値測定に用いた評価技法は、割引キャッシュ・フロー法であります。公正価値の測定に用いた重要な観察不能なインプットは割引率であり、当社グループの見積りによる信用リスクを加味した割引率を使用しております。なお、一般的に割引率が高ければ高いほど、公正価値は減少します。

また、レベル3に分類されている金融負債について、観察不能なインプットを合理的に考え得る代替的な仮定に変更した場合に重要な公正価値の増減は見込まれておりません。

28. 重要な子会社

当社の重要な子会社は「第1 企業の概況 4 関係会社の状況」に記載のとおりであります。

29. 関連当事者

(1) 関連当事者との取引

前連結会計年度（自 2015年9月1日 至 2016年8月31日）

当社グループと関連当事者との取引については、重要な取引等がないため、記載を省略しております。

当連結会計年度（自 2016年9月1日 至 2017年8月31日）

当社グループと関連当事者との取引については、重要な取引等がないため、記載を省略しております。

(2) 経営幹部に対する報酬

当社グループの経営幹部に対する報酬は以下のとおりであります。

（単位：百万円）

| | 前連結会計年度 （自 2015年9月1日 至 2016年8月31日） | 当連結会計年度 （自 2016年9月1日 至 2017年8月31日） |
|---------|--|--|
| 短期従業員給付 | 56 | 62 |
| 株式報酬 | 18 | 7 |
| 合計 | 75 | 69 |

30. 重要な後発事象

（ICO及び仮想通貨取引所の設立）

「当社の連結子会社であるMetaps Plus Inc.は、2017年9月26日から10月10日を販売期間として、ICOを実施し新規発行トークンであるプラスコインの販売を実施し、販売期間完了時まで7,750,536単位のプラスコインを販売し、その対価として32,623単位（販売期間末日における円相当額1,131百万円）の仮想通貨の一種であるイーサリアムを受領いたしました。

本ICOは、仮想通貨取引所“CoinRoom”における流動性提供及び今後のサービス拡大に備えた原資確保を目的としており、“CoinRoom”が設立されなかった場合、本ICOにおいて調達された仮想通貨はICO参加者の希望に応じて返還される条項が付与されておりましたが、“CoinRoom”は予定通り2017年11月11日に設立され、本ICOにおける新規発行トークンであるプラスコインの取引を開始いたしました。

（注）一般に、ICOとは、企業等が電子的にトークン（証券）を発行して、公衆から資金調達を行う行為の総称です。トークンセールと呼ばれることもあります。（「ICOについて～利用者及び事業者に対する注意喚起～」2017年10月27日金融庁より）」

（新株予約権の行使）

当連結会計年度終了後に、第12回新株予約権の一部について権利行使がありました。当該新株予約権の権利行使の概況は次のとおりです。

- (1) 株式の種類 普通株式
- (2) 行使価額 3,575円
- (3) 株式数 394,600株
- (4) 払込総額 1,410百万円
- (5) 資本組入額 705百万円

31. 初度適用

当社グループは、当連結会計年度からIFRSに準拠した連結財務諸表を開示しております。日本基準に準拠して作成された直近の連結財務諸表は2016年8月31日に終了する連結会計年度に関するものであり、IFRSへの移行日は2015年9月1日であります。

IFRS第1号の免除規定

IFRSでは、IFRSを初めて適用する会社（以下、初度適用企業）に対して、原則として、IFRSで要求される基準を遡及して適用することを求めています。ただし、IFRS第1号「国際会計基準の初度適用」（以下、IFRS第1号）では、IFRSで要求される基準の一部について強制的に免除規定を適用しなければならないものと任意に免除規定を適用するものを定めております。これらの規定の適用に基づく影響は、IFRS移行日において利益剰余金、又はその他の資本の構成要素で調整しております。当社グループが日本基準からIFRSへ移行するにあたり、採用した免除規定は次のとおりであります。

・在外営業活動体の換算差額

IFRS第1号では、IFRS移行日現在の在外営業活動体の換算差額の累計額をゼロとみなすことを選択することが認められております。当社グループは、在外営業活動体の換算差額の累計額を移行日現在でゼロとみなすことを選択しております。

・株式に基づく報酬

当社グループは、従前よりIFRSを適用していた子会社を除き、移行日より前に権利確定した株式報酬（当社の第1回、第2回、第3回、第4回、第5回、第7回新株予約権）に対しては、IFRS第2号を適用しないことを選択しております。

IFRS第1号の強制的な例外規定

IFRS第1号では、「見積り」、「金融資産及び金融負債の認識の中止」、「非支配持分」及び「金融資産の分類及び測定」等について、IFRSの遡及適用を禁止しております。当社はこれらのうち、該当あるものについて移行日より将来に向かって適用しております。

IFRSの初度適用において開示が求められる調整表は以下のとおりであります。

調整表上の「表示組替」には利益剰余金及び包括利益に影響を及ぼさない項目を、「認識及び測定の差異」には利益剰余金及び包括利益に影響を及ぼす項目を含めて表示しております。

なお、当社グループは2015年10月30日にMetaps Plus Ltd.の株式の51%を取得し子会社化しました。2017年8月期第1四半期連結累計期間において、取得対価の配分が完了したため、当初の暫定的な金額からの修正による影響を「Metaps Plus Inc.の取得対価の配分に伴う修正」に記載しております。

IFRS移行日(2015年9月1日)の資本に対する調整

| 日本基準表示科目 | 日本基準 | 表示組替 | 認識・測定 の差異 | IFRS | 注記 | IFRS表示科目 |
|----------|-------|------|--------------|-------|-----|------------------|
| | 百万円 | 百万円 | 百万円 | 百万円 | | |
| 資産の部 | | | | | | 資産 |
| 流動資産 | | | | | | 流動資産 |
| 現金及び預金 | 7,783 | - | - | 7,783 | | 現金及び現金同等物 |
| 売掛金 | 720 | 87 | - | 807 | (1) | 営業債権及びその他の 債権 |
| 未収入金 | 87 | 87 | - | - | (1) | |
| その他 | 173 | - | - | 173 | | その他の流動資産 |
| 流動資産合計 | 8,763 | - | - | 8,763 | | 流動資産合計 |
| 固定資産 | | | | | | 非流動資産 |
| 有形固定資産 | | | | | | |
| その他 | 67 | 26 | 7 | 48 | (4) | 有形固定資産 |
| 減価償却累計額 | 26 | 26 | - | - | | |
| 無形固定資産 | | | | | | |
| その他 | 403 | - | - | 403 | | その他の無形資産 |
| 投資その他の資産 | | | | | | |
| その他 | 56 | - | - | 56 | (7) | その他の金融資産 |
| 固定資産合計 | 501 | - | 7 | 507 | | 非流動資産合計 |
| 繰延資産 | | | | | | |
| 株式交付費 | 32 | - | 32 | - | (8) | |
| 繰延資産合計 | 32 | - | 32 | - | | |
| 資産合計 | 9,295 | - | 25 | 9,270 | | 資産合計 |

| 日本基準表示科目 | 日本基準 | 表示組替 | 認識・測定 の差異 | IFRS | 注記 | IFRS表示科目 |
|-----------|-------|------|--------------|-------|---------------------|----------------------|
| | 百万円 | 百万円 | 百万円 | 百万円 | | |
| 負債の部 | | | | | | 負債及び資本 |
| 流動負債 | | | | | | 負債 |
| 買掛金 | 660 | 357 | - | 1,017 | (1) | 営業債務及びその他の 債務 |
| | - | 32 | - | 32 | (11) | 未払法人所得税 |
| 引当金 | 0 | - | - | 0 | | 引当金 |
| その他 | 604 | 389 | 9 | 224 | (1), (12) | その他の流動負債 |
| 流動負債合計 | 1,264 | - | 9 | 1,273 | | 流動負債合計 |
| 固定負債 | | | | | | 非流動負債 |
| 退職給付に係る負債 | 3 | 3 | - | - | | |
| | - | 8 | - | 8 | | 引当金 |
| | - | - | 2 | 2 | (3) | 繰延税金負債 |
| その他 | 8 | 5 | - | 3 | | その他の非流動負債 |
| 固定負債合計 | 11 | - | 2 | 13 | | 非流動負債合計 |
| 負債合計 | 1,274 | - | 11 | 1,286 | | 負債合計 |
| 純資産の部 | | | | | | 資本 |
| 資本金 | 4,628 | - | - | 4,628 | | 資本金 |
| 資本剰余金 | 4,617 | - | 40 | 4,577 | (8) | 資本剰余金 |
| 利益剰余金 | 1,260 | - | 22 | 1,282 | (21) | 利益剰余金 |
| | - | 7 | 26 | 32 | (13), (16), (17) | その他の資本の構成 要素 |
| 為替換算調整勘定 | 7 | 7 | - | - | (17) | |
| | 7,992 | - | 37 | 7,956 | | 親会社の所有者に帰属 する持分合計 |
| 非支配株主持分 | 28 | - | - | 28 | | 非支配持分 |
| 純資産合計 | 8,021 | - | 37 | 7,984 | | 資本合計 |
| 負債純資産合計 | 9,295 | - | 25 | 9,270 | | 負債及び資本合計 |

前連結会計年度(2016年8月31日)の資本に対する調整

| 日本基準表示科目 | 日本基準 | 表示組替 | Metaps Plus Inc.の取得対価の配分に伴う修正 | 認識・測定の変異 | IFRS | 注記 | IFRS表示科目 |
|----------|--------|-------|-------------------------------|----------|--------|------------------------|-----------------|
| | 百万円 | 百万円 | 百万円 | 百万円 | 百万円 | | |
| 資産の部 | | | | | | | 資産 |
| 流動資産 | | | | | | | 流動資産 |
| 現金及び預金 | 6,515 | 187 | - | 55 | 6,273 | (18),(19) | 現金及び現金同等物 |
| 売掛金 | 1,603 | 4,309 | - | 1,513 | 4,399 | (1),(2),(14),(18),(19) | 営業債権及びその他の債権 |
| 未収入金 | 4,310 | 4,310 | - | - | - | (1) | |
| 貸倒引当金 | 1 | 1 | - | - | - | (2) | |
| | - | 187 | - | - | 187 | | その他の金融資産 |
| その他 | 307 | - | - | 0 | 307 | (18),(19) | その他の流動資産 |
| 小計 | 12,735 | - | - | 1,569 | 11,166 | | 小計 |
| | - | - | - | 176 | 176 | (18) | 売却目的で保有する資産 |
| 流動資産合計 | 12,735 | - | - | 1,393 | 11,342 | | 流動資産合計 |
| 固定資産 | | | | | | | 非流動資産 |
| 有形固定資産 | | | | | | | |
| その他 | 340 | 259 | - | 25 | 106 | (4),(18) | 有形固定資産 |
| 減価償却累計額 | 217 | 217 | - | - | - | | |
| 減損損失累計額 | 42 | 42 | - | - | - | | |
| 無形固定資産 | - | - | - | - | - | | |
| のれん | 2,858 | - | 332 | 92 | 2,617 | (5),(18),(19),(20) | のれん |
| | - | 275 | 828 | 169 | 933 | | 顧客関連無形資産 |
| その他 | 933 | 275 | 8 | 6 | 659 | | その他 |
| 投資その他の資産 | | | | | | | |
| | - | 44 | - | 1 | 45 | (6) | 持分法で会計処理されている投資 |
| | - | 152 | - | 12 | 164 | (2),(7),(15) | その他の金融資産 |
| その他 | 287 | 226 | - | 8 | 51 | (7) | その他の非流動資産 |
| 貸倒引当金 | 1 | 1 | - | - | - | (2) | |
| 固定資産合計 | 4,157 | 29 | 503 | 54 | 4,577 | | 非流動資産合計 |
| 繰延資産 | | | | | | | |
| 株式交付費 | 19 | - | - | 19 | - | (8) | |
| 繰延資産合計 | 19 | - | - | 19 | - | | |
| 資産合計 | 16,911 | 29 | 503 | 1,466 | 15,919 | | 資産合計 |

| 日本基準表示科目 | 日本基準 | 表示組替 | Metaps Plus Inc.の取得対価の配分に伴う修正 | 認識・測定 の差異 | IFRS | 注記 | IFRS表示科目 |
|-------------------|--------|-------|-------------------------------|--------------|--------|-------------------------|------------------------------|
| | 百万円 | 百万円 | 百万円 | 百万円 | 百万円 | | |
| 負債の部 | | | | | | | 負債及び資本 |
| 流動負債 | | | | | | | 流動負債 |
| 買掛金 | 1,180 | 5,810 | - | 1,512 | 5,478 | (1),(14),(18) | 営業債務及びその他の債務 |
| 1年以内返済予定 長期借入金 | 853 | 9 | - | - | 862 | (9) | 借入金 |
| 預り金 | 5,821 | 5,821 | - | - | - | (1) | |
| | - | 15 | - | - | 15 | (10) | その他の金融負債 |
| | - | 87 | - | 22 | 66 | (11) | 未払法人所得税 |
| 引当金 | 56 | 16 | - | - | 40 | | 引当金 |
| その他 | 496 | 85 | - | 43 | 454 | (1),(10),(12),(18),(19) | その他の流動負債 |
| 小計 | 8,405 | - | - | 1,491 | 6,915 | | 小計 |
| | - | - | - | 43 | 43 | (18) | 売却目的で保有する 資産に直接関連する 負債 |
| 流動負債合計 | 8,405 | - | - | 1,447 | 6,958 | | 流動負債合計 |
| 固定負債 | | | | | | | 非流動負債 |
| 長期借入金 | 1,145 | - | - | 3 | 1,142 | (9) | 借入金 |
| | - | 30 | - | - | 30 | (10) | その他の金融負債 |
| | - | 12 | - | 12 | 24 | (15) | 引当金 |
| | - | 55 | 184 | 68 | 171 | (3),(5) | 繰延税金負債 |
| その他 | 164 | 126 | - | - | 38 | (10) | その他の非流動負債 |
| 固定負債合計 | 1,309 | 29 | 184 | 59 | 1,405 | | 非流動負債合計 |
| 負債合計 | 9,715 | 29 | 184 | 1,506 | 8,363 | | 負債合計 |
| 純資産の部 | | | | | | | 資本 |
| 資本金 | 4,663 | - | - | - | 4,663 | | 資本金 |
| 資本剰余金 | 4,701 | - | 150 | 31 | 4,820 | (8) | 資本剰余金 |
| 利益剰余金 | 2,078 | - | - | 78 | 2,000 | (21) | 利益剰余金 |
| | - | 280 | - | 34 | 246 | (13),(16),(17) | その他の資本の 構成要素 |
| 為替換算調整勘定 | 280 | 280 | - | - | - | (17) | |
| 新株予約権 | 75 | 75 | - | - | - | (17) | |
| 資本合計 | 7,082 | 75 | 150 | 81 | 7,237 | | 親会社の所有者に 帰属する持分合計 |
| 非支配株主持分 | 114 | 75 | 169 | 40 | 319 | (16),(17) | 非支配持分 |
| 純資産合計 | 7,196 | - | 319 | 41 | 7,556 | | 資本合計 |
| 負債純資産合計 | 16,911 | 29 | 503 | 1,466 | 15,919 | | 負債及び資本合計 |

資本に対する調整に関する注記

(1) 未収入金及び未払金の振替

日本基準でIFRS移行日(2015年9月1日)では別掲、前連結会計年度(2016年8月31日)では流動資産のその他に含めていた未収入金を、IFRSでは営業債権及びその他の債権に組替えて表示し、また、日本基準では預り金及び流動負債のその他に含めていた未払金を、IFRSでは「営業債務及びその他の債務」に組替えて表示しております。

(2) 貸倒引当金の振替

日本基準では区分掲記していた「貸倒引当金(流動)」については、IFRSでは「営業債権及びその他の債権」から直接控除して純額で表示するように組替え、また、「貸倒引当金(固定)」についても同様に、「その他の非流動資産」から直接控除して純額で表示するように組替えております。

(3) 繰延税金資産及び繰延税金負債の調整

IFRSでは繰延税金資産・負債については、流動・非流動を区別することなく、全て非流動項目に分類するものとされているため、流動項目に計上している繰延税金資産・負債については非流動項目に振替えております。また、IFRSの適用に伴い、全ての繰延税金資産の回収可能性を再検討しております。

(4) 有形固定資産の計上額の調整

有形固定資産の減価償却方法について、日本基準では主として定率法を採用していましたが、IFRSでは定額法を採用しております。

(5) のれんの計上額の調整

日本基準ではのれんについて償却しますが、IFRSでは非償却であるため、既償却額を遡及修正しております。遡及修正額はIFRS移行日(2015年9月1日)で-百万円、前連結会計年度(2016年8月31日)で158百万円となります。

(6) 持分法で会計処理されている投資の計上額の調整

日本基準では投資その他の資産のその他に含めていた「持分法で会計処理されている投資」について、IFRSでは区分掲記しております。また、日本基準では、持分法適用会社に対するのれんについて償却しますが、IFRSでは非償却であるため、既償却額を遡及修正しております。

(7) その他の金融資産の振替

日本基準では投資その他の資産のその他に含めていた差入保証金について、IFRSでは「その他の金融資産(非流動)」に組替えて表示しております。

(8) 繰延資産の調整

日本基準では繰延資産として計上していた「株式交付費」は、消去して「資本剰余金」から控除しております。

(9) 借入金の振替及び調整

日本基準では流動負債として区分掲記していた「1年内返済予定の長期借入金」については、IFRSでは「借入金(流動)」に組替えて表示し、また、日本基準では固定負債として区分掲記していた「長期借入金」については、IFRSでは「借入金(非流動)」に組替えて表示しております。また借入金に関連する手数料について、日本基準では一括処理しておりましたが、IFRSでは借入金の償却原価に含めて、満期までの期間にわたって費用処理しております。

(10) その他の金融負債の振替

日本基準では流動負債のその他に含めていたリース債務及び割賦購入の未払金を、IFRSでは「その他の金融負債(流動)」に組替えて表示しております。また日本基準では固定負債のその他に含めていた長期リース債務及び割賦購入の長期未払金を、IFRSでは「その他の金融負債(非流動)」に組替えて表示しております。

(11) 未払法人所得税の振替

日本基準では流動負債のその他に含めていた未払法人税等を、IFRSでは「未払法人所得税」に組替えて表示しております。

(12) 従業員給付

日本基準では会計処理が求められていませんでしたが、IFRSでは連結会計年度末時点で未使用の有給休暇に対して負債を計上しております。

(13) 株式に基づく報酬

IFRS移行日時点で権利が確定していない新株予約権、及び移行日以後に発行された新株予約権については、付与日現在で公正価値評価を行っております。IFRS移行日(2015年9月1日)で32百万円、前連結会計年度(2016年8月31日)で33百万円となります。

(14) 営業債権及び営業債務に対する調整

ファイナンス関連サービスについて日本基準では加盟店に対する資金の決済が完了した時点で収益を認識しておりましたが、IFRSでは消費者が加盟店との間で当社グループが提供する決済手段を利用した取引を行った時点で決済代行手数料収益を認識することとしたため、営業債権及び営業債務の調整をしております。前連結会計年度における調整額は営業債権が1,483百万円、営業債務が1,489百万円となります。

(15) 非流動負債の引当金の調整

一部の子会社の資産除去債務について、日本基準では差入保証金から控除しておりましたが、IFRSでは資産除去債務として計上し非流動項目の引当金に含めて表示しております。

(16) 在外営業活動体の換算差額

IFRS第1号の初度適用の免除規定により、IFRS移行日における在外影響活動体の累積換算差額を全て利益剰余金に振り替えております。また、Metaps Plus Inc.ののれんの各資産への配分について日本基準では暫定処理をしておりましたが、IFRSでは確定額を遡及修正したことに伴う在外営業活動体の換算差額の調整をしております。

(17) その他の資本の構成要素の振替

日本基準では区分掲記していた為替換算調整勘定及び新株予約権について、IFRSではその他の資本の構成要素に組替えております。また、子会社が発行している新株予約権について、非支配持分に組替えております。

(18) 売却目的で保有する資産及び売却目的で保有する資産に直接関連する負債の振替

当社の子会社で、株式会社BUZZCASTの普通株式について、当社が保有する株式の一部を譲渡する契約を2016年8月31日に締結し、当該譲渡契約に基づく決済を2016年9月30日に完了しました。

その結果、株式会社BUZZCASTに対する議決権保有割合は100%から39.15%となり、株式会社BUZZCASTは当社の持分法適用会社となりました。当該株式譲渡により、株式会社BUZZCASTに対する支配の喪失に伴い、株式会社BUZZCASTの資産及び負債を「売却目的で保有する資産」及び「売却目的で保有する資産に直接関連する負債」に振替えて表示しております。前連結会計年度(2016年8月31日)の調整額の内訳については注記「11. 売却目的保有に分類された主要な資産及び負債」に記載しております。

(19) 連結の範囲による差異

日本基準とIFRSで連結子会社の範囲が異なる影響を調整しております。日本基準では非連結子会社としていた株式会社VSbiasをIFRSでは連結子会社としております。

(20) 企業結合日の調整

ペイデザイン株式会社の企業結合日について日本基準ではみなし取得日(2016年3月31日)としておりましたが、IFRSでは2016年4月14日に調整しております。

(21) 利益剰余金に対する調整

IFRS適用に伴う利益剰余金への影響は以下のとおりであります。

| | 移行日 (2015年9月1日) | 前連結会計年度 (2016年8月31日) |
|----------------|--------------------|-------------------------|
| | 百万円 | 百万円 |
| 売上高及び売上原価の調整 | - | 11 |
| 取得対価の配分 | - | 65 |
| 有形固定資産 | 6 | 6 |
| のれんの償却調整 | - | 160 |
| 繰延資産 | 8 | 22 |
| 未払有給休暇 | 9 | 14 |
| 株式に基づく報酬 | 32 | 65 |
| 借入金 | - | 1 |
| 在外子会社に係る累積換算差額 | 7 | 7 |
| その他 | - | 5 |
| 小計 | 20 | 58 |
| 税効果 | 2 | 2 |
| 非支配持分 | - | 22 |
| 合計 | 22 | 78 |

前連結会計年度(自 2015年9月1日 至 2016年8月31日)(直近の日本基準の連結財務諸表作成年度)に係る損益及び包括利益に対する調整

| 日本基準表示科目 | 日本基準 | 表示組替 | 認識・測定 の差異 | IFRS | 注記 | IFRS表示科目 |
|----------------|-------|------|--------------|-------|----------------------------------|-------------------------------------|
| | 百万円 | 百万円 | 百万円 | 百万円 | | |
| 売上高 | 8,887 | - | 70 | 8,817 | (1),(5) | 売上高 |
| 売上原価 | 7,232 | - | 44 | 7,188 | (1),(5) | 売上原価 |
| 売上総利益 | 1,655 | - | 25 | 1,629 | | 売上総利益 |
| 販売費及び一般管理費 | 1,965 | - | 83 | 1,882 | (2),(3), (5),(6), (7),(11) | 販売費及び一般管理費 |
| | - | 16 | 0 | 16 | (8) | その他の収益 |
| | - | 115 | 14 | 101 | (8),(9), (10) | その他の費用 |
| | - | 4 | 1 | 5 | (4),(8) | 持分法による投資利益 |
| 営業損失() | 310 | 95 | 72 | 333 | | 営業損失() |
| 営業外収益 | 19 | 19 | - | - | (8) | |
| 営業外費用 | 261 | 261 | - | - | (8) | |
| 特別利益 | 4 | 4 | - | - | (8) | |
| 特別損失 | 93 | 93 | - | - | (8) | |
| | - | 2 | 0 | 2 | (8) | 金融収益 |
| | - | 239 | 1 | 240 | (8),(10) | 金融費用 |
| 税金等調整前当期純損失() | 643 | - | 71 | 571 | | 税引前当期損失() |
| 法人税、住民税及び事業税 | 100 | 3 | 6 | 97 | (11) | 法人所得税費用 |
| 法人税等調整額 | 3 | 3 | - | - | | |
| 当期純損失() | 746 | - | 78 | 668 | | 当期損失() |
| その他の包括利益 | | | | | | その他の包括利益 純損益に振り替えられる 可能性のある項目 |
| 換算差額調整勘定 | 303 | - | 45 | 348 | | 在外営業活動体の 換算差額 |
| その他の包括利益合計 | 303 | - | 45 | 348 | | 税引後その他の包括利益 |
| 包括利益 | 1,050 | - | 33 | 1,016 | | 包括利益 |

損益及び包括利益に対する調整に関する注記

(1) 売上高及び売上原価に対する調整

ファイナンス関連サービスについて日本基準では加盟店に対する資金の決済が完了した時点で収益を認識しておりましたが、IFRSでは消費者が加盟店との間で当社グループが提供する決済手段を利用した取引を行った時点で決済代行手数料収益を認識しております。

(2) 減価償却方法の変更

日本基準では有形固定資産(リース資産を除く)の減価償却方法について、主として定率法を採用しておりましたが、IFRSでは定額法を採用しております。

(3) のれんの計上額の調整

日本基準ではのれんについて償却しますが、IFRSでは非償却であるため、既償却額を遡及修正しております。遡及修正額はIFRS移行日(2015年9月1日)で-百万円、前連結会計年度(2016年8月31日)で158百万円となります。

(4) 持分法による投資利益の調整

日本基準では、持分法適用会社に対するのれんについて償却しますが、IFRSでは非償却であるため、既償却額を遡及修正しております。

(5) 企業結合日の調整

ペイデザイン株式会社の企業結合日について日本基準ではみなし取得日(2016年3月31日)としておりましたが、IFRSでは2016年4月14日に調整しております。前連結会計年度(自2015年9月1日 至2016年8月31日)において売上高 95百万円、売上原価 59百万円、販売費及び一般管理費 32百万円を調整しております。

(6) 従業員給付の調整

日本基準では会計処理が求められていませんでしたが、IFRSでは連結会計年度末時点で未使用の有給休暇に対して給与手当として販売費及び一般管理費に含めて表示しております。

(7) 株式報酬費用の調整

IFRS移行日時点で権利が確定していない新株予約権、及び移行日以後に発行された新株予約権については、付与日現在で公正価値評価を行い、株式報酬費用として販売費及び一般管理費に含めて表示しております。

(8) 表示科目に対する調整

日本基準では「営業外収益」、「営業外費用」、「特別利益」及び「特別損失」に表示していた項目を、IFRSでは財務関係損益については「金融収益」及び「金融費用」として計上し、それ以外の項目については、「その他の収益」、「その他の費用」及び「持分法による投資利益」等に表示しております。

(9) 繰延資産の調整

日本基準では「株式交付費」について償却しますが、IFRSでは「新株発行費」は消去して「資本剰余金」から控除し非償却となるため、既償却額を遡及修正しております。

(10) 借入金の調整

借入金に関連する手数料について、日本基準では一括処理しておりましたが、IFRSでは借入金の償却原価に含めて、満期までの期間にわたって費用処理しております。

(11) 法人所得税費用

日本基準では「法人税、住民税及び事業税」、「法人税等調整額」を区分掲記しておりましたが、IFRSでは「法人所得税費用」として一括して表示しております。また、日本基準で販売費及び一般管理費として表示していた租税公課の一部について、IFRSでは法人所得税費用に含めて表示しております。

前連結会計年度(自 2015年9月1日 至 2016年8月31日)の連結キャッシュ・フロー計算書に対する調整
日本基準からIFRSへの移行による連結キャッシュ・フロー計算書に対する影響は、連結の範囲変更及び売却
目的で保有する資産への振替による影響となります。

(2)【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

| | 第1四半期 連結累計期間 | 第2四半期 連結累計期間 | 第3四半期 連結累計期間 | 当連結会計年度 |
|--------------------------------|-----------------|-----------------|-----------------|---------|
| 売上高(百万円) | 2,907 | 6,345 | 10,030 | 13,572 |
| 税引前四半期(当期)利益(百万円) | 351 | 460 | 600 | 278 |
| 親会社の所有者に帰属する四半期 (当期)利益(百万円) | 291 | 281 | 371 | 260 |
| 基本的1株当たり四半期 (当期)利益(円) | 22.58 | 21.78 | 28.74 | 20.12 |

| | 第1四半期 連結会計期間 | 第2四半期 連結会計期間 | 第3四半期 連結会計期間 | 第4四半期 連結会計期間 |
|------------------------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 基本的1株当たり四半期利益又は損失 () (円) | 22.58 | 0.77 | 6.67 | 8.57 |

(注) 第3四半期連結会計期間において、企業結合に係る暫定的な会計処理の確定を行い、第1四半期及び第2四半期の関連する四半期情報項目について当該見直しが反映された後の数値を記載しております。

2【財務諸表等】

(1)【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：百万円)

| | 前事業年度 (2016年8月31日) | 当事業年度 (2017年8月31日) |
|-------------|-----------------------|-----------------------|
| 資産の部 | | |
| 流動資産 | | |
| 現金及び預金 | 2,462 | 2,595 |
| 売掛金 | 1,133 | 1,485 |
| 前渡金 | 2 | 0 |
| 前払費用 | 12 | 19 |
| 未収収益 | - | 114 |
| その他 | 166 | 344 |
| 貸倒引当金 | - | 17 |
| 流動資産合計 | 3,777 | 3,442 |
| 固定資産 | | |
| 有形固定資産 | | |
| 建物 | 22 | 16 |
| 工具、器具及び備品 | 26 | 27 |
| 建設仮勘定 | - | 4 |
| 減価償却累計額 | 29 | 27 |
| 有形固定資産合計 | 19 | 21 |
| 無形固定資産 | | |
| 特許権 | 0 | 0 |
| 商標権 | 1 | 1 |
| ソフトウェア | 204 | 36 |
| その他 | 38 | 6 |
| 無形固定資産合計 | 244 | 44 |
| 投資その他の資産 | | |
| 投資有価証券 | 7 | 35 |
| 関係会社株式 | 5,783 | 6,835 |
| 関係会社出資金 | 87 | - |
| 長期貸付金 | - | 1,861 |
| その他 | 43 | 42 |
| 投資その他の資産合計 | 5,922 | 7,774 |
| 固定資産合計 | 6,187 | 7,841 |
| 繰延資産 | | |
| 株式交付費 | 18 | 7 |
| 繰延資産合計 | 18 | 7 |
| 資産合計 | 9,983 | 11,290 |

(単位：百万円)

| | 前事業年度 (2016年8月31日) | 当事業年度 (2017年8月31日) |
|---------------|-----------------------|-----------------------|
| 負債の部 | | |
| 流動負債 | | |
| 買掛金 | 1,677 | 1,414 |
| 1年内返済予定の長期借入金 | 2,730 | 2,730 |
| 前受金 | 102 | - |
| 未払金 | 1,741 | 1,303 |
| 預り金 | 3 | 13 |
| 未払費用 | 5 | 4 |
| 未払法人税等 | 18 | 50 |
| 前受収益 | 0 | - |
| その他 | 12 | 1 |
| 流動負債合計 | 1,623 | 836 |
| 固定負債 | | |
| 社債 | - | 2,394 |
| 長期借入金 | 2,922 | 2,192 |
| 資産除去債務 | 8 | - |
| 固定負債合計 | 930 | 2,587 |
| 負債合計 | 2,554 | 3,423 |
| 純資産の部 | | |
| 株主資本 | | |
| 資本金 | 4,663 | 4,690 |
| 資本剰余金 | | |
| 資本準備金 | 4,652 | 4,679 |
| 資本剰余金合計 | 4,652 | 4,679 |
| 利益剰余金 | | |
| その他利益剰余金 | | |
| 繰越利益剰余金 | 1,887 | 1,540 |
| 利益剰余金合計 | 1,887 | 1,540 |
| 株主資本合計 | 7,428 | 7,830 |
| 新株予約権 | - | 36 |
| 純資産合計 | 7,428 | 7,867 |
| 負債純資産合計 | 9,983 | 11,290 |

【損益計算書】

(単位：百万円)

| | 前事業年度 (自 2015年9月1日 至 2016年8月31日) | 当事業年度 (自 2016年9月1日 至 2017年8月31日) |
|-----------------------|--|--|
| 売上高 | 1,298 | 1,185 |
| 売上原価 | 1,242 | 1,625 |
| 売上総利益 | 565 | 559 |
| 販売費及び一般管理費 | 2,795 | 2,748 |
| 営業損失() | 230 | 189 |
| 営業外収益 | | |
| 受取利息 | 12 | 115 |
| 受取配当金 | 11 | 112 |
| 為替差益 | - | 68 |
| その他 | 16 | 8 |
| 営業外収益合計 | 10 | 105 |
| 営業外費用 | | |
| 支払利息 | 21 | 16 |
| 社債利息 | - | 23 |
| 株式交付費償却 | 13 | 11 |
| 株式公開費用 | 0 | - |
| 為替差損 | 209 | - |
| 貸倒引当金繰入額 | - | 17 |
| その他 | 6 | 25 |
| 営業外費用合計 | 251 | 93 |
| 経常損失() | 471 | 177 |
| 特別利益 | | |
| 子会社株式売却益 | - | 660 |
| その他 | - | 8 |
| 特別利益合計 | - | 668 |
| 特別損失 | | |
| 減損損失 | 82 | - |
| 関係会社株式評価損 | 298 | 87 |
| その他 | - | 0 |
| 特別損失合計 | 380 | 87 |
| 税引前当期純利益又は税引前当期純損失() | 852 | 402 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 6 | 55 |
| 当期純利益又は当期純損失() | 859 | 347 |

【売上原価明細書】

| 区分 | 注記 番号 | 前事業年度 (自 2015年9月1日 至 2016年8月31日) | | 当事業年度 (自 2016年9月1日 至 2017年8月31日) | |
|------------|----------|--|------------|--|------------|
| | | 金額(百万円) | 構成比 (%) | 金額(百万円) | 構成比 (%) |
| 仕入 | | 2,431 | 100.0 | 625 | 100.0 |
| 経費 | | - | - | - | - |
| 小計 | | 2,431 | 100.0 | 625 | 100.0 |
| 期首商品たな卸高 | | 4 | | - | |
| 合計 | | 2,435 | | 625 | |
| 会社分割による減少高 | | 15 | | - | |
| 期末商品たな卸高 | | - | | - | |
| 当期売上原価 | | 2,420 | | 625 | |

【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2015年9月1日 至 2016年8月31日）

（単位：百万円）

| | 株主資本 | | | | | | 純資産合計 |
|---------------------|-------|-------|---------|-------------------------|---------|--------|-------|
| | 資本金 | 資本剰余金 | | 利益剰余金 | | 株主資本合計 | |
| | | 資本準備金 | 資本剰余金合計 | その他 利益剰余金 繰越利益剰余金 | 利益剰余金合計 | | |
| 当期首残高 | 4,628 | 4,617 | 4,617 | 1,013 | 1,013 | 8,232 | 8,232 |
| 当期変動額 | | | | | | | |
| 新株の発行 | 34 | 34 | 34 | | - | 69 | 69 |
| 会社分割による減少 | | | - | 14 | 14 | 14 | 14 |
| 当期純損失（ ） | | | - | 859 | 859 | 859 | 859 |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） | | | - | | - | - | - |
| 当期変動額合計 | 34 | 34 | 34 | 873 | 873 | 803 | 803 |
| 当期末残高 | 4,663 | 4,652 | 4,652 | 1,887 | 1,887 | 7,428 | 7,428 |

当事業年度（自 2016年9月1日 至 2017年8月31日）

（単位：百万円）

| | 株主資本 | | | | | | 新株予約権 | 純資産合計 |
|---------------------|-------|-------|---------|-------------------------|---------|--------|-------|-------|
| | 資本金 | 資本剰余金 | | 利益剰余金 | | 株主資本合計 | | |
| | | 資本準備金 | 資本剰余金合計 | その他 利益剰余金 繰越利益剰余金 | 利益剰余金合計 | | | |
| 当期首残高 | 4,663 | 4,652 | 4,652 | 1,887 | 1,887 | 7,428 | - | 7,428 |
| 当期変動額 | | | | | | | | |
| 新株の発行 | 27 | 27 | 27 | | - | 55 | | 55 |
| 当期純利益 | | | - | 347 | 347 | 347 | | 347 |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） | | | - | | - | - | 36 | 36 |
| 当期変動額合計 | 27 | 27 | 27 | 347 | 347 | 402 | 36 | 438 |
| 当期末残高 | 4,690 | 4,679 | 4,679 | 1,540 | 1,540 | 7,830 | 36 | 7,867 |

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 資産の評価基準及び評価方法

- (1) 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法
(2) その他有価証券
時価のないもの 移動平均法による原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

- (1) 有形固定資産 定率法によっております。(注)
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。
建物 8年～15年
工具、器具及び備品 3年～8年
(注) 2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については定額法によっております。

(2) 無形固定資産

自社利用のソフトウェア 社内における利用可能期間(3～5年)に基づく定額法によっております。
その他の無形固定資産 定額法によっております。

3. 繰延資産の処理方法

株式交付費 3年間で均等償却しております。

4. 引当金の計上基準

貸倒引当金 売上債権、貸付金等の債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

5. 収益及び費用の計上基準

役務の提供が完了した日を基準としております。

6. その他財務諸表の作成のための基本となる重要な事項

イ. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建て金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

ロ. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当事業年度の費用として処理しております。

(会計方針の変更)

該当事項はありません。

(表示方法の変更)

(損益計算書)

前事業年度において、「営業外収益」の「その他」に含めていた「受取利息」及び「受取配当金」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より独立掲記することとしました。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の損益計算書において、「営業外収益」の「その他」に表示していた10百万円は、「受取利息」2百万円、「受取配当金」1百万円、「その他」6百万円として組み替えております。

前事業年度において、「営業外費用」の「その他」に含めていた「支払利息」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より独立掲記することとしました。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の損益計算書において、「営業外費用」の「その他」に表示していた28百万円は、「支払利息」21百万円、「その他」6百万円として組み替えております。

(会計上の見積りの変更)

該当事項はありません。

(追加情報)

(繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日)を当
事業年度から適用し、繰延税金資産の回収可能性に関する会計処理の方法の一部を見直しております。

なお、当該変更に伴う当事業年度の財務諸表への影響はありません。

(貸借対照表関係)

1 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

| | 前事業年度 (2016年8月31日) | 当事業年度 (2017年8月31日) |
|--------|-----------------------|-----------------------|
| 短期金銭債権 | 560百万円 | 816百万円 |
| 長期金銭債権 | - | 861 |
| 短期金銭債務 | 457 | 3 |

2 財務制限条項

前事業年度(2016年8月31日)

当社が、取引銀行と締結している一部借入契約については、決算数値について一定の条件の財務制限条項が
付されており、同条項に抵触しておりますが、適用免除に関する協議を進めております。

対象となる借入金残高は次のとおりであります。

1年内返済予定の長期借入金 680百万円
長期借入金 860百万円

当事業年度(2017年8月31日)

当社が、取引銀行と締結している一部借入契約については、決算数値について一定の条件の財務制限条項が
付されており、同条項に抵触しておりますが、協議の上、適用免除とされております。

対象となる借入金残高は次のとおりであります。

1年内返済予定の長期借入金 200百万円
長期借入金 50百万円

(損益計算書関係)

1 関係会社との取引高

| | 前事業年度 (自 2015年9月1日 至 2016年8月31日) | 当事業年度 (自 2016年9月1日 至 2017年8月31日) |
|------------|--|--|
| 営業取引による取引高 | | |
| 売上高 | 143百万円 | 503百万円 |
| 仕入高 | 1,164 | 205 |
| 営業取引以外の取引高 | 2 | 27 |

2 販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度3%、当事業年度8%、一般管理費に属する費用
のおおよその割合は前事業年度97%、当事業年度92%であります。

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

| | 前事業年度 (自 2015年9月1日 至 2016年8月31日) | 当事業年度 (自 2016年9月1日 至 2017年8月31日) |
|-------|--|--|
| 給料手当 | 307百万円 | 252百万円 |
| 支払報酬 | 57 | 83 |
| 通信費 | 62 | 37 |
| 減価償却費 | 93 | 27 |

(有価証券関係)

前事業年度(2016年8月31日)

投資有価証券(貸借対照表計上額は7百万円)、関係会社株式(貸借対照表計上額は子会社株式5,737百万円、関連会社株式45百万円)及び関係会社出資金(貸借対照表計上額は87百万円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

当事業年度(2017年8月31日)

投資有価証券(貸借対照表計上額は35百万円)、関係会社株式(貸借対照表計上額は子会社株式6,743百万円、関連会社株式91百万円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

| | 前事業年度 (2016年8月31日) | 当事業年度 (2017年8月31日) |
|-----------|-----------------------|-----------------------|
| 繰延税金資産 | | |
| 関係会社株式評価損 | 91百万円 | 118百万円 |
| 減損損失 | 23 | 6 |
| 繰越欠損金 | 439 | 368 |
| 資産除去債務 | 2 | - |
| その他 | 11 | 14 |
| 繰延税金資産小計 | 568 | 508 |
| 評価性引当額 | 568 | 508 |
| 繰延税金資産合計 | - | - |
| 繰延税金資産の純額 | - | - |

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

| | 前事業年度 (2016年8月31日) | 当事業年度 (2017年8月31日) |
|---------------------|-----------------------|-----------------------|
| 法定実効税率 | - % | 30.9% |
| (調整) | | |
| 交際費等永久に損金算入されない項目 | - | 0.2 |
| 受取配当金等永久に益金算入されない項目 | - | 0.9 |
| 住民税均等割 | - | 0.9 |
| 欠損金の当期控除額 | - | 18.1 |
| その他 | - | 0.8 |
| 税効果会計適用後の法人税等の負担率 | - | 13.8 |

(注)前事業年度は税引前当期純損失を計上しているため、記載を省略しております。

(企業結合等関係)

連結財務諸表の「連結財務諸表注記 6. 企業結合」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(重要な後発事象)

当事業年度終了後に、第12回新株予約権の一部について権利行使がありました。当該新株予約権の権利行使の概況は次のとおりです。

- (1) 株式の種類 普通株式
- (2) 行使価額 3,575円
- (3) 株式数 394,600株
- (4) 払込総額 1,410百万円
- (5) 資本組入額 705百万円

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

(単位：百万円)

| 区分 | 資産の種類 | 当期首残高 | 当期増加額 | 当期減少額 | 当期償却額 | 当期末残高 | 減価償却累計額 |
|--------|---------------|-------|-------|-------|-------|-------|---------|
| 有形固定資産 | 建物 | 11 | - | - | 1 | 9 | 7 |
| | 工具、器具 及び備品 | 8 | 3 | 0 | 4 | 7 | 20 |
| | 建設仮勘定 | - | 4 | - | - | 4 | - |
| | 計 | 19 | 8 | 0 | 6 | 21 | 27 |
| 無形固定資産 | 特許権 | 0 | - | - | 0 | 0 | |
| | 商標権 | 1 | - | - | 0 | 1 | |
| | ソフトウェア | 204 | 20 | 167 | 20 | 36 | |
| | その他 | 38 | 7 | 39 | - | 6 | |
| | 計 | 244 | 28 | 206 | 21 | 44 | |

(注)「ソフトウェア」の「当期減少額」は主に会社分割に伴う株式会社メタップスリンクスへの承継によるものであります。

【引当金明細表】

(単位：百万円)

| 科目 | 当期首残高 | 当期増加額 | 当期減少額 | 当期末残高 |
|-------|-------|-------|-------|-------|
| 貸倒引当金 | - | 17 | - | 17 |

(2)【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3)【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

| | |
|------------|---|
| 事業年度 | 毎年9月1日から翌年8月31日まで |
| 定時株主総会 | 毎事業年度終了後3ヶ月以内 |
| 基準日 | 8月31日 |
| 剰余金の配当の基準日 | 2月末日 8月31日 |
| 1単元の株式数 | 100株 |
| 単元未満株式の買取り | |
| 取扱場所 | (特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行営業部 |
| 株主名簿管理人 | (特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 |
| 取次所 | |
| 買取手数料 | 株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額 |
| 公告掲載方法 | 電子公告により行う。ただし電子公告によることができない事故その他やむを得ない事由が生じたときは、官報に掲載して行う。 公告掲載URL http://www.metaps.com/ |
| 株主に対する特典 | 該当事項はありません。 |

(注) 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使できない旨、定款に定めております。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定により請求をする権利
- (3) 株主の有する株式に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 単元未満株式の買増しを請求する権利

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

第9期（自 2015年9月1日 至 2016年8月31日）

2016年11月30日関東財務局長に提出。

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

2016年11月30日関東財務局長に提出。

(3) 四半期報告書及び確認書

第10期第1四半期（自 2016年9月1日 至 2016年11月30日）

2017年1月16日関東財務局長に提出。

第10期第2四半期（自 2016年12月1日 至 2017年2月28日）

2017年4月14日関東財務局長に提出。

第10期第3四半期（自 2017年3月1日 至 2017年5月31日）

2017年7月14日関東財務局長に提出。

(4) 四半期報告書の訂正報告書及び確認書

第10期第1四半期（自 2016年9月1日 至 2016年11月30日）

2017年10月30日関東財務局長に提出。

第10期第2四半期（自 2016年12月1日 至 2017年2月28日）

2017年10月30日関東財務局長に提出。

第10期第3四半期（自 2017年3月1日 至 2017年5月31日）

2017年10月30日関東財務局長に提出。

(5) 臨時報告書

2016年11月30日関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議案ごとの議決権行使の結果）に基づく臨時報告書であります。

(6) 有価証券届出書及びその添付書類

2017年1月26日関東財務局長に提出。

新株予約権証券のその他の者に対する割当に係る有価証券届出書

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2017年11月29日

株式会社メタップス

取締役会 御中

P w C あらた有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 千代田 義央 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 鈴木 智佳子 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社メタップスの2016年9月1日から2017年8月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結持分変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結財務諸表注記について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」第93条の規定により国際会計基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、国際会計基準に準拠して、株式会社メタップス及び連結子会社の2017年8月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

その他の事項

会社の2016年8月31日をもって終了した前連結会計年度に係る国際会計基準に準拠して作成された連結財務諸表及びIFRS移行日(2015年9月1日)の連結財政状態計算書及びその注記については、前任監査人の監査の対象となっていない。ただし、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠した2016年8月31日をもって終了した前連結会計年度に係る連結財務諸表及び2015年8月31日をもって終了した連結会計年度に係る連結財務諸表は、前任監査人によって監査が実施されている。前任監査人は、2016年8月31日をもって終了した連結会計年度に係る当該連結財務諸表に対して2016年11月29日付けで無限定適正意見、2015年8月31日をもって終了した連結会計年度に係る当該連結財務諸表に対して2015年11月30日付けで無限定適正意見を表明している。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2017年11月29日

株式会社メタップス
取締役会 御中

P w C あらた有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 千代田 義央 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 鈴木 智佳子 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社メタップスの2016年9月1日から2017年8月31日までの第10期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社メタップスの2017年8月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

その他の事項

会社の2016年8月31日をもって終了した前事業年度の財務諸表は、前任監査人によって監査されている。前任監査人は、当該財務諸表に対して2016年11月29日付けで無限定適正意見を表明している。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。